

## 第7章　投資財政計画

---

### 1. 投資財政計画

令和8年度から令和12年度の投資財政計画については、別紙のとおりです。なお、参考として現時点で想定される令和13年度から令和17年度までの投資財政計画についても別紙で記載していますが、物価動向等が見込めないことから、令和12年度見込額を元に水量見込のみを反映して試算しています。

### 2. 投資計画

#### (1) 投資計画の評価

令和3年3月の投資計画（以下「旧投資計画」という。）では、雨水対策・施設増設は早期完成に向けて重点的に予算配分し、改築更新（耐震化等含む）は、長期的に施設のリスクを悪化させないために必要な予算を確保することとし、計画を策定しました。

策定後、いろは呑龍トンネルの事業実施計画の変更や木津川流域下水道への宇治田原町の編入に係る施設整備の追加があったほか、予算の確保状況を踏まえて一部事業の実施を先送りにするなど、投資計画と実態に乖離が生じており、投資計画の見直しが必要となっています。

#### (2) 投資計画の見直し

これまでの投資や施設整備等の進捗状況を踏まえ、各事業（雨水対策、施設増設、改築更新（耐震化・耐水化含む））の優先度を勘案し、各年度の投資額の平準化を図ります。かつ各年での投資額の偏りが小さい公共投資となるよう、必要な予算を計上し、計画を策定します。

## ① 雨水対策

いちは呑龍トンネルの令和9年度完成に向けて予算を重点的に配分することとしており、これまで南幹線管渠、呑龍ポンプ場、調整池等を整備・供用してきました。今後、残る3箇所の公共下水接続施設の整備を推進し、早期の効果発現を図ります。

## ② 施設増設

安定的な汚水処理や污水処理の広域化を行うための必要な施設整備を推進するため、予算を重点的に配分することとしており、これまで洛南浄化センターの水処理施設E系列(1/2)や木津川上流浄化センターの水処理施設上屋、宮津幹線二条化などを整備・供用をしてきました。

今後、宇治田原町の木津川流域下水道への編入に係る施設整備や洛南浄化センターの水処理施設E系列の関連施設の整備(中央進入路、急速ろ過施設能力増強)、木津川上流流域下水道相楽中継ポンプ場のポンプ設備増設などを推進します。

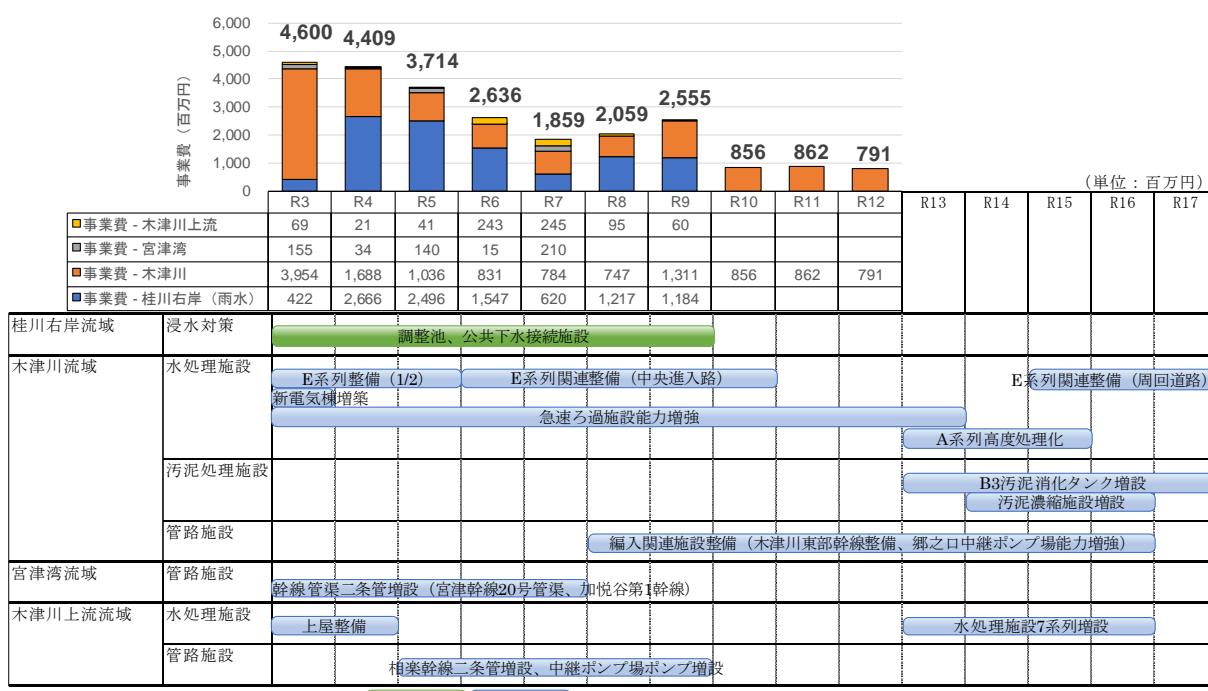


図 7.1 今後必要投資額の見通し（施設増設・雨水）

### ③ 改築更新（耐震化・耐水化含む）

下水道施設の強靭化を図るため、老朽化対策にあっては長期的にリスクを悪化させないために必要な予算を、耐震化にあっては「京都府上下水道耐震化計画」に基づく耐震補強に必要な予算を配分することとしており、洛西浄化センターの自家発電設備、木津川上流浄化センターの中央監視制御設備の改築、宮津湾流域下水道幹線管渠の長寿命化（管更生）、各流域において耐震補強を行うための調査・設計などを行ってきました。

今後、老朽化対策として洛西浄化センターの汚泥濃縮施設・B系水処理施設、洛南浄化センターの汚泥乾燥設備、宮津湾浄化センターの汚泥脱水設備・中継ポンプ場の電気設備、木津川上流浄化センターの汚泥濃縮施設、酸素発生設備の更新を推進するとともに、各流域で施設の耐震化を併せて実施します。

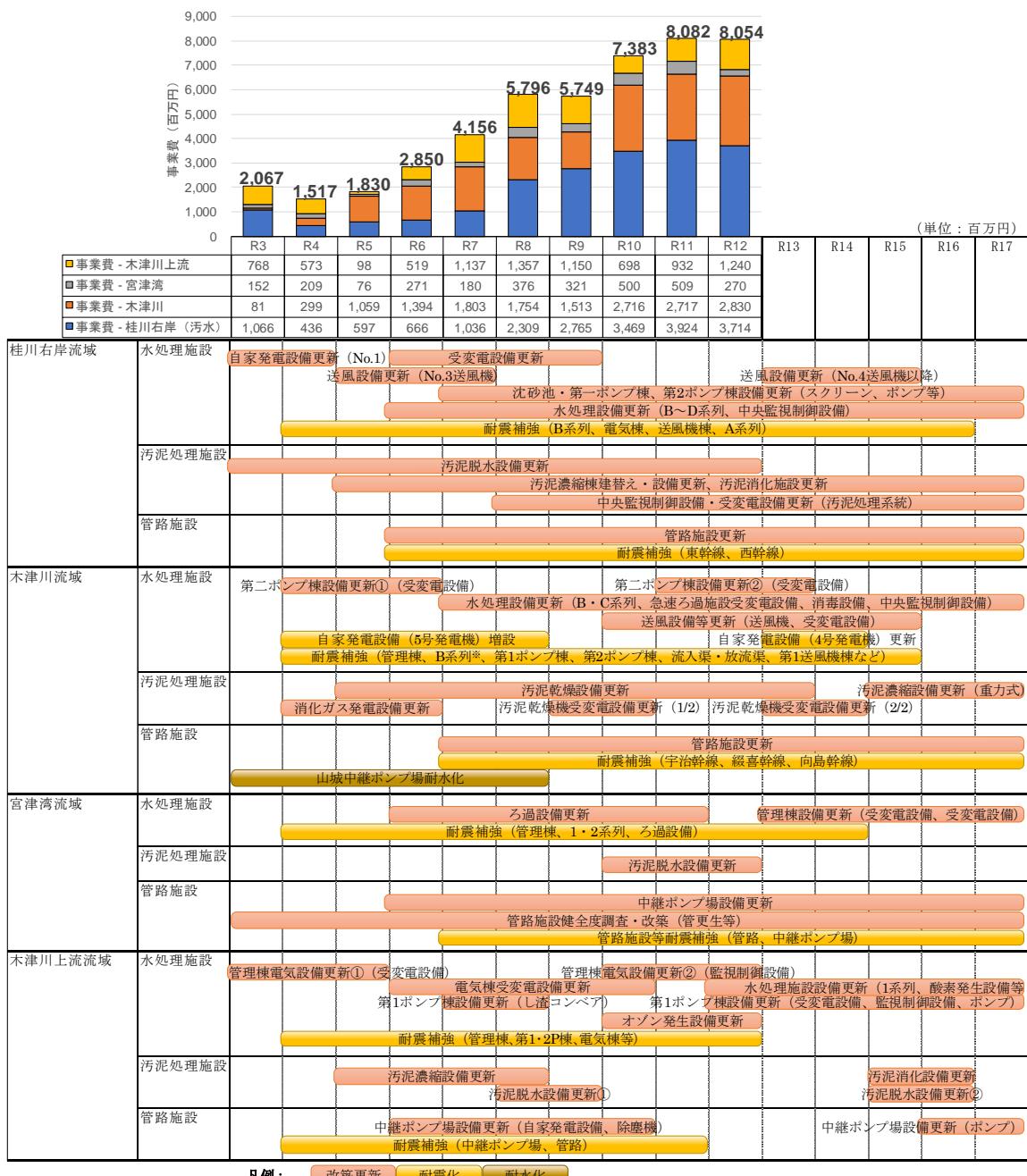
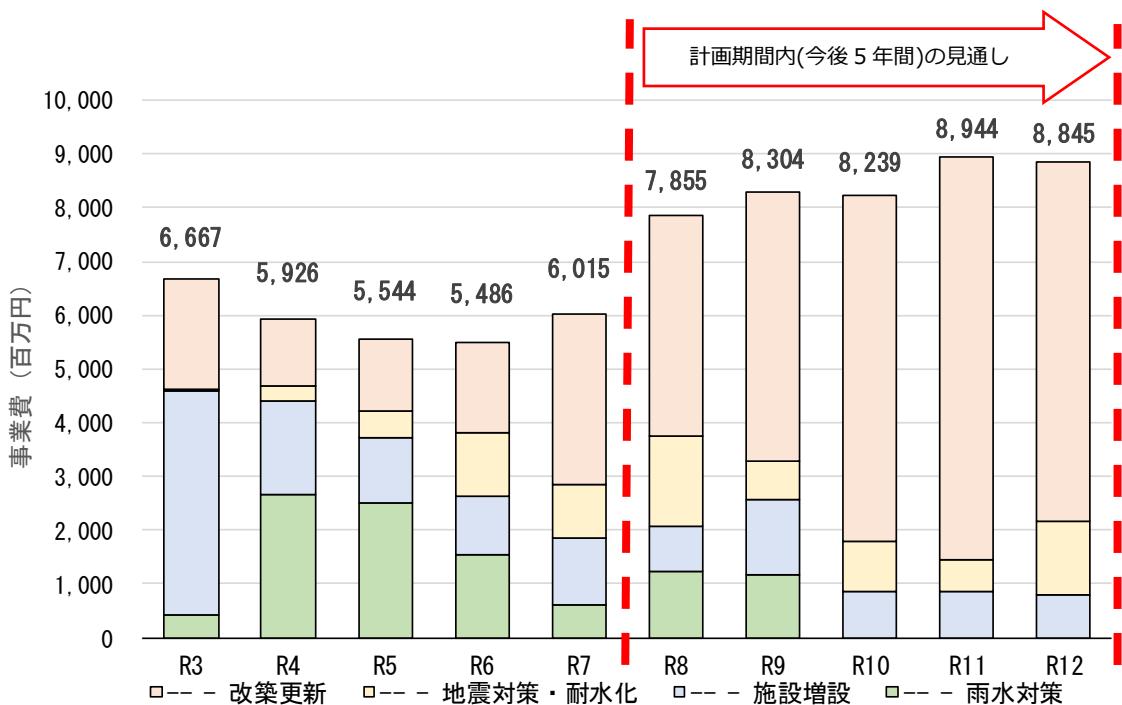


図 7.2 今後必要投資額の見通し（改築更新・耐震）

#### ④ まとめ

投資計画を見直し、令和3～12年度の投資総額を約718億円、令和8～12年度の平均投資額を年間約84億円とする計画としており、令和8～12年度の平均投資額の内訳は、施設増設・雨水対策に約14億円、改築更新・地震対策・耐水化に約70億円となっています。令和11年度以降は旧投資計画で定めた投資上限を超過していますが、日本下水道事業団への事務委託や公民連携などの取組を促進することにより、執行体制を確保するほか、国への予算要望にあたっては、国土強靭化予算を活用するとともに、社会资本整備総合交付金の重点配分項目や個別補助事業への切り出しを積極的に行うなど、国費支援を最大限有効活用できるよう努めます。



	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	総計
改築更新	2,053	1,231	1,313	1,676	3,173	4,113	5,029	6,455	7,482	6,682	39,207
地震対策・耐水化	14	286	517	1,173	983	1,683	720	928	600	1,372	8,276
施設増設	4,178	1,743	1,217	1,089	1,239	842	1,371	856	862	791	14,188
雨水対策	422	2,666	2,496	1,547	620	1,217	1,184				10,152
合計	6,667	5,926	5,544	5,486	6,015	7,855	8,304	8,239	8,944	8,845	71,824

図 7.3 今後必要投資額の見通し

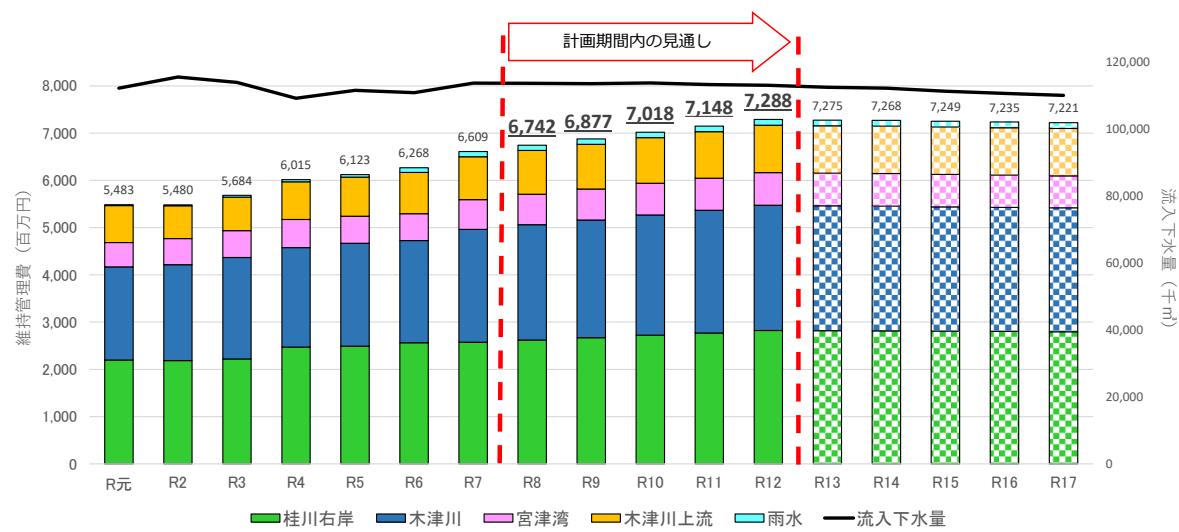
※本投資計画は、国庫補助が満額充当される前提の試算であり、また緊急的な施設整備や更新等により事業の優先順位や金額が変更になることがあります。

### 3. 維持管理計画

維持管理費については、運転管理委託料、動力費、修繕費などの各項目について計画期間中（令和12年度まで）の必要額を試算しました。処理水量は横ばいとなりますが、諸物価高騰や労務単価上昇による運転管理委託料や動力費・薬品費等の増が見込まれることから令和12年度には73億円の維持管理費が必要となる見込みです。

維持管理費の増は市町負担金の増につながりますので、今後もさらなる汚泥の有効利用、省エネ設備の導入・共同化の取組などを図り、維持管理費の削減に努めます。

また、参考として令和13年度から5年間の見込についても示していますが、物価動向等が見込めないことから、令和12年度見込額を元に水量見込のみを反映して試算しています。



<流域内訳> (単位: 百万円)																
	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	
桂川右岸	2,221	2,470	2,489	2,563	2,573	2,622	2,671	2,722	2,770	2,822	2,817	2,814	2,807	2,802	2,797	
木津川	2,148	2,107	2,181	2,162	2,388	2,438	2,490	2,545	2,596	2,650	2,645	2,642	2,633	2,627	2,621	
宮津湾	568	596	571	570	632	645	657	671	681	692	689	687	684	681	678	
木津川上流	709	795	829	874	907	926	945	964	983	1,003	1,003	1,004	1,004	1,004	1,004	
雨水	38	47	53	99	109	111	114	116	118	121	121	121	121	121	121	
合計	5,684	6,015	6,123	6,268	6,609	6,742	6,877	7,018	7,148	7,288	7,275	7,268	7,249	7,235	7,221	

図 7.4 今後必要な維持管理費の見通し

#### 4. 今後の財政収支見通し

投資計画と維持管理計画を踏まえた今後5年間の収益的収支・資本的収支の見通しは次のとおりです。なお、市町負担金等の算定方法の見直しについては、導入時期が見込めないことから、今後の財政収支見通しには反映していません。

##### (1) 収益的収支の見通し

(単位：百万円)

	R7	R8	R9	R10	R11	R12
収益的収入	13,845	14,167	14,424	14,683	15,019	15,374
営業収益	7,045	7,147	7,272	7,414	7,549	7,682
維持管理負担金	7,003	7,104	7,228	7,370	7,504	7,636
その他収益	42	43	44	44	45	46
営業外収益	6,800	7,020	7,152	7,269	7,470	7,692
他会計補助金	1,397	1,508	1,590	1,672	1,779	1,901
長期前受金戻入	5,400	5,509	5,558	5,593	5,687	5,787
雑収益	3	3	4	4	4	4
収益的支出	13,845	14,167	14,424	14,683	15,019	15,374
営業費用	13,529	13,841	14,075	14,307	14,584	14,874
職員給与費	247	253	261	269	277	286
維持管理費	6,609	6,742	6,877	7,018	7,148	7,288
減価償却費	6,535	6,708	6,799	6,882	7,021	7,162
資産減耗費	138	138	138	138	138	138
営業外費用	316	326	349	376	435	500
支払利息等	282	291	313	340	398	463
その他支出	34	35	36	36	37	37
損益	0	0	0	0	0	0

維持管理負担金については、実績額に応じて精算しており、また資本費に係る他会計補助金（一般会計繰入金）については減価償却費・資産減耗費（長期前受金戻入を除く）の額で計上することから収益的収支は均衡する見込です。

##### (2) 資本的収支の見通し

(単位：百万円)

	R7	R8	R9	R10	R11	R12
資本的収入	7,402	9,298	10,121	12,181	12,061	14,399
企業債	2,294	2,748	3,342	5,209	4,478	6,910
他会計出資金	246	260	250	266	267	237
国庫補助金	3,710	4,726	4,754	5,172	5,688	5,658
市町建設負担金	1,152	1,564	1,775	1,534	1,628	1,594
資本的支出	8,676	10,636	11,500	13,607	13,533	15,911
建設改良費	6,365	8,205	8,654	8,589	9,294	9,195
企業債償還金	2,311	2,431	2,846	5,018	4,239	6,716
収支差引	△ 1,274	△ 1,338	△ 1,379	△ 1,426	△ 1,472	△ 1,512

### (3) 収入及び支出額の計上方法（算定条件）

項目		計上方法
収益的 収支	維持管理負担金 (汚水・雨水負担金)	維持管理費から算定
	維持管理負担金 (資本費)	・企業債元利償還金ベースで算定 ・府・市町間の負担割合については令和7年度の割合で計上（実際の割合は今後の府・市町との協議により決定）
	他会計補助金（一般会計繰入金・高度処理・雨水処理費）	・維持管理費から算定 ・高度処理・雨水処理費について負担割合1/2（現行と同様）
	他会計補助金（一般会計繰入金・資本費）	・企業債元利償還金ベースで算定し、減価償却費（長期前受金戻入を除く）の額まで計上 ・府・市町間の負担割合については令和7年度の割合で計上（実際の割合は今後の府・市町との協議により決定）
	長期前受金戻入	減価償却費に対応する国庫補助金、建設負担金等相当額
	職員給与費	令和6年度を基準値とし、給与改定率3%を見込む
	運転管理費、保守点検費	令和6年度を基準値とし、物価上昇率2%を見込む
	動力費、薬品費	令和6年度を基準値とし、水量比例の上、物価上昇率2%を見込む
	減価償却費	現在保有資産と投資計画に基づく今後取得予定資産から算定
	修繕費	過去5年平均を基準値とし、物価上昇率2%を見込む
資本的 収支	支払利息	令和7年6月借入金利である利率1.685%（年利）で計上
	企業債	新発債、借換債、資本費平準化債をそれぞれ計上
	他会計出資金	一般会計繰入金のうち、減価償却費（長期前受金戻入を除く）の額を超える額を計上
	国庫補助金	現行制度の補助率で計上
	市町建設負担金	国庫補助を除いた建設改良費の1/2で計上
	建設改良費	投資計画から算定
	企業債償還金	30年償還（5年据え置き元利均等）で計上

### (4) 維持管理負担金の見通し

維持管理負担金の今後5年間の見通しについては以下のとおりです。維持管理費の増加に伴って、維持管理負担金についても増加する見込ですが、維持管理負担金については、実際に運営に要した費用を市町に負担いただき、実績に応じて翌年度に精算する仕組みとなっていますので、今後も経費削減の取組を進め、維持管理負担金の低減を図ります。

#### ① 全流域合計の見通し

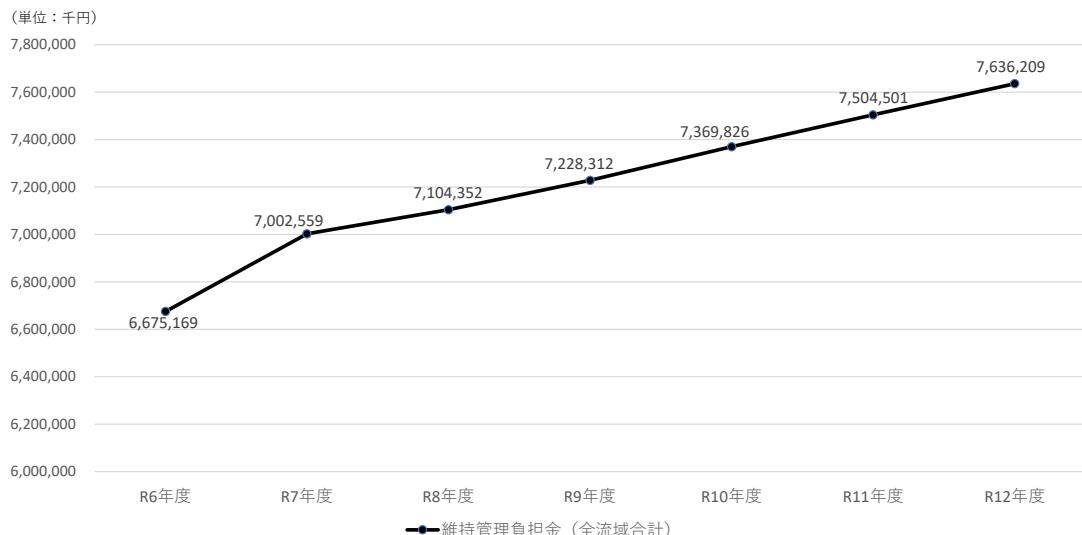


図 7.5 維持管理負担金の見通し〔全流域合計〕

## ② 流域毎の見通し

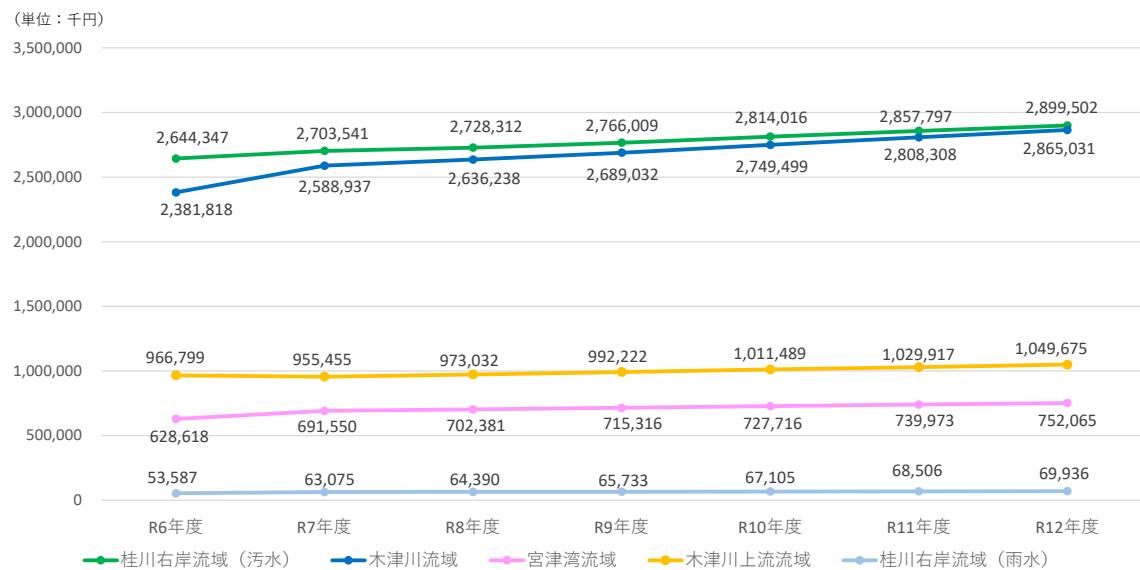


図 7.6 維持管理負担金の見通し〔流域毎〕

※今後の物価動向や事業進捗状況によって維持管理負担金の見通しが変動する可能性があるほか、府・市町間の資本費負担割合を令和7年度の割合で見込んでいることから、今後の府・市町との協議結果によって見通しも変動することが考えられます。

## 5. 業績指標の目標・経営戦略の事後検証

経営健全化に関する業績指標とその目標値を定め、経営分析に基づく経営管理を推進します。そして、引き続き、経費削減や収入確保・計画的な施設の改築更新等に取り組むとともに、各指標の目標達成状況の把握や検証を通じて経営の現状・課題等を分析し、持続可能な経営に努めます。

また、経営戦略については、毎年、経営審議会で事業の進捗状況や計画との乖離等を確認し、必要に応じて計画を修正します。

表 7.1 業績指標の目標

業績指標	R6実績	R10目標 (中間目標)	R12目標	目標設定の考え方
経常収支比率	100.34%	100%以上	100%以上	経常収支の黒字
累積欠損金比率	0.71%	0%	0%	累積欠損金の解消
汚水処理原価	55.83円	60.55円以下	63.45円以下	投資計画・財政計画から見込まれる汚水処理原価から低減
有形固定資産減価償却率	24.62%	33.62%以下	36.47%以下	投資計画に基づく改築更新により想定される率から低減

**投資・財政計画**  
(収支計画)

(単位:千円)

年 度 区 分		元年度 (決算)	2年度 (決算)	3年度 (決算)	4年度 (決算)	5年度 (決算)	6年度 (決算)	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
収益的収入の	1. 営業収益(A)	5,900,598	5,755,813	5,475,912	6,160,529	6,500,087	6,716,233	7,044,444	7,147,075	7,271,889	7,414,275	7,549,839	7,682,454	7,669,903	7,665,285	7,658,212	7,636,631	7,634,260
	(1)維持管理負担金	5,874,173	5,731,954	5,447,353	6,139,731	6,474,110	6,675,169	7,002,559	7,104,352	7,228,312	7,369,826	7,504,501	7,636,209	7,623,658	7,619,040	7,611,967	7,590,386	7,588,015
	維持管理費(汚水・雨水)	5,772,381	5,690,881	5,403,621	5,637,728	5,910,741	6,146,166	6,487,491	6,619,245	6,753,948	6,896,133	7,026,666	7,166,167	7,153,335	7,146,697	7,127,580	7,114,618	7,101,342
	維持管理費(資本費)	101,792	41,073	43,732	502,003	563,369	529,003	515,068	485,107	474,364	473,693	477,835	470,042	470,323	472,343	484,387	475,768	486,673
	(2)その他	26,425	23,859	28,559	20,798	25,977	41,064	41,885	42,723	43,577	44,449	45,338	46,245	46,245	46,245	46,245	46,245	46,245
	2. 営業外収益	10,673,143	6,885,122	6,562,955	6,744,099	6,527,539	6,950,595	6,800,442	7,020,425	7,151,224	7,269,013	7,470,765	7,692,110	7,694,651	7,869,315	8,137,674	8,397,053	8,604,297
	(1)補助金	612,423	645,844	584,155	1,305,338	1,266,159	1,445,239	1,396,996	1,508,031	1,589,744	1,671,811	1,779,424	1,901,341	1,981,213	2,062,442	2,142,031	2,226,602	2,279,393
	高度処理雨水処理費	286,250	282,208	243,604	260,208	275,277	301,105	294,531	300,566	306,317	312,010	318,757	325,214	324,759	324,588	323,841	323,377	322,895
	資本費	11,144	12,782	25,590	31,071	30,929	66,240	63,075	64,390	65,733	67,105	68,506	69,937	69,937	69,937	69,937	69,937	69,937
	(2)長期前受金戻入	10,057,108	6,235,801	5,974,401	5,435,089	5,257,858	5,501,912	5,399,933	5,508,810	5,557,825	5,593,474	5,687,539	5,786,891	5,709,559	5,802,995	5,991,764	6,166,573	6,321,025
収益的収入の	(3)雑収益	3,612	3,477	4,399	3,672	3,522	3,444	3,513	3,583	3,655	3,728	3,802	3,879	3,879	3,879	3,879	3,879	3,879
	収入計(C)	16,573,741	12,640,935	12,038,867	12,904,628	13,027,626	13,666,828	13,844,886	14,167,500	14,423,113	14,683,288	15,020,604	15,374,564	15,364,553	15,534,600	15,795,885	16,033,684	16,238,557
	1. 営業費用	17,319,922	12,857,288	12,754,630	12,861,219	12,786,172	13,292,035	13,529,245	13,841,868	14,074,609	14,306,956	14,585,844	14,873,819	14,789,783	14,920,435	15,150,615	15,369,029	15,566,608
	(1)職員給与費	226,485	219,962	208,416	211,924	218,051	239,327	246,507	253,902	261,519	269,365	277,446	285,769	285,769	285,769	285,769	285,769	285,769
	(2)経営費	5,482,276	5,479,201	5,684,198	6,015,584	6,124,225	6,267,599	6,609,905	6,741,841	6,876,251	7,017,890	7,148,731	7,288,042	7,274,754	7,267,945	7,248,081	7,234,655	7,220,897
	動力費	501,758	450,952	479,926	806,250	691,787	664,500	705,762	717,769	730,055	743,082	752,727	764,376	760,209	758,095	751,915	747,776	743,521
	修繕費	1,393,412	1,388,872	1,522,271	1,378,011	1,254,856	1,215,157	1,378,870	1,406,447	1,434,576	1,463,268	1,492,533	1,522,384	1,522,384	1,522,384	1,522,384	1,522,384	1,522,384
	その他	3,587,106	3,639,377	3,682,001	3,831,323	4,177,582	4,387,942	4,525,273	4,617,624	4,711,620	4,811,541	4,903,471	5,001,282	4,992,162	4,987,467	4,973,783	4,964,496	4,954,993
	(3)減価償却費	11,611,161	7,158,125	6,462,789	6,585,203	6,322,579	6,663,748	6,534,751	6,708,042	6,798,755	6,881,618	7,021,585	7,161,925	7,091,177	7,228,637	7,478,682	7,710,522	7,921,859
	(4)資産減耗費	0	0	399,227	48,508	121,317	121,361	130,083	138,083	138,083	138,083	138,083	138,083	138,083	138,083	138,083	138,083	138,083
	2. 営業外費用	458,934	418,814	380,603	351,866	335,330	328,278	315,641	325,632	348,504	376,332	434,760	500,746	574,770	614,165	645,270	664,655	671,948
収益的支出の	(1)支払利息	433,786	391,927	354,442	325,358	307,472	294,863	281,558	290,867	313,044	340,162	397,867	463,115	537,139	576,534	607,640	627,024	634,318
	(2)その他	25,148	26,887	26,161	26,508	27,858	33,415	34,083	34,765	35,460	36,169	36,893	37,631	37,631	37,631	37,631	37,631	37,631
	支出計(D)	17,778,856	13,276,102	13,135,233	13,213,085	13,121,502	13,620,313	13,844,886	14,167,500	14,423,113	14,683,288	15,020,604	15,374,564	15,364,553	15,534,600	15,795,885	16,033,684	16,238,557
	経常損益(O)-(E)	△ 1,205,115	△ 635,167	△ 1,096,366	△ 308,457	△ 93,876	46,515	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	特別利益(F)	92,692	0	0	1,454,327	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	特別損失(G)	296,186	0	0	951,432	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	特別損益(F)-(G)(H)	△ 203,494	0	0	502,895	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	当年度純利益(又は純損失)(E)-(H)	△ 1,408,609	△ 635,167	△ 1,096,366	194,438	△ 93,876	46,515	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	1. 企業債	4,349,100	6,901,900	4,865,000	4,439,000	3,338,000	3,219,000	2,293,902	2,747,704	3,341,654	5,208,835	4,477,727	6,909,732	4,712,133	4,815,478	4,531,111	4,132,645	2,510,713
	建設改良	2,028,000	2,728,600	1,215,000	1,600,000	1,944,000	1,500,000	1,502,201	1,914,423	2,124,752	1,883,752	1,977,919	1,943,586	1,970,918	1,941,668	1,998,918	1,924,669	1,904,335
収益的支出の	その他	2,321,100	4,173,300	3,650,000	2,839,000	1,394,000	1,719,000	791,701	833,281	1,216,902	3,325,083	2,499,808	4,966,146	2,741,215	2,873,810	2,532,193	2,207,976	606,378
	2. 会計出資金	1,300,150	908,545	784,434	85,984	484,362	264,870	246,366	260,229	250,100	266,493	266,735	236,513	290,870	256,734	248,498	247,029	225,365
	3. 国庫補助金	3,896,047	4,733,982	4,713,908	4,022,237	4,183,837	2,864,620	3,710,300	4,726,178	4,754,499	5,171,500	5,688,167	5,657,833	5,612,166	5,517,667	5,849,167	5,413,666	5,441,333
	4. 市町負担金	2,288,327	2,335,894	1,855,104	1,263,476	1,383,684	1,225,694	1,152,199	1,564,419	1,774,749	1,533,748	1,627,914	1,593,581	1,620,916	1,591,666	1,648,916	1,574,666	1,554,333
	建設負担金	1,795,261	1,785,053	1,330,885	1,263,476	1,383,684	1,225,694	1,152,199	1,564,419	1,774,749	1,533,748	1,627,914	1,593,581	1,620,916	1,591,666	1,648,916	1,574,666	1,554,333
	資本費	493,066	550,841	524,219	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計(A)	11,833,624	14,880,321	12,218,446	9,810,697	9,389,883	7,574,184	7,402,767	9,298,530	10,121,002	12,180,576	12,060,543	14,397,659	12,236,085	12,181,544	12,277,691	11,368,005	9,731,743
	1. 建設改良費	8,313,032	7,937,323	8,416,126	6,453,825	8,797,685	4,875,697	6,364,700	8,205,020	8,654,000	8,589,000	9,294,000	9,195,000	9,204,000	9,051,000	9,497,000	8,913,000	8,900,000
	職員給与費	266,183	265,876	294,296	288,452	295,275	327,755	290,000	290,000	290,000	290,000	290,000	290,000	290,000	290,000	290,000	290,000	290,000
	工事費等	8,046,849	7,671,447	8,121,830	6,165,373	8,502,410	4,547,942	6,074,700	7,915,020	8,364,000	8,299,000	9,004,000	8,905,000	8,914,000	8,761,000	9,207,000	8,623,000	8,610,000
支出の	2. 企業債償還金	4,114,827	5,187,034	4,994,120	4,115,718	3,094,250	3,245,782	2,310,968	2,430,824	2,846,015	5,017,803	4,238,671	6,715,777	4,551,785	4,694,269	4,372,057	4,093,801	2,529,886
	3. 国庫補助金返還金	0	0	0	50,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計(D)	12,427,859	13,124,357	13,410,246	10,619,543	11,891,935	8,121,479	8,675,668	10,635,844	11,500,015	13,606,803	13,532,671	15,910,777	13,755,785	13,745,269	13,869,057	13,006,801	11,429,886

**投資・財政計画**  
(収支計画)

## 桂川右岸流域セグメント

(単位:千円)

年 度 区 分		元年度 (決算)	2年度 (決算)	3年度 (決算)	4年度 (決算)	5年度 (決算)	6年度 (決算)	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
収益的 収益 の 的	1. 営業収益 (A)	2,379,513	2,278,691	2,114,590	2,422,985	2,623,542	2,682,576	2,742,535	2,768,085	2,806,578	2,855,396	2,900,005	2,942,554	2,931,714	2,929,956	2,927,721	2,932,906	2,939,350
	(1) 雑持管理負担金	2,353,692	2,256,266	2,087,254	2,403,455	2,598,881	2,644,347	2,703,541	2,728,312	2,766,009	2,814,016	2,857,797	2,899,502	2,888,662	2,886,904	2,884,669	2,889,854	2,896,298
	維持管理費(汚水)	2,317,787	2,241,748	2,072,432	2,216,474	2,380,146	2,441,820	2,509,827	2,557,944	2,606,781	2,658,243	2,706,191	2,757,334	2,752,629	2,750,191	2,743,219	2,738,514	2,733,825
	維持管理費(資本費)	35,905	14,518	14,822	186,981	218,735	202,527	193,714	170,368	159,228	155,773	151,806	142,168	136,033	136,713	141,450	151,340	162,473
	(2) その他	25,821	22,425	27,336	19,530	24,661	38,229	38,994	39,773	40,569	41,380	42,208	43,052	43,052	43,052	43,052	43,052	43,052
	2. 営業外収益	4,018,076	2,591,303	2,544,788	2,180,461	1,886,243	1,735,058	1,849,354	1,892,339	1,900,980	1,926,381	2,021,167	2,095,919	1,998,951	2,084,161	2,237,835	2,369,955	2,561,262
	(1) 補助金	199,789	213,923	191,038	330,155	232,302	199,598	250,164	284,122	310,565	335,328	376,093	417,931	424,640	459,743	501,346	537,006	580,019
	高度処理費	131,840	127,363	105,114	111,500	120,566	122,675	120,667	122,981	125,331	127,805	130,114	132,574	132,351	132,235	131,904	131,680	131,457
	雨水処理費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	資本費	67,949	86,560	85,924	218,655	111,736	76,923	129,497	161,141	185,234	207,523	245,979	285,357	292,289	327,508	369,442	405,326	448,562
	(2) 長期前受金戻入	3,815,603	2,374,901	2,351,347	1,847,646	1,651,268	1,532,802	1,596,479	1,605,451	1,587,594	1,588,177	1,642,140	1,674,995	1,571,318	1,621,425	1,733,495	1,829,956	1,978,250
	(3) 雜収益	2,684	2,479	2,403	2,660	2,673	2,658	2,711	2,765	2,821	2,877	2,935	2,993	2,993	2,993	2,993	2,993	2,993
収益的 収益的 の 的	収入計 (C)	6,397,589	4,869,994	4,659,378	4,603,446	4,509,785	4,417,634	4,591,889	4,660,424	4,707,558	4,781,778	4,921,173	5,038,474	4,930,665	5,014,117	5,165,556	5,302,861	5,500,612
	1. 営業費用	6,640,547	4,947,498	4,950,670	4,701,738	4,492,689	4,430,407	4,513,773	4,582,702	4,624,792	4,692,322	4,819,980	4,924,037	4,804,097	4,873,111	5,010,825	5,133,677	5,318,017
	(1) 職員給与費	92,693	89,275	83,753	89,995	84,660	85,092	87,645	90,274	92,982	95,772	98,645	101,604	101,604	101,604	101,604	101,604	101,604
	(2) 経費	2,194,753	2,183,792	2,221,424	2,470,439	2,488,942	2,562,653	2,573,172	2,621,580	2,670,677	2,722,455	2,770,483	2,821,782	2,816,854	2,814,300	2,806,997	2,802,068	2,797,156
	動力費	383,613	333,462	365,235	631,463	551,983	513,607	530,142	538,745	547,337	557,213	564,153	572,745	569,519	567,847	563,066	559,839	556,623
	修繕費	640,921	706,264	717,371	639,998	674,211	746,103	710,725	724,940	739,438	754,227	769,312	784,698	784,698	784,698	784,698	784,698	784,698
	その他	1,170,219	1,144,066	1,138,818	1,198,978	1,262,748	1,302,943	1,332,305	1,357,895	1,383,902	1,411,015	1,437,018	1,464,339	1,462,637	1,461,755	1,459,233	1,457,531	1,455,835
	(3) 減価償却費	4,353,101	2,674,431	2,246,440	2,135,326	1,851,445	1,782,662	1,758,422	1,776,313	1,766,597	1,779,560	1,856,317	1,906,116	1,791,103	1,862,672	2,007,688	2,135,470	2,324,721
	(4) 資産減耗費	0	0	399,053	5,978	67,642	0	94,535	94,535	94,535	94,535	94,535	94,535	94,535	94,535	94,535	94,535	94,535
	2. 営業外費用	123,080	112,706	111,662	100,707	89,068	82,821	78,115	77,722	82,766	89,456	101,193	114,436	126,568	141,005	154,731	169,184	182,596
	(1) 支払利息	111,951	101,106	100,987	90,562	78,099	71,662	66,733	66,112	70,924	77,377	88,873	101,869	114,001	128,439	142,164	156,617	170,029
	(2) その他	11,129	11,600	10,675	10,145	10,969	11,159	11,382	11,610	11,842	12,079	12,320	12,567	12,567	12,567	12,567	12,567	12,567
支出的 支出的 の 的	支出計 (D)	6,763,627	5,060,204	5,062,332	4,802,445	4,581,757	4,513,228	4,591,889	4,660,424	4,707,558	4,781,778	4,921,173	5,038,474	4,930,665	5,014,117	5,165,556	5,302,861	5,500,612
	経常損益 (C)-(D) (E)	△ 366,038	△ 190,210	△ 402,954	△ 198,999	△ 71,972	△ 95,594	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	特別利益 (F)	44,461	0	0	518,217	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	特別損失 (G)	123,367	0	0	233,616	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	特別損益 (F)-(G) (H)	△ 78,906	0	0	284,601	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	当年度純利益(又は純損失) (E)+(H)	△ 444,944	△ 190,210	△ 402,954	85,602	△ 71,972	△ 95,594	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	1. 企業債	839,961	961,500	1,213,203	592,127	298,688	525,877	416,246	679,487	787,358	1,058,338	1,086,400	1,023,880	1,233,950	1,189,668	1,276,338	1,398,679	1,321,311
	建設改良	192,052	151,000	302,570	163,627	79,031	174,877	247,536	524,717	602,374	771,700	842,889	790,465	937,282	982,922	1,101,588	1,111,679	1,321,311
	その他	647,909	810,500	910,633	428,500	219,657	351,000	168,710	154,770	184,984	286,638	243,511	233,415	296,668	206,746	174,750	287,000	0
	2. 会計出資金	193,854	221,867	189,654	17,679	42,156	60,111	46,067	41,420	34,825	31,709	23,000	10,301	9,052	2,745	0	0	0
	3. 国庫補助金	615,079	328,501	757,587	582,462	256,765	369,344	661,500	1,465,334	1,793,333	2,220,333	2,545,333	2,427,000	2,823,666	2,965,333	3,463,667	3,330,333	3,928,666
支出的 支出的 の 的	4. 市町負担金	301,390	343,200	435,484	86,335	93,689	168,390	187,250	421,832	485,833	624,333	689,333	643,499	765,167	799,333	900,166	901,833	1,072,666
	建設負担金	127,472	148,500	239,077	86,335	93,689	168,390	187,250	421,832	485,833	624,333	689,333	643,499	765,167	799,333	900,166	901,833	1,072,666
	資本費	173,918	194,700	196,407	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計 (A)	1,950,284	1,855,068	2,575,928	1,278,603	691,298	1,123,722	1,311,063	2,608,073	3,101,349	3,934,713	4,344,066	4,104,680	4,831,834	4,957,079	5,640,171	5,630,845	6,322,643
	1. 建設改良費	931,854	661,267	1,342,321	852,767	367,084	635,886	1,096,286	2,411,883	2,881,540	3,616,366	4,077,555	3,860,964	4,526,114	4,747,588	5,465,421	5,343,845	6,322,643
	職員給与費	127,679	126,468	46,532	37,789	13,053	41,858	49,951	85,246	96,562	122,103	127,232	121,770	142,609	152,116	166,892	173,871	206,019
	工事費等	804,175	534,799	1,295,789	814,978	354,031	594,028	1,046,335	2,326,637	2,784,978	3,494,263	3,950,323	3,739,194	4,383,505	4,595,472	5,298,529	5,169,974	6,116,624
	2. 企業債償還金	1,015,873	1,226,697	1,274,837	761,260	514,193	568,747	471,255	461,587	493,347	604,266	575,223	569,372	620,041	545,273	535,558	672,869	406,081
	計 (D)	1,947,727	1,887,964	2,617,158	1,614,027	881,277	1,204,633	1,567,541	2,873,470	3,374,887	4,220,632	4,652,778	4,430,336	5,146,155	5,292,861	6,000,979	6,016,714	6,728,724

※すべて四捨五入しているため、縦横及び流域毎の合計が合わないところがあります。

## 投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円)

※ すべて四捨五入しているため、縦横及び流域毎の合計が合わないところがあります。

**投資・財政計画**  
(収支計画)

宮津湾流域セグメント

(単位:千円)

年 度 区 分		元年度 (決算)	2年度 (決算)	3年度 (決算)	4年度 (決算)	5年度 (決算)	6年度 (決算)	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
収益的収入的支支出的	1. 営業収益 (A)	600,802	579,353	586,837	612,680	648,705	628,618	691,550	702,381	715,316	727,716	739,973	752,065	749,664	747,009	744,169	741,969	739,132
	(1) 雑持管理負担金	600,758	579,250	586,837	612,680	648,705	628,618	691,550	702,381	715,316	727,716	739,973	752,065	749,664	747,009	744,169	741,969	739,132
	維持管理費(汚水)	598,092	578,149	585,628	599,528	615,378	598,107	662,841	676,249	689,811	703,893	715,631	727,433	724,660	722,313	719,198	716,468	713,695
	維持管理費(資本費)	2,666	1,101	1,209	13,152	33,327	30,511	28,709	26,132	25,505	23,823	24,342	24,632	25,004	24,696	24,971	25,501	25,437
	(2) その他の収益	44	103	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	2. 営業外収益	791,838	531,613	512,215	567,307	558,623	539,182	548,655	572,523	566,996	560,367	571,079	586,209	585,924	575,607	581,959	579,901	583,421
	(1)補助金	44,271	40,402	32,714	122,053	110,983	95,368	106,662	117,109	119,184	121,595	127,178	133,833	138,151	141,479	146,319	148,064	150,232
	高度処理費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	雨水処理費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	資本費	44,271	40,402	32,714	122,053	110,983	95,368	106,662	117,109	119,184	121,595	127,178	133,833	138,151	141,479	146,319	148,064	150,232
	(2)長期前受金戻入	747,321	490,948	478,924	444,798	447,227	443,435	441,607	455,019	447,409	438,362	443,483	451,949	447,346	433,701	435,213	431,411	432,762
	(3)雑収益	246	263	577	456	413	379	387	394	402	410	418	427	427	427	427	427	427
収益的収入的支支出的	収入計 (C)	1,392,640	1,110,966	1,099,052	1,179,987	1,207,328	1,167,800	1,240,205	1,274,903	1,282,311	1,288,083	1,311,052	1,338,274	1,335,588	1,322,617	1,321,870	1,322,553	
	1. 営業費用	1,412,801	1,156,135	1,155,446	1,183,778	1,163,340	1,158,008	1,219,243	1,253,355	1,260,081	1,265,305	1,284,863	1,308,296	1,301,728	1,286,327	1,288,198	1,283,628	1,284,450
	(1)職員給与費	24,443	24,448	24,260	29,699	29,068	29,986	30,886	31,812	32,767	33,750	34,762	35,805	35,805	35,805	35,805	35,805	35,805
	(2)経営費	516,761	554,904	567,788	596,125	571,426	569,894	632,341	644,830	657,445	670,553	681,286	692,054	689,281	686,934	683,819	681,089	678,316
	動力費	32,796	32,597	34,857	50,792	40,889	42,509	45,894	46,756	47,592	48,529	48,555	48,518	47,540	46,712	45,613	44,650	43,672
	修繕費	148,805	185,594	188,937	187,454	160,859	126,958	173,360	176,827	180,363	183,971	187,650	191,403	191,403	191,403	191,403	191,403	191,403
	その他の費用	335,160	336,713	343,994	357,879	369,678	400,427	413,088	421,247	429,490	438,053	445,081	452,133	450,338	448,819	446,803	445,036	443,241
	(3)減価償却費	871,597	576,783	563,224	557,954	562,846	558,128	555,981	576,678	569,834	560,967	568,779	580,402	576,607	563,553	568,539	566,699	570,294
	(4)資産減耗費	0	0	174	0	0	0	35	35	35	35	35	35	35	35	35	35	35
	2. 営業外費用	47,585	41,481	33,920	28,916	25,688	22,699	20,962	21,549	22,231	22,779	26,189	29,978	33,860	36,290	37,930	38,243	38,103
	(1)支払利息	47,583	41,477	33,919	28,915	25,687	22,698	20,961	21,548	22,230	22,777	26,188	29,977	33,859	36,289	37,929	38,241	38,102
	(2)その他の費用	2	4	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	支出計 (D)	1,460,386	1,197,616	1,189,366	1,212,694	1,189,028	1,180,707	1,240,205	1,274,903	1,282,311	1,288,083	1,311,052	1,338,274	1,335,588	1,322,617	1,321,870	1,322,553	
経常損益	(C)-(D) (E)	△ 67,746	△ 86,650	△ 90,314	△ 32,707	18,300	△ 12,907	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	特別利益 (F)	3,478	0	0	38,404	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	特別損失 (G)	40,870	0	0	86,630	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	特別損益 (F)-(G) (H)	△ 37,392	0	0	△ 48,226	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	当年度純利益(又は純損失) (E)+(H)	△ 105,138	△ 86,650	△ 90,314	△ 80,933	18,300	△ 12,907	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	1. 企業債	275,470	486,700	394,257	326,510	201,189	208,412	173,144	142,409	141,463	323,752	277,552	376,708	348,416	332,983	219,127	242,556	176,601
	建設改良	91,025	97,000	146,730	76,410	48,189	82,412	118,694	110,754	93,780	115,490	112,085	70,518	96,703	143,662	120,494	115,768	150,123
	その他の債	184,445	389,700	247,527	250,100	153,000	126,000	54,450	31,655	47,683	208,262	165,467	306,190	251,713	189,321	98,633	126,788	26,478
	2. 会計出資金	154,351	101,582	120,319	10,776	59,582	24,098	18,144	10,548	11,224	13,416	14,150	14,058	18,566	16,768	12,871	11,461	9,901
	3. 国庫補助金	188,731	97,504	231,812	186,845	103,830	124,138	198,000	188,000	160,500	311,500	324,667	150,333	167,000	247,500	209,000	199,000	258,000
資本的収入的支支出的	4. 市町負担金	52,165	102,793	127,254	60,953	39,471	75,811	96,000	94,000	80,250	94,250	92,166	59,833	83,500	123,750	104,500	99,500	129,000
	建設負担金	39,250	88,024	112,693	60,953	39,471	75,811	96,000	94,000	80,250	94,250	92,166	59,833	83,500	123,750	104,500	99,500	129,000
	資本費	12,915	14,769	14,561	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計 (A)	670,717	788,579	873,642	585,084	404,072	432,459	485,288	434,957	393,437	742,918	708,535	600,932	617,482	721,001	545,498	552,517	573,502
	1. 建設改良費	369,363	194,045	516,368	295,373	177,877	236,094	412,694	392,754	334,530	521,240	528,918	280,684	347,203	514,912	433,994	414,268	537,123
	職員給与費	9,988	12,111	20,530	15,620	8,333	19,924	18,804	13,882	11,210	17,599	16,504	8,852	10,940	16,498	13,252	13,479	17,502
	工事費等	359,375	181,934	495,838	279,753	169,544	216,170	393,890	378,872	323,320	503,641	512,414	271,832	336,263	498,414	420,742	400,789	519,621
	2. 企業債償還金	351,782	508,624	392,430	367,170	331,208	253,281	187,004	163,896	181,366	344,319	304,949	448,736	399,575	335,975	244,865	273,573	173,946
	3. 国庫補助金返還金					50,000												
	計 (D)	721,145	702,669	908,798	712,543	509,085	489,375	599,698	556,650	515,896	865,559	833,867	729,420	746,778	850,887	678,859	687,841	711,069

※すべて四捨五入しているため、縦横及び流域毎の合計が合わないところがあります。

**投資・財政計画**  
(収支計画)

## 木津川上流域セグメント

(単位:千円)

年 度 区 分		元年度 (決算)	2年度 (決算)	3年度 (決算)	4年度 (決算)	5年度 (決算)	6年度 (決算)	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
収益的収入的支出	1. 営業収益 (A)	764,069	793,040	691,816	804,322	880,156	967,744	956,419	974,015	993,224	1,012,512	1,030,960	1,050,739	1,051,026	1,051,858	1,051,524	1,023,284	1,021,000
	(1) 雑持管理負担金	763,983	792,835	691,816	804,322	880,156	966,799	955,455	973,032	992,222	1,011,489	1,029,917	1,049,675	1,049,962	1,050,794	1,050,460	1,022,220	1,019,936
	維持管理費(汚水)	742,696	783,957	682,779	706,285	787,315	882,675	871,607	889,460	908,343	927,662	945,652	965,428	965,511	966,275	965,701	965,811	965,701
	維持管理費(資本費)	21,287	8,878	9,037	98,037	92,841	84,124	83,848	83,572	83,879	83,827	84,265	84,247	84,451	84,519	84,759	56,409	54,235
	(2) その他	86	205	0	0	0	945	964	983	1,003	1,023	1,043	1,064	1,064	1,064	1,064	1,064	1,064
	2. 営業外収益	1,808,739	921,820	828,562	813,775	887,861	893,295	854,343	893,170	928,253	965,080	981,146	979,878	995,148	1,003,475	1,029,367	1,110,396	1,154,047
	(1)補助金	132,391	130,485	117,045	170,213	211,736	199,816	194,302	211,522	225,884	240,063	252,181	261,777	277,048	281,717	289,240	330,042	340,608
	高度処理費	58,171	54,319	50,315	51,177	56,002	77,226	69,582	71,065	72,184	72,951	75,134	76,706	76,712	76,773	76,728	76,736	76,728
	雨水処理費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	資本費	74,220	76,166	66,730	119,036	155,734	122,590	124,720	140,457	153,700	167,112	177,047	185,071	200,336	204,944	212,512	253,306	263,880
収益的収入的支出	(2)長期前受金戻入	1,676,070	790,999	710,635	643,161	675,809	693,186	659,743	681,343	702,059	724,700	728,642	717,771	717,770	721,427	739,797	780,024	813,109
	(3)雑収益	278	336	882	401	316	293	299	305	311	317	323	330	330	330	330	330	330
	収入計 (C)	2,572,808	1,714,860	1,520,378	1,618,097	1,768,017	1,861,039	1,810,763	1,867,185	1,921,478	1,977,592	2,012,107	2,030,618	2,046,174	2,055,333	2,080,891	2,133,681	2,175,048
	1. 営業費用	2,747,958	1,631,459	1,564,411	1,608,888	1,683,826	1,759,580	1,754,630	1,807,709	1,857,220	1,908,990	1,936,280	1,946,259	1,948,879	1,954,666	1,976,929	2,027,463	2,068,680
	(1)職員給与費	28,507	27,153	32,156	24,929	26,792	27,025	27,836	28,671	29,531	30,417	31,329	32,269	32,269	32,269	32,269	32,269	32,269
	(2)経費	782,494	691,972	708,931	794,599	829,491	874,171	907,454	925,837	944,858	963,935	983,070	1,003,351	1,003,440	1,004,265	1,003,646	1,003,764	1,003,646
	動力費	80,702	80,411	75,876	111,899	88,166	92,397	113,381	115,594	118,116	119,985	122,317	125,055	125,097	125,486	125,194	125,250	125,194
	修繕費	123,483	76,823	56,664	58,704	51,345	65,941	63,133	64,396	65,684	66,998	68,338	69,704	69,704	69,704	69,704	69,704	69,704
	その他の	578,309	534,738	576,391	623,996	689,980	715,833	730,940	745,847	761,058	776,953	792,416	808,592	808,639	809,075	808,748	808,810	808,748
	(3)減価償却費	1,936,957	912,334	823,324	789,360	773,868	857,588	808,446	842,307	871,938	903,744	910,986	899,744	902,276	907,238	930,120	980,535	1,021,871
	(4)資産減耗費	0	0	0	0	53,675	796	10,894	10,894	10,894	10,894	10,894	10,894	10,894	10,894	10,894	10,894	
支出	2. 営業外費用	101,698	90,041	79,612	70,382	64,462	60,409	56,132	59,477	64,258	68,602	75,827	84,359	97,295	100,667	103,962	106,218	106,367
	(1)支払利息	96,788	85,095	75,036	65,728	59,369	53,387	48,970	52,171	56,806	61,001	68,074	76,451	89,387	92,759	96,054	98,310	98,459
	(2)その他の	4,910	4,946	4,576	4,654	5,093	7,022	7,162	7,306	7,452	7,601	7,753	7,908	7,908	7,908	7,908	7,908	7,908
	支出計 (D)	2,849,656	1,721,500	1,644,023	1,679,270	1,748,288	1,819,989	1,810,763	1,867,185	1,921,478	1,977,592	2,012,107	2,030,618	2,046,174	2,055,333	2,080,891	2,133,681	2,175,048
	経常損益 (C)-(D) (E)	△ 276,848	△ 6,640	△ 123,645	△ 61,173	19,729	41,050	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	特別利益 (F)	6,889	0	0	300,931	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	特別損失 (G)	38,712	0	0	153,127	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	特別損益 (F)-(G) (H)	△ 31,823	0	0	147,804	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	当年度純利益(又は純損失) (E)+(H)	△ 308,671	△ 6,640	△ 123,645	86,631	19,729	41,050	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資本的支出	1. 企業債	560,065	1,059,300	669,225	1,094,000	498,014	619,734	607,829	591,075	629,799	774,092	696,749	1,182,831	547,510	858,465	715,872	654,227	315,388
	建設改良	33,970	125,600	63,425	305,600	101,014	60,734	337,129	329,614	284,334	154,319	191,806	255,735	88,253	120,618	286,521	230,364	129,743
	その他の	526,095	933,700	605,800	788,400	397,000	559,000	270,700	261,461	345,465	619,773	504,943	927,096	459,257	737,847	429,351	423,863	185,645
	2. 会計出資金	274,359	204,072	204,754	7,305	70,522	24,791	88,627	85,549	78,216	77,653	73,376	66,094	78,814	74,677	68,180	67,242	67,856
	3. 国庫補助金	82,517	139,258	233,849	470,933	297,862	99,757	868,583	922,167	743,333	448,667	621,333	826,667	285,333	388,667	923,333	691,333	368,000
	4. 市町負担金	153,849	189,736	286,600	162,072	108,927	102,294	256,708	264,916	233,333	124,666	155,333	206,666	71,333	97,166	233,333	186,833	106,000
	建設負担金	50,739	70,675	177,747	162,072	108,927	102,294	256,708	264,916	233,333	124,666	155,333	206,666	71,333	97,166	233,333	186,833	106,000
	資本費	103,110	119,061	108,853	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計 (A)	1,070,790	1,592,366	1,394,428	1,734,310	975,325	846,576	1,821,747	1,863,707	1,684,681	1,425,078	1,546,791	2,282,258	982,990	1,418,975	1,940,718	1,599,635	857,244
	1. 建設改良費	159,266	278,012	199,660	1,236,058	489,999	150,476	1,462,420	1,516,697	1,261,000	727,652	968,472	1,289,068	444,919	606,451	1,443,187	1,108,530	603,743
支出	職員給与費	19,782	19,595	6,921	54,773	17,424	9,907	66,633	53,606	42,257	24,569	30,219	40,657	14,018	19,431	44,069	36,068	19,672
	工事費等	139,484	258,417	192,739	1,181,285	472,575	140,569	1,395,787	1,463,091	1,218,743	703,083	938,253	1,248,411	430,901	587,020	1,399,118	1,072,462	584,071
	2. 企業債償還金	903,753	1,258,732	928,818	947,056	656,736	737,125	518,925	518,868	604,454	887,364	771,557	1,186,057	733,471	1,009,228	698,748	702,510	473,157
	計 (D)	1,063,019	1,536,744	1,128,478	2,183,114	1,146,735	887,601	1,981,345	2,035,565	1,865,454	1,615,016	1,740,029	2,475,125	1,178,390	1,615,679	2,141,935	1,811,040	1,076,900

※すべて四捨五入しているため、縦横及び流域毎の合計が合わないところがあります。

**投資・財政計画**  
(収支計画)

桂川右岸(雨水)セグメント

(単位:千円)

年 度 区 分		元年度 (決算)	2年度 (決算)	3年度 (決算)	4年度 (決算)	5年度 (決算)	6年度 (決算)	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
収益的収入的支支出的	1. 営業収益 (A)	6,629	9,472	21,069	23,892	23,262	53,587	63,075	64,390	65,733	67,105	68,506	69,936	69,936	69,936	69,936	69,936	
	(1) 雑持管理負担金	6,629	9,472	21,069	23,892	23,262	53,587	63,075	64,390	65,733	67,105	68,506	69,936	69,936	69,936	69,936	69,936	
	維持管理費(雨水)	6,629	9,472	21,069	23,892	23,262	53,587	63,075	64,390	65,733	67,105	68,506	69,936	69,936	69,936	69,936	69,936	
	維持管理費(資本費)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	(2) その他の	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	2. 営業外収益	595,773	590,516	584,656	1,069,034	1,081,667	1,382,402	1,299,545	1,342,598	1,374,513	1,400,136	1,417,732	1,431,233	1,437,995	1,434,400	1,430,621	1,428,460	1,422,448
	(1) 補助金	83,021	82,167	82,803	337,086	331,527	486,504	451,921	466,997	482,050	495,340	514,475	533,303	548,930	552,117	552,603	551,312	545,510
	高度処理費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	雨水処理費	11,144	12,782	25,590	31,071	30,929	66,240	63,075	64,390	65,733	67,105	68,506	69,937	69,937	69,937	69,937	69,937	69,937
	資本費	71,877	69,385	57,213	306,015	300,598	420,264	388,846	402,607	416,316	428,235	445,969	463,366	478,993	482,181	482,666	481,375	475,573
収益的収入的支支出的	(2) 長期前受金戻入	512,711	508,279	501,474	731,935	750,140	895,898	847,624	875,600	892,464	904,796	903,257	897,931	889,065	882,282	878,018	877,148	876,938
	(3) 雜収益	41	70	379	13	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	収入計 (C)	602,402	599,988	605,725	1,092,926	1,104,929	1,435,989	1,362,620	1,406,988	1,440,246	1,467,241	1,486,238	1,501,169	1,507,931	1,504,336	1,500,557	1,498,396	1,492,384
	1. 営業費用	632,967	630,650	640,903	1,054,652	1,087,004	1,336,362	1,289,221	1,332,689	1,360,184	1,381,311	1,381,859	1,377,252	1,365,623	1,357,306	1,352,137	1,351,028	1,350,733
	(1) 職員給与費	0	0	0	0	0	10,437	10,750	11,073	11,405	11,747	12,099	12,462	12,462	12,462	12,462	12,462	12,462
	(2) 経動力費	15,738	18,951	37,858	47,035	53,417	99,132	109,254	111,439	113,668	115,941	118,260	120,625	120,625	120,625	120,625	120,625	120,625
	修繕費	3,385	3,338	3,427	11,127	9,918	15,130	15,433	15,741	16,056	16,377	16,705	17,039	17,039	17,039	17,039	17,039	17,039
	その他の	2,100	1,780	21,831	10,310	11,398	1,355	9,521	9,712	9,906	10,104	10,306	10,513	10,513	10,513	10,513	10,513	10,513
	(3) 減価償却費	617,229	611,699	603,045	1,007,617	1,033,587	1,125,579	1,148,974	1,189,934	1,214,868	1,233,380	1,231,256	1,223,921	1,212,292	1,203,975	1,198,806	1,197,698	1,197,402
	(4) 資産減耗費	0	0	0	0	0	101,214	20,243	20,243	20,243	20,243	20,243	20,243	20,243	20,243	20,243	20,243	
支出的支出的	2. 営業外費用	72,897	70,876	59,469	60,813	66,639	73,520	73,398	74,299	80,062	85,930	104,380	123,918	142,308	147,030	148,420	147,367	141,652
	(1) 支払利息	71,915	69,698	56,585	57,979	63,825	67,495	67,253	68,030	73,669	79,408	97,727	117,133	135,523	140,244	141,634	140,582	134,866
	(2) その他の	982	1,178	2,884	2,834	2,814	6,025	6,146	6,268	6,394	6,522	6,652	6,785	6,785	6,785	6,785	6,785	6,785
	支出計 (D)	705,864	701,526	700,372	1,115,465	1,153,643	1,409,882	1,362,620	1,406,988	1,440,246	1,467,241	1,486,238	1,501,169	1,507,931	1,504,336	1,500,557	1,498,396	1,492,384
	経常損益 (C)-(D) (E)	△ 103,462	△ 101,538	△ 94,647	△ 22,539	△ 48,714	26,107	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	特別利益 (F)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	特別損失 (G)	0	0	0	161,951	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	特別損益 (F)-(G) (H)	0	0	0	△ 161,951	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	当年度純利益(又は純損失) (E)+(H)	△ 103,462	△ 101,538	△ 94,647	△ 184,490	△ 48,714	26,107	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資本的支出的	1. 企業債	1,706,448	1,928,700	1,383,592	1,050,710	1,242,589	785,686	333,700	556,798	732,204	1,563,089	1,142,225	1,919,481	1,127,652	913,912	1,187,563	739,541	337,248
	建設改良	1,530,294	995,000	386,575	458,710	1,032,246	480,686	191,078	358,483	345,903	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他の	176,154	933,700	997,017	592,000	210,343	305,000	142,622	198,315	386,301	1,563,089	1,142,225	1,919,481	1,127,652	913,912	1,187,563	739,541	337,248
	2. 会計出資金	335,022	140,000	52,773	28,088	158,200	57,537	43,553	62,117	68,112	86,374	98,753	100,173	123,562	121,981	143,914	146,408	128,045
	3. 国庫補助金	2,638,515	2,144,342	1,213,922	826,661	1,731,554	506,902	310,000	608,510	592,000	0	0	0	0	0	0	0	0
	4. 市町負担金	987,000	906,469	82,500	595,608	762,259	394,040	155,000	304,255	296,000	0	0	0	0	0	0	0	0
	建設負担金	987,000	906,469	82,500	595,608	762,259	394,040	155,000	304,255	296,000	0	0	0	0	0	0	0	0
	資本費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計 (A)	5,666,985	5,119,511	2,732,787	2,501,067	3,894,602	1,744,165	842,253	1,531,680	1,688,316	1,649,463	1,240,978	2,019,654	1,251,214	1,035,893	1,331,477	885,949	465,293
	1. 建設改良費	5,983,623	3,232,830	3,041,259	889,496	4,467,120	1,121,209	656,078	1,271,248	1,233,903	0	0	0	0	0	0	0	0
資本的支出的	職員給与費	0	0	105,366	39,377	137,603	75,752	29,894	44,931	41,349	0	0	0	0	0	0	0	0
	工事費等	5,983,623	3,232,830	2,935,893	850,119	4,329,517	1,045,457	626,184	1,226,317	1,192,554	0	0	0	0	0	0	0	0
	2. 企業債償還金	511,103	683,384	1,063,920	868,131	605,327	715,319	507,768	595,009	797,060	1,998,290	1,589,220	2,365,887	1,594,684	1,377,830	1,646,795	1,197,686	800,151
	計 (D)	6,494,726	3,916,214	4,105,179	1,757,627	5,072,447	1,836,528	1,163,846	1,866,257	2,030,963	1,998,290	1,589,220	2,365,887	1,594,684	1,377,830	1,646,795	1,197,686	800,151

※すべて四捨五入しているため、縦横及び流域毎の合計が合わないところがあります。

# 建設交通部所管施設における指定管理者候補団体について

令和7年12月  
建設交通部

## 1 指定管理者候補団体

施設名	指定期間（予定）	団体名	代表者	所在地
府営住宅五か庄団地ほか20団地	令8.4.1～令13.3.31	近鉄住宅管理株式会社	陸野 輝	大阪府

## 2 今後のスケジュール

指定管理者候補団体と管理に係る細部の協議を行い、次期府議会定例会での指定議案の提出に向け手続きを進めることとします。

### □ 選定審査会での審査結果

#### ▶ 審査結果

施設名（所在地）	指定管理者候補団体名	選定理由等	
府営住宅五か庄団地ほか20団地 (宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、木津川市、久御山町)	近鉄住宅管理株式会社	・大学の准教授や学生ボランティアと連携した自治会支援サービス等による団地コミュニティの活性化に係る幅広い事業提案を高く評価した。 ・定期の入居者募集に加えた再募集・随時募集の実施や補欠人数の増加等、具体的・効果的な提案により新規入居者増加が期待できる。	
申請団体（2団体） (下線：現指定管理者)		評価点	
近鉄住宅管理株式会社 京都府住宅供給公社（次点）		76.8 74.8	

※評価点（100点満点）は各委員の平均値

※審査基準：①法令遵守による適切な管理（適否の審査）、②安定した管理能力、③施設の効果的な管理、④施設の効率的な管理

※審査方法：選定審査会において、応募提案に関する書類審査及び申請団体のプレゼンテーションを聴取し、総合点数評価方式（サービス内容や収支計画などを総合的に評価）により、合計点数の最も高い団体を候補団体に選考。

なお、候補団体の次に合計点数の高い団体を「次点」とし、候補者と協議が整わない場合は、次点となった応募団体を指定管理者の候補団体として協議を行います。

#### ▶ 選定審査会委員及び審査経過

##### <部会長>

山下 淳（元関西学院大学法学部教授）

##### <委員>

安下 ひろみ（税理士）

神戸 望（社会福祉法人京都府社会福祉協議会事務局次長）

石本 浩治（公益財団法人日本賃貸住宅管理協会京都府支部副支部長）

岡本 哲夫（公益社団法人京都府宅地建物取引業協会事務局参与）

##### <審査の経過>

・9月17日 第1回選定審査会（選定基準及び審査内容の協議）

・11月25日 第2回選定審査会（応募団体からのヒアリング、提案審査）

# 京都府手数料徴収条例一部改正の件

令和 7 年 12 月  
建設交通部

## 1 改正の理由

老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 47 号）によるマンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成 14 年法律第 78 号）の一部改正に伴い、所要の改正を行うものである。

## 2 条例改正の内容

マンションの再生等の円滑化に関する法律第 163 条の 59 第 1 項の規定によるマンションの高さ制限の緩和の特例に関する許可の審査に係る手数料を徴収することとした。（別表第 2 関係）

改正後（案）		現 行	
特例許可の内容	手数料	特例許可の内容	手数料
容積率、各部分の高さ	1 件 171,360 円	容積率	1 件 171,360 円

・その他、法の題名の変更及び法の条ずれに伴う改正あり

## 3 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日

## 政策環境建設常任委員会議案付託表

議案番号	件名
5	京都府港湾施設の管理及び使用に関する条例一部改正の件
7	京都府府営住宅城南団地建設工事請負契約締結の件
14	財産無償貸付けの件
16	京都府環境基本計画を定める件
17	京都府公立大学法人の中期目標を定める件

予算特別委員会政策環境建設分科会  
議案審査依頼表

議案番号	件名
30	令和7年度京都府一般会計補正予算（第7号） 歳入中 第7款 分担金及び負担金 第2項 第4目 第9款 国庫支出金 第1項 第5目 第2項 第7目 第14款 諸収入 歳出中 第8款 土木費 繰越明許費
31	令和7年度京都府水道事業会計補正予算（第2号）
32	令和7年度京都府流域下水道事業会計補正予算（第2号）

令和7年12月京都府議会定例会

政策環境建設常任委員会  
付 託 議 案

総合政策環境部

第14号議案 財産無償貸付けの件

第16号議案 京都府環境基本計画を定める件

第17号議案 京都府公立大学法人の中期目標を定める件

# 第14号議案

## 財産無償貸付けの件

令和7年12月  
総合政策環境部

### 1 無償貸付け財産

#### (1) 土 地

名 称	面積
京都府立医科大学及び附属病院・体育館、京都府立医科大学広小路学舎、京都府立医科大学花園学舎、京都府立医科大学看護師宿舎（築山寮）、京都府立医科大学下鴨グラウンド、京都府立大学下鴨学舎、京都府立大学暫定農場、京都府立大学久多演習林、京都府立大学大枝演習林、京都府立大学鷹ヶ峰演習林、京都府立大学日吉演習林、京都府立大学精華キャンパス、京都府立大学教員公舎、京都府立医科大学附属北部医療センター	平方メートル 2,026,688.50

#### (2) 建物及び工作物

##### ・京都府立医科大学

所 在	名 称	面積
京都市北区紫野下築山町53番地及び京都市北区大将軍西鷹司町12番地の4	花園学舎、学生部室、体育館、看護師宿舎、附属建物及び付随する工作物	平方メートル 6,864.69

##### ・京都府立大学

所 在	名 称	面積
京都市左京区吉田本町13番地の1及び京都市左京区下鴨半木町1番地の5、1番地の7	暫定農場温室等、学生ボックス、教員公舎、国際交流施設、附属建物及び付随する工作物	平方メートル 1,865.19

### 2 無償貸付けの目的

京都府立医科大学及び京都府立大学の施設として財産を貸し付けることにより、学術の発展及び住民の福祉の増進を図ろうとするもの。

### 3 無償貸付けの相手方

京都府公立大学法人

### 4 無償貸付けの期間

貸付契約締結の日から6年間

# 第16号議案

## 京都府環境基本計画を定める件

令和7年12月

総合政策環境部

### 1 計画の概要（策定趣旨）

本計画は、京都府環境を守り育てる条例に基づき、環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な施策の大綱を定めるものとして策定したものであり、府の環境行政の推進に関する個別の条例、計画及びアクションプラン並びに府民と協働して取り組む施策や事業などの指針となるもの。

現行計画の計画期間は令和2（2020）年～令和12（2030）年度。

### 2 改定の趣旨

令和7年度に、中間改定の時期を迎えることから、令和6（2024）年5月に閣議決定された国の第6次環境基本計画の改定を踏まえ、前回の計画策定以降の環境行政を取り巻く状況の変化を踏まえた上で、新たな考え方や課題、それらに対応する施策を盛り込むもの。

### 3 主な改定内容

#### （1）計画期間の延長

計画期間である令和12（2030）年度から令和22（2040）年度に延長。

#### （2）計画の基本となる考え方の追加

現行計画の基本となる考え方には、環境・経済・社会の好循環の創出に加え、国の第6次環境基本計画で新たに最上位の目的として取り入れられた「ウェルビーイング」の考え方を追加。

（京都府では、「ウェルビーイング=府民が幸せを実感できる状態」と定義。）

### 4 府民意見提出手続（パブリック・コメント）の結果

募集期間：令和7年9月29日～10月20日

提出案件数：43件（14名・団体）

# 京都府環境基本計画（中間案）に対する意見募集等の結果について

## 1 パブリック・コメント

### （1）意見募集の期間

令和7年9月29日（月）から10月20日（月）まで

### （2）意見募集の結果

提出者数：14名・団体

提出案件数：43件

### （3）主な御意見

#### 【基本となる考え方】

- 基本となる考え方である環境・経済・社会の好循環と「ウェルビーイング＝府民が幸せを実感できる状態」の向上の説明箇所がより分かりやすくなるよう表現を修正すべき。

#### 【地球温暖化対策】

- 京都府では温室効果ガス排出量は順調に減少しているが、再生可能エネルギー発電量の目標達成は困難であり、目標の見直しや補助金拡充などの抜本的対策、定量的な方策とその効果の明示が求められる。
- 京都府では太陽光発電の設置がそれほど進んでいない。戸建て屋根の設置率は低いといわれており、主力電源化には程遠い現状を府民に広く周知すべきである。
- 「地域振興や地域のレジリエンス向上に資する取組」という表現は抽象的であり、地域共生・環境調和・地産地消をどう実現するのか、具体的な施策内容の明示が必要である。

#### 【循環型社会推進】

- レジ袋有料化から5年が経過し、包装・容器削減への関心が高まる中、京都府としても事業者・消費者との対話を深めつつ、プラスチックごみ削減に向けた法的枠組みの検討を開始すべきである。

#### 【環境管理】

- PFASなど未規制物質については、環境モニタリングを適切に実施し、健康影響に関する科学的知見を府民に分かりやすく発信するとともに、懸念がある段階で汚染拡大防止などの対応を検討すべきである。

### 【グリーンインフラ】

- 気候変動に伴う自然災害の脅威は府民の関心が高く、災害時の電力供給などのインフラ整備や森林整備による土砂災害抑止など、安心して暮らせる環境づくりを最重点項目として真剣に取り組むべきである。

### 【中間支援組織】

- 市町村との連携においては、中間支援組織等を通じた支援の充実を図るべきであり、その具体的な記載を求める。
- ドイツやオーストリアの先進事例からも、中間支援組織の役割は重要であり、中小事業者や市町村単位で再生可能エネルギーや循環型社会の取組が加速することを期待する。

### 【環境教育】

- 国の環境教育等促進法基本方針に合わせて「社会変革の担い手の育成」を掲げることを提案する。
- 学びの場の脱炭素化と断熱・気密改修により、省エネと温熱環境の向上を図り、子どもたちの脱炭素理解と集中力・学力の向上を通じて、ウェルビーイングの実現につなげるべきである。

## 2 御意見を計画案に反映した箇所

- ・ 計画の基本となる考え方である環境・経済・社会の好循環と「ウェルビーイング=府民が幸せを実感できる状態」の向上に係る記載を分かりやすく修正  
(33 頁 第3章 京都府の将来像)
- ・ 公共施設の脱炭素化を活用した子どもたちへの意識啓発の観点を追加  
(42 頁 第5章5 (1) 子どもたちへのきめ細かい環境教育)
- ・ 中間支援組織を通じた市町村の取組を支える支援体制の充実について追記  
(42 頁 第5章5 (3) 地域特性に応じた環境課題解決に向けた市町村支援と連携・協働の促進))
- ・ 昨年度、国の「環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な方針」にも盛り込まれた若者の社会変革への参画について追記  
(42 頁 第5章5 (4) 持続可能な社会の変革を担う人材や中間支援組織等による協働取組の推進)
- ・ 地域振興や地域のレジリエンス向上に資する取組について具体的な施策内容を明示  
(45 頁 第6章1 (2) 再生可能エネルギーの主力電源化に向けた取組)

# ■ 京都府環境基本計画の全体構成

※下線部分は現行計画からの改定箇所

## 第1章 計画策定の趣旨

### ■ 計画策定の背景

SDGs、パリ協定、IPCC第6次報告書、第六次環境基本計画、ウェルビーイング等

### ■ 計画の位置付け

- ・目指す将来像とその実現に向けた施策の方向性を示す
- ・環境保全及び創造に関する総合的・長期的施策大綱
- ・府総合計画の環境分野の個別計画
- ・環境教育等促進法に基づく都道府県行動計画

### ■ 計画期間 おおむね2040年目途

## 第2章 京都府を取り巻く現状の認識

### ■ 環境政策を取り巻く社会情勢の変化

- ・人口減少・少子高齢化社会の本格化
- ・デジタル技術の急速な進展
- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けたライフスタイルの変化
- ・国際情勢の変化が促す持続可能なエネルギーへの転換の必要性
- ・四半世紀超ぶりの本格的な物価高と金利上昇

### ■ 京都ならではの豊かな「力（ポテンシャル）」

- ・京都の歴史を繋いできた強靭さとチャレンジ精神
- ・豊かな自然環境とそれに息づく多彩な伝統・文化
- ・京都のまちづくりを支える力

### ■ 京都府の環境の現状と課題

- ・持続可能な社会に向けた地球温暖化対策の推進  
着実な取組の一方で温暖化は進行  
緩和策の推進に加え、適応策の強化が急務  
(パリ協定、IPCC第6次報告書、COP28  
気候変動適応法、気候変動適応計画)
- ・再生可能エネルギーの主力電源化に向けた取組  
再エネの導入や利用拡大を促す取組が必要  
(第7次エネルギー基本計画、水素基本戦略)
- ・自然に親しみ自然とともに生きる地域づくり  
希少種保全と外来生物防除等生物多様性の保全  
(生物多様性国家戦略2023-2030)
- ・限りある資源を大切にする循環型社会づくり  
廃棄物3Rに加え、海岸漂着物、食品ロス等取組推進  
(G20大阪ブルー・オーシャン・ビジョン  
第五次循環型社会形成推進基本計画  
プラスチック資源循環戦略)
- ・府民生活の安心・安全を守る環境管理の推進  
大気や水質等環境基準の達成、継続

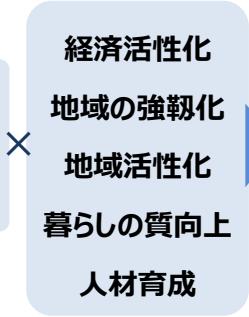
## 第3章 京都府の将来像（2050年頃）

京都の「豊かさ」をはぐくむ脱炭素で持続可能な社会  
～将来世代のために手を携え、環境・経済・社会の好循環を創出～

## 第4章 計画の基本となる考え方

- 「ウェルビーイング＝府民が幸せを実感できる状態」の向上
- 持続可能な開発目標（SDGs）の考え方の活用による環境・経済・社会の好循環の創出  
3つの柱 ①環境価値の創出 ②京都ならではの豊かさ ③協働

## 第5章 分野横断的施策の展開方向（2040年目途）

- 環境** × 
- ①GXによる地域経済活性化と府民の脱炭素行動促進による府民の生活の質向上の実現  
環境配慮型ビジネスへの評価向上とGXによる産業振興、京都府独自のネットワークを活用した適応ビジネスの創出、企業と連携したSDGs経営の促進 等
  - ②安心・安全の実感につながる環境と調和のとれた強くしなやかな社会の実現  
気候変動適応策の推進、持続可能なグリーンインフラを活用した安心・安全な地域社会の形成、エネルギー自立分散化 等
  - ③京都ならではの豊かな自然資本を始めとする地域資源を活用した持続可能で魅力ある地域づくりの推進  
多様な主体の協働による環境保全活動を通じた地域活性化と「ウェルビーイング＝府民が幸せを実感できる状態」の同時実現 等
  - ④「ウェルビーイング＝府民が幸せを実感できる状態」の向上につながる持続可能なライフスタイルへの転換  
脱炭素行動変容と生活の質の向上、脱炭素で健康かつ快適な住まいの普及 等
  - ⑤持続可能な社会づくりを支える人づくりと協働の推進  
子どもたちへのきめ細かい環境教育、環境活動を通じた社会関係資本の構築、市町村支援と連携・協働の促進 等

## 第6章 環境課題の分野ごとの重点取組の推進（2040年目途）

### ①脱炭素社会と持続可能な経済成長の同時実現に向けた取組の加速化

徹底した省エネの推進、再エネの主力電源化  
フロン対策の推進  
温室効果ガス吸収源対策・施策

### ②循環型社会を目指した循環経済への移行の促進

3R・資源循環の促進、消費者の意識啓発、  
プラスチックごみの削減、食品ロスの発生抑制、  
環境保全型農業の推進、海岸漂着物対策

### ③安心・安全な暮らしを支える生活環境の保全と向上

環境モニタリングと情報発信、環境アセスメント、有害化学物質等対策、気候変動適応策、災害時の再エネ導入  
災害廃棄物対策、不法投棄の未然防止

京都府の地域特性に応じた取組

### ④自然と生活・文化が共生する地域社会の継承

多様な生態系の保全、里地・里山の再生  
豊かな農林水産資源の保全・利活用  
生物多様性の知見の集積と人材育成、外来生物対策

## 第7章 計画の推進

- ・本計画に記載した施策展開の方向に基づき機動的に個別条例や個別計画を策定・改定
- ・京都府環境審議会における検証等徹底したP D C Aサイクルにより進行管理を実施。概ね5年ごとに見直し。

令和7年12月京都府議会定例会議案別冊

## 京都府環境基本計画

京都府

# 目 次

---

## 第 1 章 計画策定の趣旨

---

1	計画策定の背景	2
2	京都府の使命と役割	4
3	計画の位置付け	5
4	計画の期間	5
5	計画の構成	6

---

## 第 2 章 京都府を取り巻く現状の認識

---

1	環境政策を取り巻く社会情勢の変化	7
2	京都ならではの豊かな「力(ポテンシャル)」	9
3	京都府の環境の現状と課題	12

---

## 第 3 章 京都府の将来像

---

京都府の将来像	33
---------	----

---

## 第 4 章 計画の基本となる考え方

---

計画の基本となる考え方	35
-------------	----

---

## 第 5 章 分野横断的施策の展開方向

---

1	G Xによる地域経済活性化と府民の脱炭素行動促進による 府民の生活の質向上の実現	37
2	安心・安全の実感につながる環境と調和のとれた強くしな やかな社会の実現	39
3	京都ならではの豊かな自然資本を始めとする地域資源を活 用した持続可能で魅力ある地域づくりの推進	40
4	「ウェルビーイング=府民が幸せを実感できる状態」の向 上につながる持続可能なライフスタイルへの転換	41
5	持続可能な社会づくりを支える人づくりと協働の推進	42

---

## 第 6 章 環境課題の分野ごとの重点取組の推進

---

1	脱炭素社会と持続可能な経済成長の同時実現に向けた取組 の加速化	44
2	循環型社会を目指した循環経済への移行の促進	46
3	安心・安全な暮らしを支える生活環境の保全と向上	48
4	自然と生活・文化が共生する地域社会の継承	50

---

## 第 7 章 計画の推進

---

1	計画の効果的実施	52
2	計画の進捗状況の点検等	52
3	計画の見直し	52

---

# 第1章 計画策定の趣旨

## 1 計画策定の背景

京都府では京都府環境を守り育てる条例（平成7年京都府条例第33号）に基づき、環境の保全及び創造に関する総合的・長期的な施策の大綱として、環境基本計画を策定することとしています。

平成10（1998）年に策定した第1次「京都府環境基本計画」は、都市・生活型公害の広がりや廃棄物の増加等に加えて、地球温暖化やオゾン層の破壊等地球規模の環境問題に対する警鐘が鳴らされたようになった当時の状況を踏まえ、多様化する課題に京都府の環境行政が的確に対応していくことを目指したものでした。

その後、経済のグローバル化の流れが世界経済を大きく発展させる一方で、環境問題が国境を越えて拡大・深刻化し、持続可能な社会・経済の仕組みづくりが求められるようになりました。平成22（2010）年に第2次計画となる「新京都府環境基本計画」を策定しました。第2次計画では、「持続可能な社会の礎となる地球温暖化対策の推進」、「限りある資源を大切にする循環型社会づくりの推進」、「府民生活の安心・安全を守る環境管理の推進」及び「自然に親しみ自然とともに生きる地域づくりの推進」を施策展開の柱として、各分野での取組を推進してきました。

これらの取組により、府内の温室効果ガス排出量は、府民や事業者の努力により着実に減少し、再生可能エネルギー<sup>1</sup>の導入が進みました。また、廃棄物の3R（発生抑制・再使用・再生利用）や適正処理が進展し、府内の廃棄物発生量が減少してきました。大気環境や水環境においても一定の改善が図られたほか、人と自然との相互作用により生み出された景観（文化的景観）が高く評価され、丹波高原の広大な区域が「京都丹波高原国定公園」に新規に指定される等の成果も見られました。

一方、近年、台風の大型化やゲリラ豪雨、猛暑等による河川の氾濫や熱中症による救急搬送者数の増加等、防災や健康、また農業や生態系等の分野で、気候変動の影響が既に顕在化しつつあり、日々の生活の中でも身近に迫るようになっています。従来から取り組んできた温室効果ガス削減対策（緩和策）を加速させるとともに、既に生じている、あるいは将来予測される気候変動の影響による被害の防止や軽減を図る「適応策<sup>2</sup>」に積極的に取り組むことが求められています。

また、令和7（2025）年2月に閣議決定された「地球温暖化対策計画」及び「第7次エネルギー基本計画」では、令和3（2021）年の第6次計画以降の国内外のエネルギー情勢の変化を踏まえ、令和22（2040）年度までに温室効果ガスを73%削減（平成25（2013）年度比）する目標と整合的な形で、再生可能エネルギーの最大限の導入に向けた取組が求められています。

資源循環に関しては、令和6（2024）年5月の資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律（令和6年法律第41号）の成立や、同年8月に閣議決定された「第五次

<sup>1</sup> 太陽光・風力・中小水力・地熱・バイオマスといったエネルギー源のこと。温室効果ガスを排出せずに国内で生産できることから、エネルギー安全保障にも寄与できる有望かつ多様で、重要な低炭素の国産エネルギー源といわれている。

<sup>2</sup> 気候変動影響に対応して、これによる被害の防止又は軽減その他生活の安定、社会若しくは経済の健全な発展又は自然環境の保全を図るための施策をいう。早期対策が重要であることから気候変動適応法が制定され、多様な関係者の連携・協働の下、地域ごとの気候変動の影響及び適応に関する情報の提供等が求められている。

循環型社会形成推進基本計画」で見られるように、「循環経済（サーキュラーエコノミー）<sup>3</sup>」への移行に向けた取組が一層求められています。また、安心・安全の見地からは、地震や豪雨等の自然災害によって発生する災害廃棄物を円滑に処理するための体制強化、不法投棄の撲滅に向けた監視・指導の強化等も求められています。

大気、水等の環境保全に関しては、微小粒子状物質（PM2.5<sup>4</sup>）への対応や建築物の解体等におけるアスベスト飛散防止対策等の大気環境の課題、閉鎖性水域の富栄養化等の水質環境の課題が未だ残っており、新たな産業発展に伴う多様な化学物質の管理も含め、府民の健康や生活環境を守る上で、引き続き重要な課題となっています。

生物多様性<sup>5</sup>に関しては、絶滅のおそれのある野生生物種の増加、クビアカツヤカミキリ等の外来生物<sup>6</sup>の分布拡大や野生鳥獣による被害等の顕在化する課題に対して、より一層の取組の強化が求められています。

世界の動きに目を向けると、平成28（2016）年、パリ協定<sup>7</sup>の発効を受けて世界が脱炭素社会の実現<sup>8</sup>に向けて大きく舵を切りました。その後、令和5（2023）年に公表されたIPCC<sup>9</sup>第6次報告書では、パリ協定の目標を達成するためには、温室効果ガス排出量を令和17（2035）年までに60%削減（2019年比）することが必要とされ、更なる取組の加速化が強く求められています。

また、令和元（2019）年6月に開催されたG20大阪サミットでは、海洋プラスチックごみ問題が重要な議題として取り上げられました。この会議において、日本は「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン<sup>10</sup>」を提唱し、令和32（2050）年までに海洋プラスチックごみによる新たな汚染をゼロにするという目標を掲げ、各国に対してこのビジョンの共有と協力を呼びかけました。

さらに、令和4（2022）年にカナダ・モントリオールで開催された「生物多様性条約第15回締約国会議（COP15）」では、新たな世界目標「昆明・モントリオール生物多様性枠組」

<sup>3</sup> 従来の「大量生産・大量消費・大量廃棄」の経済（線形経済）に代わる、製品と資源の価値を可能な限り長く保全・維持し、廃棄物の発生を最小化した経済を指す。

<sup>4</sup> 大気中に浮遊している直径（粒径） $2.5 \mu\text{m}$ （ $1 \mu\text{m}$ は $1\text{mm}$ の $1,000$ 分の1）以下の小さな粒子のことで、従来から環境基準を定めて対策を進めてきた直径（粒径） $10 \mu\text{m}$ 以下の粒子である浮遊粒子状物質（SPM）よりも小さな粒子。非常に小さいため（髪の毛の太さの $1/30$ 程度）、肺の奥深くまで入りやすく、肺がん等呼吸器系への影響に加え、循環器系への影響が懸念されている。

<sup>5</sup> 生物や生態系の豊かさを表す言葉。「生態系の多様性」、「種の多様性」及び「遺伝子の多様性」の三つのレベルがあるとされ、それぞれの保全が必要である。

<sup>6</sup> 人為により自然分布域の外から持ち込まれた生物。在来の生物種や生態系に様々な影響を及ぼすことがあり、中には在来種の絶滅を招くような重大な影響を与えるものもある。国内では平成16（2004）年に特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号。）が制定され、同法で指定された特定外来生物について飼育等が禁止されている。

<sup>7</sup> 第2章3（1）参照

<sup>8</sup> 今世紀後半に温室効果ガスの人為的な排出量と吸収源による除去量との均衡（世界全体でのカーボンニュートラル）を達成すること。

<sup>9</sup> Intergovernmental Panel on Climate Changeの略で、日本語では「気候変動に関する政府間パネル」と呼ばれる。人為起源による気候変化とその影響、適応及び緩和方策に関し、科学的、技術的、社会経済学的な見地から包括的な評価を行うことを目的として、昭和63（1988）年に世界気象機関（WMO）と国連環境計画（UNEP）により設立された組織

<sup>10</sup> 資源効率性及び3Rに関する取組が、陸域を発生源とする海洋ごみ、特にプラスチックごみの発生抑制及び削減に寄与するという認識の下、G20（ハンブルグ（2017年））、G7（伊勢志摩（2016年）、シャルルボワ（2018年））ではこれまで、継続して海洋プラスチックごみ問題が取り上げられてきたところである。令和元（2019）年6月に開催されたG20大阪会議の首脳宣言において、さらに踏み込んだ合意として、大阪ブルー・オーシャン・ビジョンを共有することとされた。上記の首脳宣言では、同ビジョンを共有し、包括的な対策を講じて、令和32（2050）年までに海洋プラスチックごみによる新たな汚染をゼロとすることを目指している。

が採択されました。この枠組みにおいては、ネイチャーポジティブ<sup>11</sup>実現に向けた「30by30 目標<sup>12</sup>」を始め、絶滅危惧種の回復・保全、侵略的外来種の定着率の削減、環境に配慮した農林漁業の推進、持続可能な消費等、幅広い分野にわたるグローバル目標が設定されました。

これらの国際的な取組は、持続可能な未来の実現に向けて、環境保全に関する世界的な意識と行動を促進する重要な一步となっています。

このような国内及び世界の状況の中、令和6（2024）年に閣議決定された国の環境保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱等を定める「第六次環境基本計画<sup>13</sup>」では、新しい視点が取り入れられました。同計画では、「第五次環境基本計画」で掲げられていた「環境・経済・社会の統合的向上」をさらに発展させ、「環境保全」を通じて「現在及び将来の国民一人一人の生活の質、幸福度、ウェルビーイング、経済厚生の向上」（以下「ウェルビーイング／高い生活の質」という。）を実現することが、上位の目的として明確に示されました。この「ウェルビーイング／高い生活の質」という概念は、経済的な豊かさだけでなく、健康、精神的な充足、地域とのつながり等、非市場的価値も重視する考え方です。

特に、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大は、私たちの生活様式や働き方に大きな変化をもたらしました。テレワークやリモート会議、時差出勤等といった新たなビジネススタイルが広がる中で、人々の意識は、物質的な豊かさから、心身の健康や人とのつながりといったものの価値を重視する方向へとシフトしています。こうした経験は、「ウェルビーイング／高い生活の質」の重要性を社会全体に認識させる契機となりました。

気候変動や生物多様性の喪失等、深刻化する環境危機に対応するためには、文明の転換や経済社会システムの変革が不可欠です。環境政策を起点としつつ、環境・経済・社会の全体像を視野に入れ、「ウェルビーイング／高い生活の質」の向上を目指していくことが、より効果的な環境施策の展開につながると期待されます。

以上のような様々な変化を踏まえ、令和2（2020）年に策定した、持続可能な京都府社会の将来像と、その実現を目指した施策の基本的な方向を示した「第3次京都府環境基本計画」を見直します。

## 2 京都府の使命と役割

平成9（1997）年12月に「気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3）」が京都で開催され、地球温暖化防止のための温室効果ガス削減に関する初めての法的拘束力を持った国際的枠組みである「京都議定書」が採択されました。京都府は京都議定書誕生の地として、地球温暖化対策を始め、他のモデルとなるような環境への取組を実践し、世界に発信する使命と役割を果たしていくことを決意しました。

また、京都府は、令和元（2019）年10月策定の「京都府総合計画（京都夢実現プラン）」において、環境に優しく安心・安全な京都府を目指して「脱炭素社会へのチャレンジ」を掲げるとともに、令和2（2020）年2月には、「2050年までに温室効果ガス排出量の実質ゼロ」を目指すことを宣言しました。

京都府では、脈々と受け継がれてきた環境先進地・京都の精神を絶やすことなく、多種多様な主体間でのパートナーシップをさらに発展させるとともに、京都ならではの豊かな「力

<sup>11</sup> 第2章3（3）参照

<sup>12</sup> 第2章3（3）参照

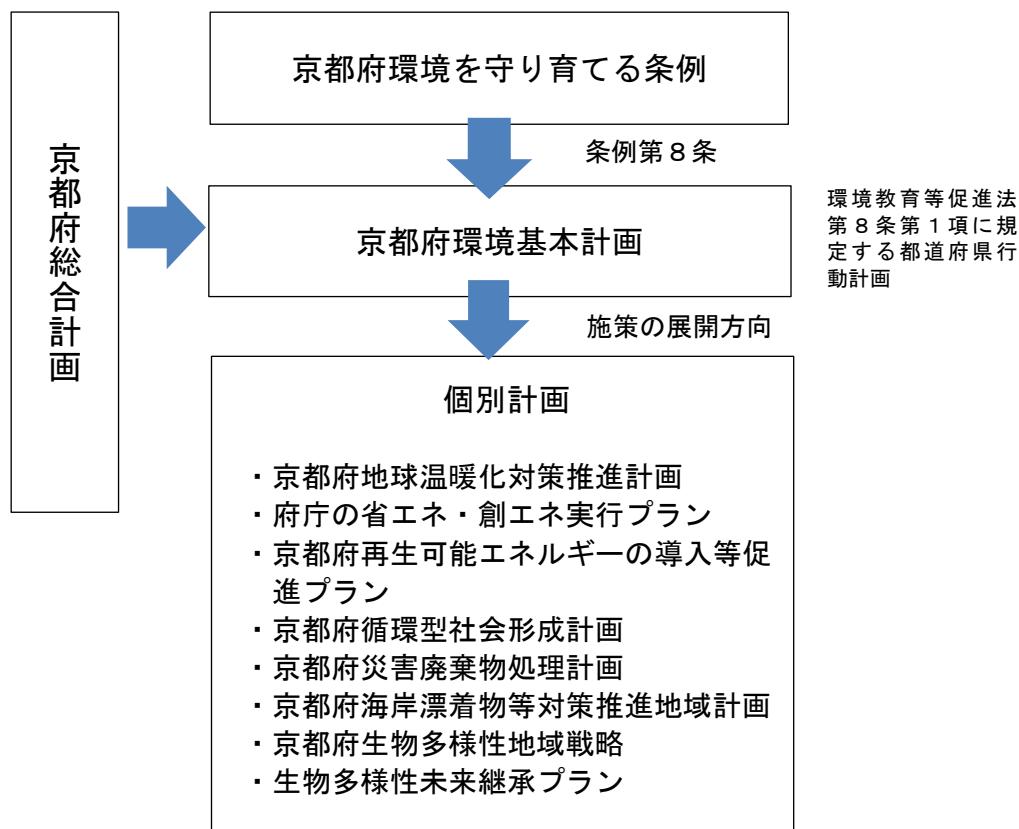
<sup>13</sup> 令和6（2024）年5月に閣議決定された国が定める環境保全に関する基本的な計画。「環境保全」を通じた、「現在及び将来の国民一人一人の生活の質、幸福度、ウェルビーイング、経済厚生の向上」及び「人類の福祉への貢献」を実現するために、環境収容力を守り環境の質を上げることによって成長・発展できる「循環共生型社会」を目指している。

（ポテンシャル）<sup>14</sup>」や地域資源を最大限に活用し、本計画の推進により、脱炭素社会・循環型社会の形成や、生物多様性の保全と利活用、生活環境の保全・向上に向けた取組を加速していくことを通じて、環境・経済・社会の好循環を創出するとともに、府民が幸せを実感できる状態を相乗効果的に向上させていくことで、持続可能な社会を構築していくことを目指します。

### 3 計画の位置付け

本計画は、京都府環境を守り育てる条例に基づき、環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な施策の大綱を定めるものであり、京都府の環境行政の推進に関する個別の条例、計画及びアクションプラン並びに府民と協働して取り組む施策や事業等の指針となるものです。

また、本計画は、府政運営の指針である「京都府総合計画」の環境分野の個別計画として位置付けるとともに、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（平成15年法律第130号。以下「環境教育等促進法」という。）第8条第1項に規定する都道府県行動計画として位置付けるものです。



### 4 計画の期間

21世紀半ば（令和32（2050）年頃）の京都府の将来像を見据えつつ、計画期間はおおむね令和22（2040）年までを目途とします。

<sup>14</sup> 第2章2参照

## 5 計画の構成

### 第1章 計画策定の趣旨

- 1 計画策定の背景
- 2 京都府の使命と役割
- 3 計画の位置付け
- 4 計画期間：おおむね令和22（2040）年までを目途

### 第2章 京都府を取り巻く現状の認識

- 1 環境行政を取り巻く社会情勢の変化
  - ・人口減少・少子高齢化社会の本格化
  - ・デジタル技術の急速な進展
  - ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けたライフスタイルの変化
  - ・国際情勢の変化が促す持続可能なエネルギーへの転換の必要性
  - ・四半世紀超ぶりの本格的な物価高と金利上昇
- 2 京都ならではの豊かな「力（ポテンシャル）」
  - ・京都の歴史を繋いできた強靭さとチャレンジ精神
  - ・豊かな自然環境とそれに息づく多彩な伝統・文化
  - ・京都のまちづくりを支える力

### 3 京都府の環境の現状と課題

- ・持続可能な社会に向けた地球温暖化対策の推進
- ・再生可能エネルギーの主力電源化に向けた取組
- ・自然に親しみ自然とともに生きる地域づくり
- ・限りある資源を大切にする循環型社会づくり
- ・府民生活の安心・安全を守る環境管理の推進

### 第3章 京都府の将来像（令和32（2050）年頃）

京都の「豊かさ」をはぐくむ脱炭素で持続可能な社会

～将来世代のために手を携え、環境・経済・社会の好循環を創出～

### 第4章 計画の基本となる考え方

「ウェルビーイング＝府民が幸せを実感できる状態」の向上

持続可能な開発目標（SDGs）の考え方の活用による環境・経済・社会の好循環の創出

3つの柱 ①環境価値の創出 ②京都ならではの豊かさ ③協働

### 第6章 環境課題の分野ごとの

#### 重点取組の推進

- ① 脱炭素社会と持続可能な経済成長の同時実現に向けた取組の加速化
- ② 循環型社会を目指した循環経済への移行の促進
- ③ 安心・安全な暮らしを支える生活環境の保全と向上
- ④ 自然と生活・文化が共生する地域社会の継承

京都府の地域特性に応じた取組を展開

### 第5章 分野横断的施策の展開方向

- |   |                                      |  |  |                            |
|---|--------------------------------------|--|--|----------------------------|
| ① G Xによる地域経済活性化と府民の脱炭素行動促進による府民の生活の質向上の実現 | ② 安心・安全の実感につながる環境と調和のとれた強くしなやかな社会の実現 | ③ 京都ならではの豊かな自然資源を始めとする地域資源を活用した持続可能で魅力ある地域づくりの推進 | ④ 「ウェルビーイング＝府民が幸せを実感できる状態」の向上につながる持続可能なライフスタイルへの転換 | ⑤ 持続可能な社会づくりを支える人づくりと協働の推進 |
|---|--------------------------------------|--|--|----------------------------|

### 第7章 計画の推進

- ・本計画に記載した施策展開の方向に基づき機動的に個別条例や個別計画を策定・改定
- ・P D C Aサイクルによる進捗管理とともに京都府環境審議会への報告により実効性を確保。おおむね5年ごとに見直し

## 第2章 京都府を取り巻く現状の認識

### 1 環境政策を取り巻く社会情勢の変化

#### ○人口減少・少子高齢化社会の本格化

京都府では、本格的な人口減少・少子高齢化社会を迎えていきます。

国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口（令和5（2023）年推計）」によると、京都府の総人口は令和2（2020）年の257.8万人から令和32（2050）年には207.6万人へと減少し、その後も人口減少に歯止めがかかるないとされています。

また、14歳以下の人口に占める割合は11.4%から9.4%へと下がる一方、後期高齢者の占める割合は15.4%から24.6%へと大きく上昇し、高齢化がさらに進展する見込みです。15歳から64歳までの生産年齢人口を見ると、ピーク時（平成7（1995）年）の184.2万人から令和32（2050）年には108.0万人まで約4割減少することが見込まれています。

地域別に見ると、人口増加が見込まれる自治体がある一方、相楽東部地域では6割以上も人口が減少する見込みの自治体があり、また、高齢化率についても市町村によって、65歳以上では31.0%～76.3%、75歳以上では18.4%～56.4%まで差が開く等、都市部と地方とで二分化する傾向が見られます。

人口減少と少子高齢化が本格化することにより、地域コミュニティの弱体化や担い手の減少等の深刻な影響が懸念されています。

#### ○デジタル技術の急速な進展

近年の高度な通信技術の普及により、インターネットを介して多量のデータが迅速に蓄積されるようになり、それらのデータを活用したサービスを通じて、経済社会が大きく変わりつつあります。とりわけ、ビッグデータやAI<sup>15</sup>、IoT<sup>16</sup>、5G<sup>17</sup>といったデジタル技術は、多量の情報の分析を行い、知識や情報を共有するとともに、新たな価値を生み出すものです。

京都府においては、人口減少社会の到来とスマート社会の進展を見据え、令和2（2020）年3月に策定した「京都府スマート社会推進計画」を令和5（2023）年12月に一部改訂し、社会全体のDX<sup>18</sup>を推進し、府内全ての地域において府民一人一人の夢・希望やあらゆる産業・地域活動における創造的かつ活力ある発展が、ビッグデータやデジタル技術を活用することで実現されるスマート社会を目指しています。

環境分野においても、IoE<sup>19</sup>を利用したエネルギー需給の最適化や、脱炭素テクノロジー関連のスタートアップ企業及びその技術を事業に活かす企業等の交流、まちづくりへの技術導入等の促進を通じた、最先端技術を用いた新事業創出・社会実装の推進等、環境・経済・社会の好循環を生み出す取組を進めています。

<sup>15</sup> Artificial Intelligence（人工知能）の略称で、学習・推論・判断といった人間の知能的機能を備えたコンピュータシステムのこと。人間と比肩するようなAIは開発されていないが、様々な分野で活用され成果を上げている。

<sup>16</sup> Internet of Things（モノのインターネット）の略称で、家電、自動車、ロボット等あらゆるもののがインターネットにつながり、情報をやりとりすること。利便性が向上したり、新たな製品・サービスが生み出されたりしている。

<sup>17</sup> 5th Generationの略称で、「第5世代移動通信システム」を指す。「超高速」であるだけでなく「多数接続（身の回りのあらゆる機器がつながる）」・「超低遅延（遠隔地からでもスムーズに操作することができる）」といった新たな機能を持っている。

<sup>18</sup> Digital Transformation（デジタルトランスフォーメーション）の略称で、ICTの浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること。

<sup>19</sup> Internet of Energyの略称で、現在普及が進んでいる再生可能エネルギーや蓄電池、コーポレーテーション等の分散型エネルギー資源と、パワーエレクトロニクス技術等による高度なエネルギー・マネジメント技術を組み合わせた分散型エネルギー・システムのこと。

また、スマートセンサー等のA I・I o T技術を活用して産業廃棄物を効率的に回収し、監視するシステムの実用化や新たな技術開発、建設廃棄物処理への選別ロボットの整備・導入等の支援、環境D N A<sup>20</sup>解析や画像認識等の新しい技術を活用した生物の生息状況の把握による効果的な希少生物の保全対策等、様々な分野におけるデジタル技術を活用した新たな課題解決も期待されています。

加えて、府内ではデータセンターの立地が進み、電力使用量の増加が予想されています。これに伴い、安定的な電力供給と環境負荷の低減の両立を図るため、再生可能エネルギーの導入の拡大が一層求められています。

### ○新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けたライフスタイルの変化

新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大を受け、テレワークやリモート会議、時差出勤等といった新たなビジネススタイルが広がりました。生活面においては、オンラインショッピングやキャッシュレス決済、テイクアウトやデリバリーの利用等も定着しました。また、コロナ禍の孤独や分断の経験から、経済的な豊かさだけでなく、健康や人とのつながりの大切さが実感され、家族・社会とのつながりや「心の豊かさ」を満たすことの重要性が再認識されることとなりました。

日々の暮らしの中で幸せを感じながら生きることが重視され、心身の健康、働き方、人とのつながり等、生活全体の質の向上が注目されています。

今後は、コロナ禍によって定着した新しい生活様式等も活かしながら、環境や個人・社会のそれぞれに配慮した健康で心豊かなライフスタイルや、自然と調和した社会の仕組みへの転換を図り、より持続可能な社会の構築を目指していくことが必要です。

### ○国際情勢の変化が促す持続可能なエネルギーへの転換の必要性

令和4（2022）年に始まったロシアによるウクライナ侵攻は、国際社会に深刻な影響を及ぼし、エネルギー安全保障や経済の安定性、さらには環境政策の方向性にも大きな転換を迫る出来事となりました。

欧州を中心に天然ガスや石油等の化石燃料の供給が不安定となり、世界的にエネルギー価格が高騰し、日本においても、電気やガスの料金の上昇が家庭や企業の経済的負担を増大させました。こうした状況は、エネルギーの海外依存度が高い日本のエネルギー安全保障の脆弱性を改めて浮き彫りにしました。

このような国際的な危機は、再生可能エネルギーの導入促進や地域分散型エネルギーシステムの構築といった、持続可能なエネルギー社会への転換を加速させる契機ともなっています。太陽光や風力、バイオマス等の再生可能エネルギーの活用は、エネルギーの地産地消を可能にし、地域の自立性や災害時のレジリエンス向上にも寄与します。京都府においても、地域資源を活かし地域と共生する再生可能エネルギーの導入や、省エネルギーの推進、エネルギー・マネジメントの高度化等を通じて、自然環境を維持しながらエネルギーの安定供給と脱炭素化の両立を図ることが求められています。

### ○四半世紀超ぶりの本格的な物価高と金利上昇

新型コロナウイルス感染症の収束以降、我が国では、主に輸入物価の上昇に起因するインフレーションが要因となり、顕著な物価上昇が継続しています。エネルギー資源や食料品等の主要物資を海外からの輸入に依存する日本においては、コロナ禍から回復した国際的な経済活動の再開による世界的な需要の高まりやウクライナ情勢等による地政学的リスクの顕在化に伴い、原油・天然ガス・穀物等の価格が急騰しています。加えて、令和4（2022）年、米国

<sup>20</sup> 水中、土壤中、空气中等、あらゆる環境中に存在する生物由来のD N Aのこと。

等がインフレーション抑制のために利上げに踏み切ったことにより、日米間の金利差の拡大に伴う円安が進行したことで、輸入品の価格が上昇し、国内の物価を押し上げる大きな要因となりました。さらに、国内の「人手不足」と「賃金上昇」が複合的に作用し、本格的な物価高が定着しつつあります。

他方、日本の政策金利は、バブル崩壊後の不況とデフレーションに対応するため、約四半世紀にわたってほぼゼロ金利、あるいはマイナス金利という超低水準に抑えられてきましたが、最近の物価上昇と賃金上昇を背景に、日本銀行は、デフレ脱却の兆候を捉えたとして、令和6（2024）年に約17年ぶりの利上げに踏み切りました。今後の政策金利は、物価や賃金の動向によって、さらなる上昇の可能性が示唆されています。

令和5（2023）年の消費者物価指数（生鮮食品を除くCPI）は、前年比3.1%の上昇を記録し、昭和57（1982）年以来約41年ぶりの高水準となりました。これは、1990年代のバブル崩壊後に本格化したデフレーションを経て、物価上昇局面へと転換したことを示しています。また、物価安定化に資する政策金利上昇は、設備投資等の企業の借入れコストや住宅ローン等の個人の金利負担の増加につながるため、企業や個人の経済活動を鈍化させるおそれがあります。これまでにない社会経済情勢の変化の中で、本格的な物価高と金利上昇による府民や事業者の生活・経済活動への影響を的確に捉え、施策展開に活かしていく必要があります。

## 2 京都ならではの豊かな「力（ポテンシャル）」

### ○京都の歴史を繋いできた強靭さとチャレンジ精神

京都は、古代から現代に至るまで千年以上にわたり、様々な時代の変遷や社会の変化の転換点に立ちながらも、その都度しなやかに変化を受け入れ、新たな価値を創出する等、未来に向けて常に挑戦し続ける姿勢によって、歴史をつないできました。このような京都の持つ「強靭さ」と「チャレンジ精神」は、京都に暮らす人々や企業等に息づいており、現代においても、京都が持つ大きな力として発揮されています。

京都府には、環境分野において革新を起こすスタートアップ企業が数多く育っています。大学や研究機関が集積する京都市域を中心に、脱炭素、資源循環、生物多様性等の分野における先進的な技術を持つ企業が次々と誕生しています。これらの企業は、地域課題に根ざした実証実験を通じて社会実装を進め、国内外の市場に向けた発信力を高めています。こうしたスタートアップ企業の成長を後押しする場として、環境分野を含む多様なテーマを扱う「IVS<sup>21</sup>KYOTO」が毎年開催され、技術とビジネスの連携が促進されています。

また、京都府は、南北に長く、海・山・都市が共存する地理的特性を持ち、地域ごとに異なる文化や価値観が根付いており、この多様性は、環境政策においても新たな発想や技術を生み出す源泉となっています。北部には日本海に面した海岸線やリアス式海岸、里山、森林が広がり、海洋資源や再生可能エネルギー（風力、波力等）の活用が期待され、南部の一部の地域では都市部に近接しながらも里地・里山と調和した暮らしが営まれており、都市と自然とが共生するモデル地域としての可能性を秘めています。

### ○豊かな自然環境とそれに息づく多彩な伝統・文化

府内の各地域では、自然と共生した個性豊かな文化が歴史を通してはぐくまれてきました。

<sup>21</sup> Infinity Ventures Summit の略。国内外の起業家・投資家等が一堂に会し、直接交渉による投資・協業先・人材等の獲得や、各分野の最新動向の把握と多様な人材の交流を契機とした新ビジネス創出を促進する、国際スタートアップ・カンファレンス

日本唯一の景観を誇る舟屋群や日本三景・天橋立があり日本海に面した「海の京都<sup>22</sup>」、豊かな森と里山が広がり日本の原風景を残す「森の京都<sup>23</sup>」、千年を超える歴史の中で奥深い伝統文化を継承してきた京都市域、宇治茶の名産地として名高い「お茶の京都<sup>24</sup>」、清らかな竹林や歴史的文化遺産が多く残る「竹の里・乙訓<sup>25</sup>」等、各地域の個性豊かな文化は、相互に影響し合い、自然との関わりや国内外との交流を通じた人の営みによって、洗練され、深められてきました。

「人間は自然の一部である」という価値観、「自然と共に生きる」感性、「もったいない」や「しまつ」という言葉に象徴される暮らしの知恵等、自然と共生する精神文化は、今も私たちの暮らしの中に息づいています。

また、恵み豊かな自然との関わりの中で受け継がれた、地域の特性を生かした食文化を始め、伝統行催事、建築や庭園、伝統芸能、和歌、茶道、華道等の有形無形の文化は、日本を代表する文化として世界中の人々の心を捉えています。

さらに、京都は、伝統の上に革新を積み重ねる柔軟性を持ち合わせていることから、先端技術の開発やそれを活かした産業、そして映画、アニメ、ゲーム等のコンテンツ産業<sup>26</sup>といった新しい文化を次々に生み出しています。

恵み豊かな自然と共に生し、伝統から先端まで多様な文化が息づき、進取の気質で新たな価値を生み出していく、こうした京都ならではの「豊かさ」を、将来世代に受け継いでいくことは、私たちに課せられた大きな使命です。



<sup>22</sup> 古代より大陸との交流の窓口として栄えた歴史的背景や整備が進展する交通基盤を生かし、魅力的な観光まちづくりをソフト・ハード両面から進め、京都府北部地域（福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町）を全国有数の競争力のある観光圏にしていく取組のこと。

<sup>23</sup> 亀岡市、南丹市、京丹波町、福知山市、綾部市、京都市右京区京北の6市町をエリアとして、森の恵みを生かした食や伝統文化、産業等、森に包まれた暮らし方を発信することにより、交流産業の振興、林業の付加価値向上を実現する取組のこと。

<sup>24</sup> 日本茶文化を創造し、全国に普及させてきた「宇治茶」や茶畑景観等の山城地域（宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、木津川市、久御山町、井手町、宇治田原町、笠置町、和束町、精華町、南山城村）の価値を再認識し、さらに磨きをかけ、世界に向け発信することにより、多くの人が訪れる大交流圏を創出し、日本の茶文化の一大拠点にする取組のこと。

<sup>25</sup> 長岡京跡や天王山をはじめとする多くの歴史・文化遺産や、美しい竹林や竹の子の産地として有名な向日市、長岡京市、大山崎町の地域を「竹の里・乙訓」と位置付けた観光地域づくりの取組のこと。

<sup>26</sup> 映像（映画、アニメ等）、音楽、ゲーム、書籍等の制作・流通を担う産業の総称のこと。

## ○京都のまちづくりを支える力

京都では、都としての長い歴史の中で、町屋修復等、匠の技術の伝承がなされるとともに、町衆<sup>27</sup>による高度な自治が培われる等、地域の人々がまちづくりにおいて主体的に連携し、協働する土壤がはぐくまれてきました。

現在の京都府には、COP3の開催を契機に多くの環境NGOやNPOが誕生し、これらの環境団体や各地域の府民、産業界、学術研究機関、行政及びこれらをサポートし結びつける中間支援組織<sup>28</sup>等が、それぞれの特性を活かして環境課題に取り組み、ネットワークを築いています。

さらに、京都の豊かな歴史・文化・自然等の地域資源を求めて来訪する観光客等の交流人口や府外在住の京都府出身者等、京都府ゆかりの人々（関係人口）は、地域資源の価値を再認識し、魅力を広げるとともに、環境保全活動等の担い手の一人として連携する等、幅広い視点から京都府に新たな可能性をもたらしています。

京都は「学生のまち」といわれ、大学を始め学術研究機関等が集積しています。学校基本調査（令和6（2024）年5月1日現在）によると、京都府内大学・短期大学の学生数は、17万3,052人、人口に対する学生数の割合は、約15人に1人と全国1位であり、多くの学生が学んでいます。学ぶことに加え、生活を通して京都らしさを体感することで、学生にもそれを守ろうとする機運も芽生えています。

このように、多様な人材が、社会課題に対し産学公民、関係人口を含めて連携・協働して取り組む新しい「オール京都」の体制もまた、京都の持つ強みといえます。

---

<sup>27</sup> 京都では都としての長い歴史を背景に、騒乱と破壊、復興の繰り返しの中、民衆が自衛の必要等から町組やその連合体である惣町を形成することを通じ、町衆による高度な自治が培われた。明治時代においては、京都府と町民とがともに京都再生を願い、全国に先駆けて番組小学校の開設を行っている。

<sup>28</sup> 本計画における中間支援組織とは、各地域の府民、事業者、学術研究機関、市町村等の多様な主体の取組を引き出し、地域に寄り添いながら継続的に伴走支援を行う、地域脱炭素の推進において重要な役割を担う組織をいう。

具体的には、「京都府地球温暖化防止活動推進センター」、「京都気候変動適応センター」、「きょうと生物多様性センター」等を想定している。

### 3 京都府の環境の現状と課題

第3次計画の「京都府環境基本計画」に基づき進めてきた分野ごとの施策の取組状況と、この間の環境をめぐる国内外の動きを踏まえた課題等を概観していきます。

#### (1) 持続可能な社会に向けた地球温暖化対策の推進

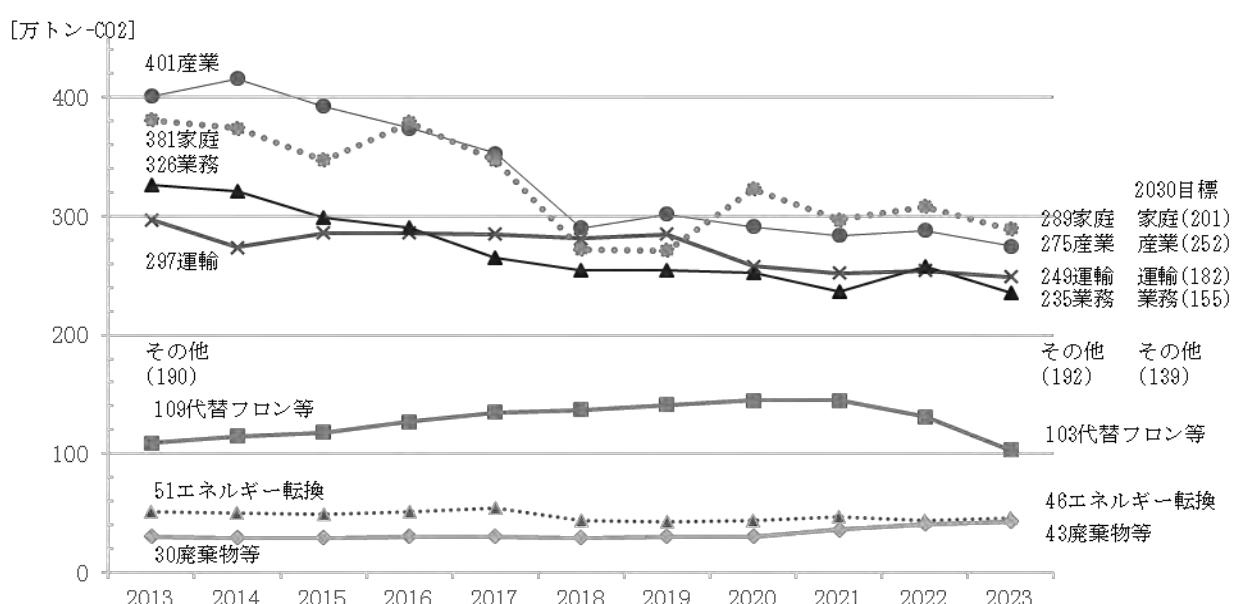
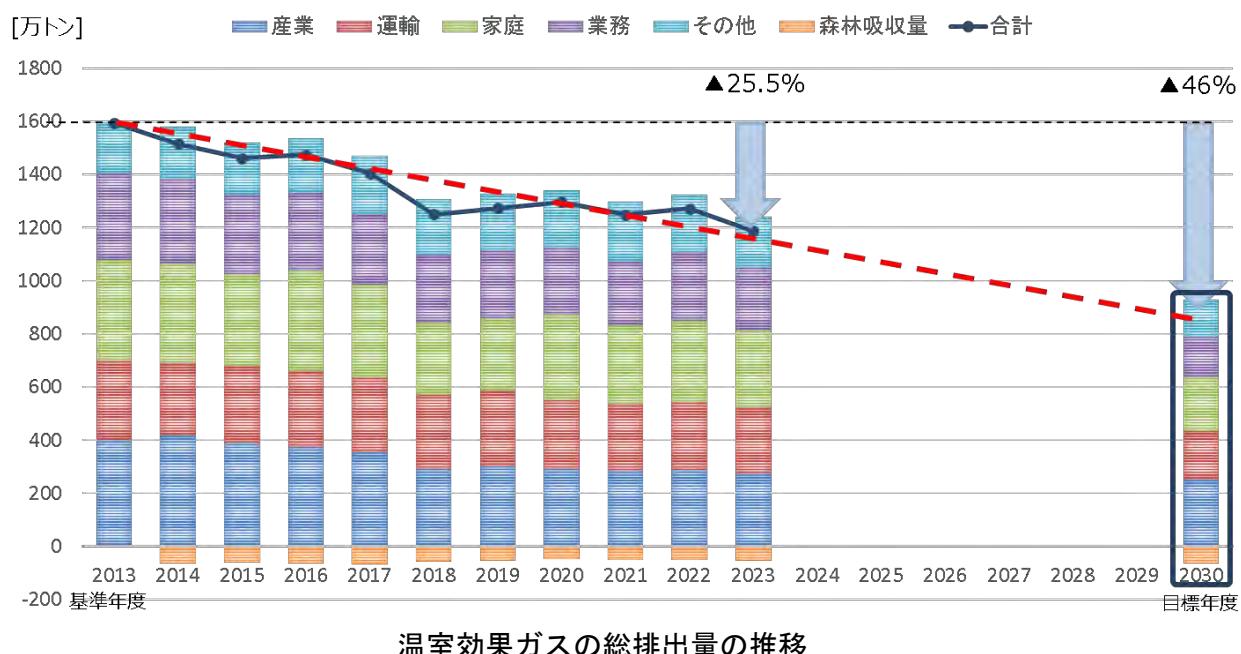
- 京都府では、地球温暖化防止のため、事業者、建築物、自動車交通、家庭分野等において、省エネルギーや再生可能エネルギーの導入等の取組を推進しています。
  - 府民や事業者の努力により、府内の温室効果ガス排出量は、着実に減少している一方で、地球温暖化は進行し、気候変動による影響や被害が現れています。
  - 今後、脱炭素社会の実現に向け、更なる省エネルギーの取組や再生可能エネルギーの導入・利用、適応策の強化等、対策の加速化が必要です。
- 近年、CO<sub>2</sub>等の温室効果ガスの大気中への大量排出等に起因する地球温暖化の進行に伴う気候変動により、干ばつや豪雨等の異常気象の増加や食料生産性の低下、生態系への影響等、地球環境への深刻な影響が懸念されており、京都府においても、この100年間で年間平均気温が2.2°Cの割合で上昇しています。
- 世界気象機関（WMO）は、2015年～2019年の5年間と2010年～2019年の10年間の平均気温はともに過去最高であり、また、大気中の温室効果ガス濃度、海面水位、海洋酸性化等、主な気候変動指標の悪化を指摘しています。
- 平成28（2016）年11月に、工業化以前からの世界の平均気温上昇を「2°C未満」に抑えることを世界共通の長期削減目標とし、「1.5°C」までの抑制に向けた努力の継続についても言及した「パリ協定」が発効し、令和2（2020）年に始動しました。また、平成30（2018）年10月には、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）が1.5°C特別報告書<sup>29</sup>をとりまとめ、世界の平均気温の上昇を1.5°Cに抑えるためには、令和32（2050）年頃には世界全体のCO<sub>2</sub>排出量を実質ゼロにする必要があると発表しました。さらに、令和5（2023）年3月に、気候変動に関する最新の科学的知見を取りまとめたIPCCの第6次評価報告書統合報告書において、人間による活動が主に温室効果ガスの排出を通じて地球温暖化を引き起こしてきたことには疑う余地がなく、世界の平均気温は、1850年～1900年を基準として2011年～2020年に1.1°Cの温暖化に達したと示されています。
- 国においては、令和7（2025）年2月に「地球温暖化対策計画」（平成25（2013）年度比で、温室効果ガス排出量を令和12（2030）年度までに46%削減、令和17（2035）年度までに60%削減、令和22（2040）年度までに73%削減、令和32（2050）年度までにネット・ゼロ<sup>30</sup>）を策定し、温室効果ガスの排出抑制等の対策（緩和策）を進めるほか、令和3（2021）年10月に「気候変動適応計画」を策定するとともに、令和5（2023）年5月には同計画を改定し、熱中症対策が強化される等、将来予測される被害の回避・軽減等の対策（適応策）にも注力する等、気候変動への対策を加速しています。
- 京都府では、将来の世代に恵み豊かな環境を残すため、パリ協定が求める気温の上昇を1.5°Cに抑える努力の追求が私たちの使命であると考え、令和2（2020）年2月に、「令和32（2050）年温室効果ガス排出量実質ゼロ」を目指すことを宣言しました。そして、その実現に向けて、これまでの取組の進捗を踏まえつつ、令和2（2020）年12月に京都府地球温暖化対策条例（平成17年京都府条例第51号）の改正を行い、令和12（2030）年度までに

<sup>29</sup> 気候変動の脅威への世界的な対応の強化と、持続可能な発展及び貧困撲滅の文脈の中で、1.5°Cの気温上昇に係る影響、リスク及びそれに対する適応、関連する排出経路、温室効果ガスの排出量の削減（緩和）等に関してまとめられている。

<sup>30</sup> 正味・実質という意味の英単語「net」と排出量ゼロの「zero」を組み合わせた言葉。再生可能エネルギーの導入や省エネルギーによって、そもそも温室効果ガスの排出量を削減するとともに、発生した温室効果ガスを、植林や森林保全活動等の取り組みで吸収・固定することによって人間による活動全体での排出量が差し引きゼロになっている状態を指す。

平成 25 (2013) 年度と比べて温室効果ガス排出量を 40%以上削減することを新たな目標として設定することとし、この新たな目標の達成に向けた方策を明らかにするため、令和 3 (2021) 年 3 月に「京都府地球温暖化対策推進計画」を策定しました。同計画については、令和 5 (2023) 年 3 月に温室効果ガス排出量の削減目標を 46%以上に引き上げる見直しを行い、現在は、令和 7 (2025) 年 2 月に国の「地球温暖化対策計画」が改定されたことを踏まえた見直しを行っているところです。

また、府内市町村においても、ゼロカーボンシティの表明や、地域の実情に応じた取組が進められています。こうした動きを背景に、府・市町村・府民・事業者が一体となって「オール京都」で脱炭素社会の実現に向けた行動を加速させています。



・エネルギー消費効率の向上や再生可能エネルギーの導入拡大等により、基準年度と比較して温室効果ガス排出量は減少している。一方で、コロナ禍等の社会情勢の影響もあり、排出量には変動がみられる。

部門別の府内温室効果ガス排出量の推移

## ①事業者に関する対策

- ・ 京都府地球温暖化対策条例に基づく温室効果ガスの排出量が多い事業者や小売電気事業者に対する排出量削減計画書等の報告・公表制度や環境マネジメントシステムの導入義務制度等により、事業者の自主的な取組による排出削減を促進するとともに、省エネルギー設備や、太陽光発電設備と蓄電池の同時設置等による自立型再生可能エネルギー設備の導入支援等に取り組んできました。
- ・ 地域金融機関・産業界・行政を構成団体とする「地域脱炭素・京都コンソーシアム」を設立するとともに、地域金融機関と中小企業が活用しやすいサステナビリティ・リンク・ローン（S L L）<sup>31</sup>の仕組みである「京都ゼロカーボン・フレームワーク」を令和5（2023）年1月に構築し、京都府内の企業の大半を占める中小企業の脱炭素化に取り組んでいます。
- ・ サプライチェーンでの脱炭素化に意欲的な府内企業に対し、国内外におけるE S G投資<sup>32</sup>の潮流の中で世界的な標準となりつつあるS B T<sup>33</sup>等の認証取得、温室効果ガスの排出量削減目標や再生可能エネルギーの導入計画等の策定を支援しています。
- ・ 一方で、長期的な温室効果ガスの排出量削減目標の達成に向けて、更なる排出抑制が求められており、一層の省エネルギーの促進・再生可能エネルギーの普及が課題となっています。また、オゾン層保護対策として特定フロンから「代替フロン<sup>34</sup>」への転換が進み、温室効果の高い代替フロンの排出量が増大していることから、代替フロンの排出抑制が求められています。

## ②建築物に関する対策

- ・ 一定規模以上の建築物を新築・増築する建築主に対する京都府地球温暖化対策条例に基づく特定建築物排出量削減計画書の報告・公表制度等を通じて、建築物の断熱、省エネルギー設備の導入等の温室効果ガスの排出量削減措置、再生可能エネルギーを利用するための設備の導入、一定量以上の府内産木材等の使用等を促進しています。
- ・ 建築物は、温室効果ガスの排出に長期にわたり大きな影響を与えることから、京都府Z E B<sup>35</sup>アドバイザー派遣事業等による既存の建築物も含めた一層の排出削減の取組や住宅の総合的なエネルギー消費の抑制に向けた取組、再生可能エネルギーを利用するための設備のより一層の導入に向けた取組の促進が必要となっています。

## ③自動車交通に関する対策

- ・ 府内の温室効果ガス排出量の約2割を占める運輸部門の対策のため、電気自動車（E V）、プラグインハイブリッド自動車（P H V）、燃料電池自動車（F C V）を次世代自動車と位置付け、その普及に向けた取組を推進してきました。令和7（2025）年3月末時点における府内の次世代自動車の普及台数は15,199台となりましたが、「京都府地球温暖化対策推進計画」で定める目標の「20,000台」に向け、今後更なる普及が必要です。

---

<sup>31</sup> 借り手が野心的なサステナビリティ・パフォーマンス・ターゲット（S P T s）を達成することを奨励するローンのこと。

<sup>32</sup> 環境（Environment）・社会（Social）・企業統治（Governance）といった要素を考慮する投資のこと。

<sup>33</sup> Science Based Targetsの略称。温室効果ガス削減目標の指標の一つで、2015年に採択されたパリ協定が求める温室効果ガス削減水準と整合した温室効果ガス削減目標のこと。

<sup>34</sup> 冷蔵庫やエアコンの冷媒、断熱材等に使用されているフロンの一種であり、オゾン層破壊効果のある特定フロンの代替として利用されているハイドロフルオロカーボン（H F C）の総称。オゾン層破壊効果はないものの、温室効果がC O<sub>2</sub>の数十倍から1万倍超と高く、地球温暖化防止のためには代替フロンの排出抑制対策が必要とされている。

<sup>35</sup> Net Zero Energy Building（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の略称で、快適な室内環境を実現しながら、省エネルギーにより使用するエネルギーを減らし、再生可能エネルギーにより使用するエネルギーを創ることで、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにする建物をいう。

#### ④家庭に関する対策

- ・家庭部門に向けては、地球温暖化防止活動推進員等による出前講座等の啓発活動、学校や家庭で取り組む「夏休みCO<sub>2</sub>ゼロチャレンジ」、家電販売店の従業員が省エネルギー性能のアドバイスを行うマイスター制度等により、省エネルギー意識の向上に取り組んできました。また、停電時にも活用できる太陽光と蓄電池の同時設置による自立型再生可能エネルギー設備の導入支援や、省エネルギー効果の高い家電の購入支援、断熱・気密性能の高い省エネルギー住宅（ZEH<sup>36</sup>等）の新築・購入支援も行ってきました。
- ・しかし、コロナ禍での生活様式の変化、世帯数や世帯当たりの家電製品の増加等により、家庭部門での温室効果ガスの削減の程度は、緩やかなものとなっており、府民への啓発に加え、省エネルギー家電・高効率機器（ヒートポンプ式電気給湯器・潜熱回収型高効率ガス給湯器等・家庭用燃料電池等）・省エネルギー住宅の導入・普及に向けた取組や、家庭向けの再生可能エネルギーの導入支援等、家庭部門の削減強化が必要となっています。

#### ⑤京都府自らの温暖化対策

- ・京都府自らの率先実行計画である「府庁の省エネ・創エネ実行プラン」（令和3（2021）年12月策定）に基づき、「2050年温室効果ガス排出量実質ゼロ」に向け、京都府自ら率先して温室効果ガス排出量削減のための取組を進めていきます。
- ・削減目標の達成に向け、省エネルギーの徹底（建築物のZEB化、庁舎の照明のLED化等）、最大限の再生可能エネルギーの導入、再生可能エネルギーによって創られた電気の率先的な調達について、計画的・効率的に実施していく必要があります。

#### ⑥気候変動の影響への適応策の推進

- ・「京都府地球温暖化対策推進計画」における適応策を拡充し、令和3（2021）年3月に「地域気候変動適応計画」として位置付けました。
- ・また、気候変動適応法（平成30年法律第50号）に基づく「地域気候変動適応センター」として、令和3（2021）年7月、京都府、京都市及び総合地球環境学研究所の3者で「京都気候変動適応センター」を設立し、地域における気候変動影響及び気候変動適応に関する情報の収集、整理、分析及び府民や事業者への情報発信等を行う拠点としています。
- ・本センターでは、市町村や研究機関等との連携の下、将来予測計算や地域気候変動適応計画の充実に必要な情報をさらに収集し、将来予測計算に向けた分析を進めるとともに、気候変動影響の評価や予測、適応策の検討等を進め、「京都ならではの変革的適応」を模索しています。また、事業の成果は、ホームページや広報誌、セミナー等により、広く発信しています。

#### 〈今後の施策展開における課題〉

- 今後は、京都府が掲げる脱炭素社会の実現に向け、行政や企業、市民団体、個人等、あらゆる主体を巻き込んだ温室効果ガス削減対策（緩和策）を加速しなければなりません。
- また、気温の上昇、大雨の頻度の増加や、農作物の品質低下、熱中症リスクの増加等、既に起こり始めている気候変動の影響に対する適応策についても、対策を急ぐ必要があります。
- このため、京都府の特性を活かして、一層の温室効果ガスの排出削減や再エネ設備の機能向上、気候変動影響への適応に資するイノベーションを創出する仕組みの構築等、環境と経済・社会課題の同時解決を目指す取組の推進が必要です。

<sup>36</sup> Net Zero Energy House の略称で、快適な室内環境を実現しつつ、省エネルギーにより使用するエネルギーを減らし、再生可能エネルギーにより使用するエネルギーを創ることで、建物で消費するエネルギーの収支をゼロにする家をいう。



## (2) 再生可能エネルギーの主力電源化に向けた取組

- ・ 京都府では、「再エネで電気を創り、貯めて、賢く使う」という新たな時代のエネルギー社会システムへの変革を目指し、家庭、事業者及び地域の各分野で再生可能エネルギーの導入の促進に取り組んでいます。
- ・ 国のFIT制度<sup>37</sup>開始により、太陽光発電を中心に急速に導入が拡大した一方、近年は買取価格の低下等により導入量の増加率が減少しています。
- ・ 今後は、脱炭素化の要請の高まりを受けた中長期的な将来を見据え、自家消費型の再生可能エネルギーの導入の一層の促進や、地域振興・地域レジリエンス向上に資する地域共生型の再生可能エネルギーの普及促進、既存電源の有効活用の取組等、再生可能エネルギーの「主力電源化」に向けた取組の一層の促進が必要です。

- 再生可能エネルギーの導入等の促進は、温室効果ガスの排出抑制を図る上で重要であるだけでなく、府民が安心・安全に利用することができるエネルギーの安定的な確保においても重要な取組です。

国においては、令和7(2025)年2月18日に閣議決定した「第7次エネルギー基本計画」において、エネルギー政策の基本方針であるS+3E<sup>38</sup>の原則の下、エネルギー安定供給の確保に向けた投資を促進する観点から令和22(2040)年やその先のカーボンニュートラルの実現に向けたエネルギー需給構造を視野に入れつつ、今後取り組むべき政策課題や対応の方向性をまとめ、再生可能エネルギーについては、引き続き「主力電源化」を目指すことが示されました。

京都府では、平成27(2015)年7月に京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例(平成27年京都府条例第42号)を制定し、同条例に基づく再生可能エネルギーの導入等の促進に関する施策を実行するための「再生可能エネルギーの導入等促進プラン(第2期)」においては、令和12(2030)年度までに府内の総電力需要量の36%~38%を再生可能エネルギーで賄うとともに、府内の総電力需要量に対して25%以上の再生可能エネルギーを導入することを目標に設定し、府内の省エネルギーによる電力需要量の削減と再生可能エネルギーの導入の促進を図る総合的な施策に取り組んでいます。また、「第7次エネルギー基本計画」を踏まえた目標の見直し等に向けて取組を進めています。

- 具体的には、新たな時代のエネルギー社会システムを目指し、「再エネで電気を創り、貯めて、賢く使う」というコンセプトの下、家庭、事業者及び地域の各分野で次のとおり再生可能エネルギーの導入等の促進に取り組んでいます。

### ①家庭向け施策

- ・ 家庭向けには、府民の方からの再生可能エネルギーの導入に関する相談に対応し、適切な設備導入を提案することができる人材を京都府が認証する「京都再エネコンシェルジュ認証制度」を実施しています。
- ・ また、市町村と連携した太陽光発電設備と蓄電池の同時導入支援制度やPPA等の初期投資ゼロモデル<sup>39</sup>による太陽光発電設備の導入促進、金融機関と連携した住宅への太陽光発電設備等の設置を支援する「スマート・エコハウス促進融資」を実施しています。

<sup>37</sup> 正式名称は「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」であり、再生可能エネルギーで発電した電気を、電力会社が一定価格で一定期間買い取ることを国が約束する制度のこと。

<sup>38</sup> 「安全性(Safety)」を前提とした上で、「エネルギーの安定供給(Energy Security)」を第一に考え、「経済効率性(Economic Efficiency)」の向上、つまり低コストでのエネルギー供給を実現し、同時に「環境への適合(Environment)」を図る我が国のエネルギー政策の基本的な考え方のこと。

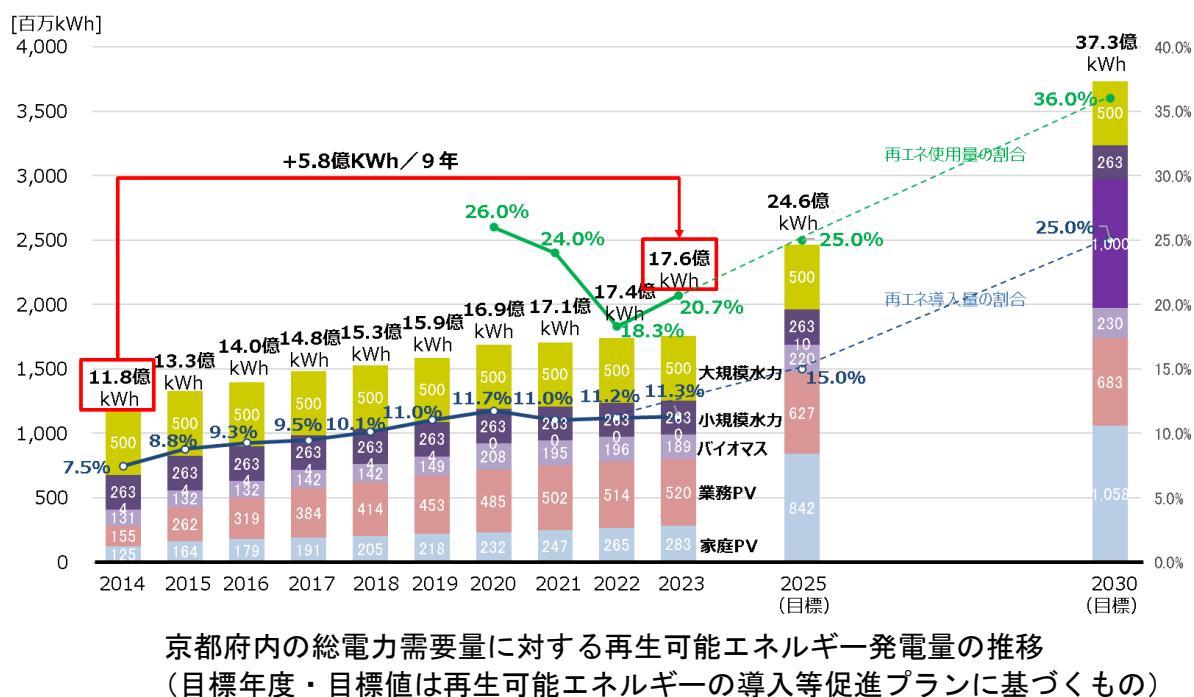
<sup>39</sup> 需要家が保有する場所を発電事業者が借りて無償で発電設備を設置し、発電した電気を需要家が購入する導入モデルのこと。

## ②事業者向け施策

- 事業者向けには、中小企業等による再生可能エネルギー設備と効率的利用設備の同時導入計画に関する認定制度と同認定に基づく再生可能エネルギー設備等の導入に関する支援制度（税制優遇又は補助金）を実施しています。
- また、京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例に基づき、一定規模以上の建築物の新築・増築時に再生可能エネルギー設備の導入を義務化するとともに、設計者が建築主に対し、建築物へ導入できる再生可能エネルギー設備の最大量等の説明を行うことを義務付けています。併せて、義務付けられている再生可能エネルギー設備の導入量を超えて設備を導入する場合の支援制度（補助金）を設け、導入ポテンシャルの高い建築物の屋根への太陽光発電設備の設置を促進しています。

## ③地域向け施策

- 地域住民と協働して再生可能エネルギーの導入等を行うための総合調整を行う団体の登録制度（要件を満たす団体に対する支援制度（税制優遇））や、地域資源を活用した風力やバイオマス発電施設整備に対する支援制度（補助金）、発電と営農が両立する営農型太陽光発電に対する支援制度（補助金）を実施しています。



## 〈今後の施策展開における課題〉

- 大企業ではRE100<sup>40</sup>への参画等、再生可能エネルギー由来の電力の調達が標準化しつつありますが、再生可能エネルギーの導入や利用に対する取組が不十分な中小企業、又は府民に対しても再生可能エネルギーの導入や利用拡大を促す取組が必要です。
- 再生可能エネルギーの導入拡大は、地球温暖化対策だけでなく、電源の分散化による災害時・緊急時の地域のレジリエンス強化に資するものであり、昨今の頻発する災害への対応の観点からも、環境と共に存する地域共生型の再生可能エネルギーの一層の導入拡大が必要です。
- また、再エネ設備の老朽化の問題が顕在化していく中、今後、既存の再エネ設備を長期安定的に活用していくための取組や、再エネ設備の廃棄・リサイクルの取組の推進も必要です。

<sup>40</sup> Renewable Energy 100 の略称で、企業が自らの事業の使用電力の100%を再生可能エネルギーで賄うことを目指す国際的なイニシアチブのこと。

- 再生可能エネルギーを活用する上で、エネルギーを大規模かつ長期間貯蔵できる水素が注目されており、今後は、再生可能エネルギーの主力電源化を支える水素社会の実現のため、府内の水素需要の拡大や府民の水素への理解の醸成の取組が必要です。

### (3) 自然に親しみ自然とともに生きる地域づくり

- ・ 京都府では、生物多様性の保全のため、生物多様性情報の集積と利活用、府民協働による希少種保全活動、外来生物対策、国定公園の整備等を推進しています。
  - ・ しかしながら、府内では絶滅のおそれのある野生生物の種数が増加する等、貴重な生物多様性が失われつつあります。
  - ・ 今後、従来の生態系維持・回復対策に加え、「30by30目標」に向けた地域における生物の多様性の増進のための活動（以下「地域生物多様性増進活動」という。）や企業による自然資本に配慮した持続可能な事業活動を支援する取組が重要であり、「きょうと生物多様性センター」を核とし、多様な主体との連携により生物多様性の保全・利活用を進めていくことが重要です。
- 地球上には数百万種ともいわれる生物種が存在しており、そうした生物や生態系の豊かさのことを「生物多様性」といいます。私たちの暮らしは、衣食住や水の供給、気候の安定等、生物多様性を基盤とする生態系から得られる恩恵によって支えられており、これらの恩恵を「生態系サービス」と呼びます。このように私たちの生活に密接に関わる生物多様性は、現在、主に人間の様々な活動により、危機的な状況にあります。
- そこで、平成4（1992）年には、生物多様性の保全等を目指す国際条約である「生物多様性条約」が締約され、それを受けた日本国内でも「生物多様性国家戦略」（平成7（1995）年）や生物多様性基本法（平成20年法律第58号）が定められる等、様々な取組が始まられました。
- 令和4（2022）年12月には、「生物多様性条約第15回締約国会議（COP15）」において新たな世界目標「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択され、令和12（2030）年までのミッションとして、「自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失を止め反転させるための緊急の行動をとること」といういわゆるネイチャーポジティブが掲げされました。
- そして、国内では、ネイチャーポジティブの実現のために「生物多様性国家戦略 2023-2030」（令和5（2023）年3月）が策定され、令和12（2030）年までに陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全する「30by30目標」の達成に向けた、戦略と行動計画が示されました。
- 府内では13,000種以上の野生生物が確認されており、その豊かな生物多様性は、複雑な地理的条件や多彩な生態系が様々な形で関わり合うバランスの上に成り立っています。先人たちはそうした自然から得られる恵みにより、個性豊かな京都の文化を築きながら暮らしていました。
- しかし、京都府においてもその貴重な生物多様性は失われつつあります。府内の絶滅のおそれのある野生生物の種の現状を取りまとめた「京都府レッドデータブック」（平成14（2002）年作成、平成27（2015）年改訂）に掲載されている種数は、平成14（2002）年版では1,595種でしたが、平成27（2015）年版では1,935種まで増加しました。この数字は府内で確認されている野生生物種（13,074種）の約15%に当たるものです。
- 原因は、開発や乱獲、ニホンジカやイノシシ等の野生鳥獣による食害や外来生物の急増、維持管理がされなくなった里地・里山の増加、人々の「自然離れ」等、極めて多岐にわたります。
- 生物多様性を守り、持続的に利用していくことは、私たちだけでなく、将来の世代のためにも必要です。特色ある京都の文化の礎であり賜物でもある生物多様性を守ることは、京都の魅力を高め、地域創生の潜在力を向上させることにもつながる重要な取組になります。こうした認識の下、京都府では様々な施策を進めています。

### ①生物多様性の保全に向けて

- ・ 生物多様性の保全と持続可能な利用を定めた総合的な基本計画として、平成 30 (2018) 年3月に「京都府生物多様性地域戦略」を策定（令和5（2023）年10月一部改定）し、同戦略のリーディングプロジェクトとして、生物多様性に係る情報の集積・利活用・継承を行う「きょうと生物多様性センター」の運営を令和5（2023）年4月に開始しました。
- ・ 京都府絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する条例(平成19年京都府条例第51号)に基づく指定希少野生生物の保全事業を府民との協働により推進しており、指定希少野生生物<sup>41</sup>33 種及び1種2地域個体群に係る保全回復事業計画を策定し、保全団体と協働してアユモドキ、ヤマトサンショウウオ、ベニバナヤマシャクヤク等の11種の保全に取り組んでいます。
- ・ 外来生物による生態系等への被害防止対策としては、農産物への被害が大きいアライグマ及びヌートリアに対する府市町村協議会での広域的防除や、京都市、地元住民等との協働・連携によるアルゼンチンアリ防除等を実施しています。平成30（2018）年度には「侵入特定外来生物バスターズ」事業を開始し、ヒアリ、クビアカツヤカミキリ及びオオバナミズキンバイを対象として、侵入監視や初期防除の徹底に取り組んでいます。

### ②自然とのふれあいの機会の充実

- ・ 自然とふれあう場の創出や、貴重な自然環境、景観、里地・里山の保全に関する取組として、自然公園<sup>42</sup>、長距離自然歩道<sup>43</sup>、京都府自然環境保全地域<sup>44</sup>等を指定し、整備や利活用を進めています。
- ・ 国定公園等の自然公園や、長距離自然歩道、自然環境保全地域において、案内板やトイレ等の整備を行い、関係市町村や地域等が展開するエコツーリズムの推進に寄与しています。
- ・ 都市公園である京都府立丹後海と星の見える丘公園においては、公園内での環境学習の取組を実施しており、年間約7,000人が環境学習に参加しています。

### ③生命を育む自然の保全と創出

- ・ 平成28（2016）年3月には、芦生地域を中心とした由良川及び桂川上中流域の広大なエリアが「京都丹波高原国定公園」として新規指定されました。これは、人と自然の相互作用により生み出された景観（文化的景観）が高く評価されたものです。その発信拠点として、平成30（2018）年3月に「京都丹波高原国定公園ビジターセンター」を整備し、さらに、令和2（2020）年3月には公園区域の拡大が行われました。
- ・ 山陰海岸国立公園を中心とした山陰海岸地域では、多様かつ貴重な地質・地形が多く存在することから、平成22（2010）年10月に「山陰海岸ジオパーク<sup>45</sup>」としてユネスコ世界ジオパークに認定されました。現在、関係府県・市町、民間団体で構成する「山陰海岸ジオ

<sup>41</sup> 京都府絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する条例において、保全すべき種として指定される生物種。捕獲や所持、譲渡し等が規制されるとともに、それぞれの種について、府民協働による保全回復事業を行うこととしている。

<sup>42</sup> 優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、国民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的として、自然公園法（昭和32年法律第161号）により指定される公園。国が指定する国立公園と国定公園、都道府県が指定する都道府県立自然公園の3種類がある。

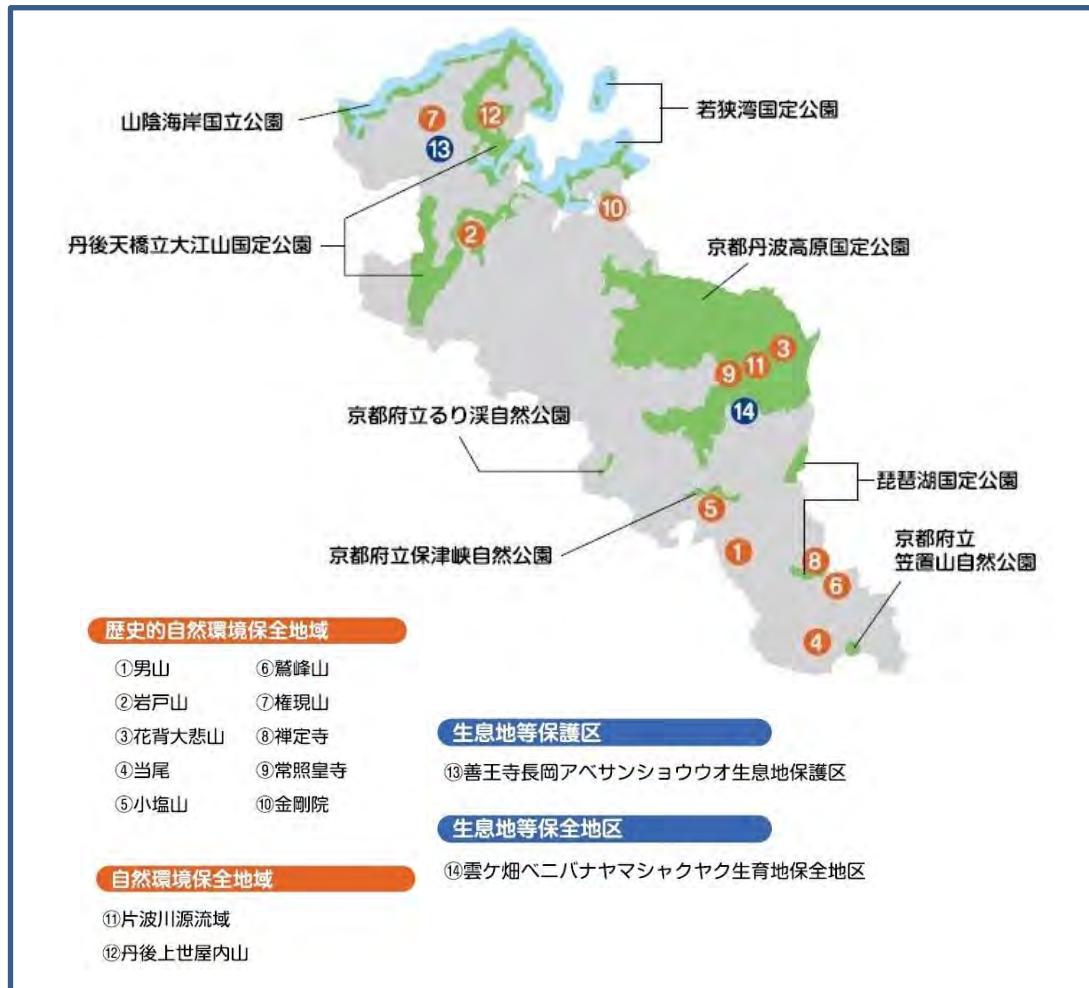
<sup>43</sup> 豊かな自然や歴史、文化にふれあうとともに、健全な心身の育成や自然保護に対する理解を深めることを目的として整備された、長距離の自然歩道。環境省が計画を定め、各都道府県が整備、管理運営する。京都府内には東海自然歩道及び近畿自然歩道が通過している。

<sup>44</sup> 原生的な自然として各種多様な生物種を保存する学術上高い価値を持つ自然環境を、府民の財産として未来に継承するため、京都府環境を守り育てる条例に基づいて指定する地域

<sup>45</sup> 科学的に貴重な、あるいは景観として美しい地形や地質を有し、これらの資源を持続的に研究、教育、観光等に活用している地域、地区

パーク推進協議会」を中心に、地質遺産の保全、地域活性化への活用等が進められており、京都府も協議会の活動への支援を行っています。

- 都市部においては、ヒートアイランド現象の抑止や都市環境の改善を図るため、京都府地球温暖化対策条例に基づき、一定規模以上の建築物について緑化を義務付けています。平成 19（2007）年度から令和 6（2024）年度までの間に 662,327 m<sup>2</sup> (1,116 件) が緑化されました。



### 京都府内の自然公園・保全地域等一覧

#### 〈今後の施策展開における課題〉

- これまで様々な取組を進めてきましたが、府内の生物多様性は、依然として危機的な状況にあります。また、気候変動や森林破壊等によって生態系のバランスが崩れ、人間と野生生物が接触する機会が増えたことが、様々な感染症が発生するリスクの要因といわれています。
- 生物多様性の持続可能な保全と利活用に向けて、生態系の保全、自然環境学習の機会や担い手育成の場づくり、自然資源の適正利用による里地・里山の保全やグリーンインフラ<sup>46</sup>等の取組を推進するとともに、「30by30 目標」に向けた地域生物多様性増進活動や企業による自然資本に配慮した持続可能な事業活動を支援していくことが必要です。
- また、「きょうと生物多様性センター」を核として、多様な主体の積極的な参画と連携・協力関係を構築し、保全活動や交流を通じた地域の活性化や社会の生物多様性に対する気運の醸成を進めていくことが必要です。

<sup>46</sup> 第 5 章 2 (2) 参照

## 京都府レッドデータブックの掲載種数の推移

上段は 2015 年版、下段 ( ) 内は 2002 年版の掲載種数

	絶滅種	絶滅寸前種	絶滅危惧種	準絶滅危惧種	要注目種	計	自然環境目録
哺乳類	2 (2)	9 (10)	6 (4)	7 (5)	3 (4)	27 (25)	52 (48)
鳥類	0 (0)	8 (8)	48 (49)	50 (45)	2 (2)	108 (104)	358 (336)
は虫類	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (1)	10 (11)	12 (12)	16 (16)
両生類	0 (0)	4 (3)	1 (2)	3 (2)	11 (12)	19 (19)	22 (22)
淡水魚類	3 (2)	12 (11)	14 (13)	6 (5)	8 (9)	43 (40)	116 (114)
昆虫類	28 (24)	82 (84)	106 (104)	68 (62)	213 (174)	497 (448)	7,083 (6,389)
クモ類	0 (0)	0 (0)	5 (6)	3 (3)	2 (0)	10 (9)	357 (303)
甲殻類及びその他 の 淡水産無脊椎動物	0 (0)	0 (1)	1 (0)	2 (3)	3 (1)	6 (5)	43 (19)
陸産貝類	0 (0)	4 (1)	8 (10)	16 (9)	15 (21)	43 (41)	114 (112)
淡水産貝類	5 (0)	9 (5)	5 (9)	4 (3)	2 (1)	25 (18)	51 (47)
<b>動物 計</b>	<b>38 (28)</b>	<b>128 (123)</b>	<b>194 (197)</b>	<b>161 (138)</b>	<b>269 (235)</b>	<b>790 (721)</b>	<b>8,212 (7,406)</b>
シダ植物	5 (5)	36 (27)	33 (30)	16 (13)	32 (33)	122 (108)	357 (264)
種子植物	45 (62)	222 (157)	224 (141)	182 (142)	75 (54)	748 (556)	2,420 (2,196)
コケ植物	4 (0)	44 (53)	46 (47)	36 (35)	8 (3)	138 (138)	552 (553)
車軸藻類	0	0	0	0	19	19	21
地衣類	0	0	1	22	0	23	163
菌類	3 (5)	31 (33)	7 (0)	27 (25)	27 (9)	95 (72)	1,349 (1,106)
<b>植物・菌類 計</b>	<b>57 (72)</b>	<b>333 (270)</b>	<b>311 (218)</b>	<b>283 (215)</b>	<b>161 (99)</b>	<b>1,145 (874)</b>	<b>4,862 (4,119)</b>
<b>野生生物 計</b>	<b>95 (100)</b>	<b>461 (393)</b>	<b>505 (415)</b>	<b>444 (353)</b>	<b>430 (334)</b>	<b>1,935 (1,595)</b>	<b>13,074 (11,525)</b>

### 【京都府レッドリスト カテゴリー】

絶滅種：京都府内ではすでに絶滅したと考えられる種

絶滅寸前種：京都府内において絶滅の危機に瀕している種

絶滅危惧種：京都府内において絶滅の危機が増大している種

準絶滅危惧種：京都府内において存続基盤が脆弱な種

要注目種：京都府内の生息・生育状況について、今後の動向を注目すべき種及び情報が不足している種

#### (4) 限りある資源を大切にする循環型社会づくり

- ・ 京都府では、循環型社会の実現に向けて、廃棄物の3Rの取組を推進しています。
- ・ 府内の廃棄物排出量は着実に減少している一方で、プラスチックごみのように一層の3Rが必要となる分野も見受けられます。
- ・ 今後は、新たな技術や仕組みの導入、ライフスタイルの見直しを通じて、プラスチックごみを始めとする廃棄物の発生抑制、再使用の2R<sup>47</sup>の取組がより進む社会システムが構築され、廃棄物が限りなく削減された循環型社会の実現に向けた取組を加速化する必要があります。

- 令和2（2020）年3月にEUが新たな「循環経済行動計画」を打ち出し、令和4（2022）年3月には国連総会において「循環経済に関する決議」がなされる等、循環経済への移行に向けた取組は世界的な潮流となっています。また、令和5（2023）年7月にEUが自動車の再生プラスチック最低含有率の法定化等を盛り込んだELV規則案<sup>48</sup>を示す等、国際的に再生材の利用を進める動きが顕在化しています。
- 我が国においては、令和6（2024）年8月、循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行を契機として、循環型社会を実現するための「第五次循環型社会形成推進基本計画」が閣議決定されました。また、同年5月には、脱炭素化と再生資源の質と量の確保等の資源循環の取組を一体的に促進するため、再資源化事業等の高度化に係る認定制度等を定めた資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律（令和6年法律第41号）が成立し、令和7（2025）年中に本格施行が予定されています。
- 京都府では、平成15（2003）年に「京都府循環型社会形成計画」を策定し、以降3回にわたりこれを改定し（直近は、令和4（2022）年）、循環型社会づくりを計画的に進めるため、一般廃棄物の処理を担当する市町村や産業廃棄物を排出・処理する事業者と連携して、廃棄物の発生抑制や再使用を基本とする3Rに取り組んでいます。

##### ① 廃棄物処理対策の状況

- ・ 京都府内においては、1年間に約70万トンの一般廃棄物と約440万トンの産業廃棄物<sup>49</sup>が排出されています（一般廃棄物は令和5（2023）年度実績、産業廃棄物は令和元（2019）年度実績。本段落において以下同じ。）。これらは、リサイクルや焼却等の減量処理を行った後、約9万トンの一般廃棄物と約11万トンの産業廃棄物として最終処分場に埋め立てられています。一般廃棄物の排出量については、府民1人当たり1日749gとなり、全国平均（851g）を下回っています。
- ・ また、産業廃棄物については、その排出抑制等を目的として、最終処分場に搬入される産業廃棄物に対する「産業廃棄物税」の導入（平成17（2005）年4月）、「産業廃棄物の減量・リサイクル戦略プラン」の策定（平成18（2006）年12月）、「産業廃棄物減量・リサイクル推進ネットワーク協議会」の設置（平成20（2008）年7月）等、継続的な取組を進め、平成23（2011）年6月には、府内の産業界、廃棄物処理業界、研究機関、京都府及び京都市が連携し、府内企業に対する産業廃棄物の減量・リサイクルの取組支援を目的に

<sup>47</sup> 3R（リデュース、リユース、リサイクル）のうち、リサイクルに比べて優先順位が高いものの取組が遅れているリデュース及びリユースを特に抜き出して「2R」とまとめて呼称しているもの。

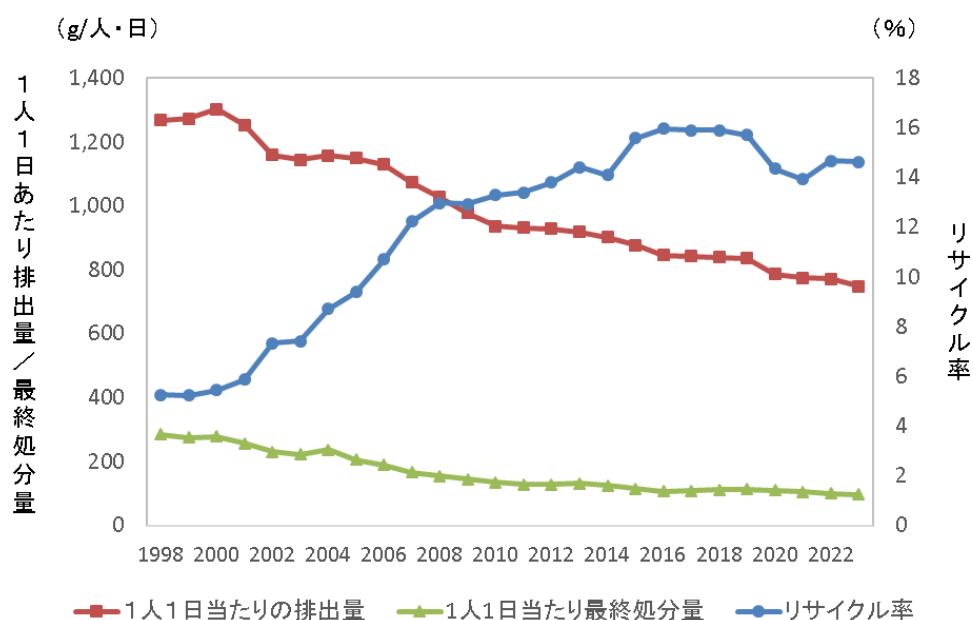
<sup>48</sup> 欧州連合（EU）が2023年7月に公表した、現行のELV（End of Life Vehicle）指令（廃自動車指令）等を改正する「自動車設計の循環性要件及び廃自動車管理に関する規則案」。同規則案では、自動車の再生プラスチック最低含有率の法定化等が盛り込まれている。

<sup>49</sup> 「産業廃棄物」とは廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に規定される、事業活動に伴って排出される燃え殻、汚泥、廃プラスチック類等の廃棄物のことであり、「一般廃棄物」とはそれ以外の廃棄物をいう。

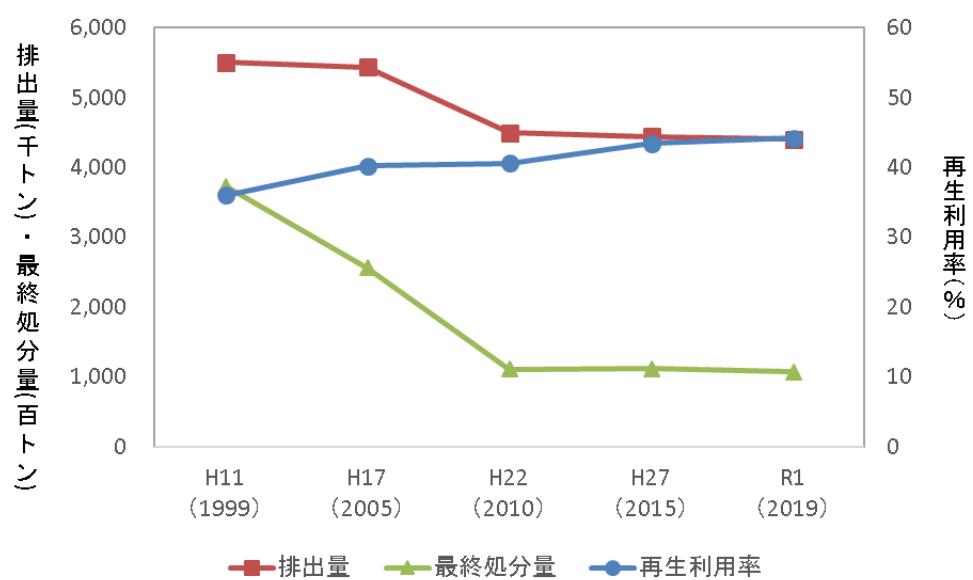
「京都府産業廃棄物減量・リサイクル支援センター」を設立（平成 24（2012）年から「一般社団法人京都府産業廃棄物 3R 支援センター」に改称）し、産業廃棄物税を活用した産業廃棄物の 3R の総合的な支援を進めています。

- こうした取組によっても、なお埋め立てせざるを得ない廃棄物の処分先として、最終処分場の確保は避けることのできない課題であり、京都府では、本来、民間事業者が設置する産業廃棄物最終処分場を補完するため、公共関与による最終処分場の確保にも努めてきているところです。京都府が出資している株式会社京都環境保全公社は、最終処分場を有し、さらに収集運搬・中間処理も含めた一貫処理システムにより産業廃棄物適正処理事業を実施しており、今後の循環経済への移行を支える役割も期待されます。

また、産業廃棄物処理施設の設置に当たっては、京都府産業廃棄物処理施設設置等の手続に関する条例（平成 26 年京都府条例第 15 号）に基づく手続を通して、地域における合意形成が円滑に行われ、生活環境の保全を確保しています。



一般廃棄物の排出量等の推移



産業廃棄物の排出量等の推移

## ②不法投棄対策の推進

- ・ 不法投棄対策については、市町村、他府県、警察等の関係機関と連携し、監視パトロールを強化するとともに、京都府産業廃棄物の不適正な処理を防止する条例（平成14年京都府条例第42号）等に基づき、不法投棄等の早期発見、早期対応による未然防止と原状回復に取り組んでいます。

## ③プラスチックごみの削減

- ・ 「京都府循環型社会形成計画」に基づき、使い捨てプラスチックの削減、プラスチックごみの3Rの促進及び海洋プラスチックごみ対策に取り組んでいます。
- ・ 具体的には、事業者とマイボトルの普及に関する協定の締結、府主催イベント時における給茶スポットの設置・普及活動やプラスチック対策セミナーの開催、リユース容器導入補助事業、代替プラスチック製品の技術開発補助事業等を行ってきました。

## ④海岸漂着物対策

- ・ 京都府北部日本海側においては日本三景の一つ「天橋立」等優れた自然景観が形成されていますが、近年、国内外からの大量の海岸漂着物による漁業への影響等が見受けられます。
- ・ 国が海岸漂着物処理推進法<sup>50</sup>（平成21年法律第82号）を制定（平成21（2009）年7月）するとともに、同法に基づく基本方針を策定（平成22（2010）年3月）したことを受け、京都府では府域における海岸漂着物対策の総合的かつ効果的な推進を目的として、平成23（2011）年12月に、「京都府海岸漂着物対策推進地域計画」を策定し、国、市町村、府民等と連携して、海岸漂着物の回収・処理、発生抑制対策等を講じています。

## ⑤食品ロスの削減

- ・ 我が国においては、まだ食べることができる食品が、生産、製造、販売、消費等の各段階において日常的に廃棄され、令和4（2022）年度は約472万トン（推計値）の食品ロスが発生しています。その中で、令和元（2019）年10月に、食品ロスの削減の推進に関する法律（令和元年法律第19号）が施行され、令和2（2020）年3月に「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」が示され、令和7（2025）年3月には、令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までを対象とした第2次基本方針が示されました。京都府では、「京都府食品ロス削減推進計画」（令和4（2022）年3月）を策定し、多様な主体と連携しながら地域の実情に応じた取組を推進しています。

また、10月の「食品ロス削減月間」には、民間企業と連携し、府内全域で食品ロス削減に向けた啓発を行うほか、食品ロス削減等の取組を実践する事業者に対する「食べ残しぜロ推進店舗」認定事業や市町村等と連携したセミナー等の開催、企業や団体によるフードドライブ<sup>51</sup>活動の募集等の施策を進めています。

## ⑥災害廃棄物処理対策

- ・ 近年頻発している地震や水害等の自然災害により、多量の災害廃棄物が発生し、その処理が復旧・復興における大きな課題となっています。京都府では、これに備えるため、平成31（2019）年3月に「京都府災害廃棄物処理計画」を策定しました。
- ・ 府内各市町村においても災害廃棄物処理計画の策定が進むよう、令和元（2019）年6月に「市町村災害廃棄物処理計画策定マニュアル」を作成し、令和7年3月時点では26市町村中25市町村が計画を策定済みです。

<sup>50</sup> 美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律

<sup>51</sup> 家庭で余っている食品を集め、食品を必要としている地域のフードバンク等の生活困窮者支援団体、子ども食堂、福祉施設等に寄付する活動

## ⑦ P C B 廃棄物の処理体制の整備

- ・ 強い毒性が問題となり、昭和 47 (1972) 年に製造中止となったポリ塩化ビフェニル (P C B) については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法 (平成 13 年法律第 65 号) に基づく適正処理のための体制整備が進められてきました。

京都府でも、同法に基づき平成 16 (2004) 年 7 月「京都府ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」を策定し、府内における P C B 廃棄物の確実かつ適正な処理に向けて、P C B 廃棄物を保管する事業者等に対し、指導を行っています。

処理の対象となる P C B 廃棄物については、当初から対象とされた変圧器、コンデンサーに加え、蛍光灯安定器も対象となることが後から判明した経緯があり、今後、それぞれの特性を踏まえた適正処理を指導していきます。

### 〈 今後の施策展開における課題 〉

- 資源の投入量・消費量を抑えつつ、製品等をリユース・リペア・メンテナンス等により長く利用し、循環資源をリサイクルする 3 R の取組を進め、再生可能な資源の利用を促進し、ストックを有効活用しながら、サービス化等を通じて資源・製品の価値を回復し、維持し、又は付加することによりその価値の最大化を目指す循環経済 (サーキュラーエコノミー) への移行が、資源消費を最小化し廃棄物の発生抑制や環境負荷の低減等を実現し、循環型社会を形成するために必要です。
- また、廃棄物の適正処理は、生活環境の保全及び公衆衛生の向上の観点から不可欠であり、循環型社会を形成するための前提となるものです。引き続き、不法投棄の未然防止や P C B 廃棄物の早期処理等に向けた対応が必要です。また、災害時の備えとして、災害廃棄物の処理を適正かつ迅速に実施するための体制の確保も求められます。

## (5) 府民生活の安心・安全を守る環境管理の推進

- ・ 京都府では、府民生活の安心・安全を守るため、大気や水質等の環境モニタリングを実施するとともに、発生源への指導監督等により環境リスクの管理に取り組んでいます。
- ・ これまでの取組の結果、大気や水質等の環境基準は一定達成している状況にあります。
- ・ 今後も、環境リスクを適切に管理していくため、アスベスト等環境リスクの高い有害物質の対策を強化するとともに、環境モニタリングを着実に実施し府民に情報提供していくことが必要です。

- 我が国では、高度経済成長期における産業の重化学工業化等に伴う環境負荷の増大により、大気汚染や水質汚濁等の産業型公害が全国的に拡大、深刻化し、国による法整備等が進められました。京都府においても、この間、淀川水系河川の水質汚濁等の問題があり、体制の整備や条例の制定等、公害行政を積極的に行ってきました。
- このような法整備等に加え、環境技術の進展等により産業型公害は減少しましたが、生活を便利にするため、多種多様な物を大量に生産し、消費し、廃棄する社会経済活動やライフスタイルの広がりにより、ダイオキシン類<sup>52</sup>等の新しい有害化学物質による環境汚染が問題となり、京都府においても環境モニタリングや発生源対策を行ってきました。
- その中で、有機フッ素化合物（P F A S<sup>53</sup>）の一部については、「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約（P O P s 条約）」で廃絶対象となり、我が国においても化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和 48 年法律第 117 号。以下「化審法」という。）で製造・輸入等が禁止となりました。P F A Sについては、内閣府食品安全委員会のリスク評価を受け、一部の物質が水道法の水質基準項目に位置付けられる等の動きがある一方、P F A Sに係る科学的知見が十分でないため、引き続き国専門家会議等が知見を収集し、総合的な対応が検討されているところです。
- また、アスベストを含む建築材料を使用している建築物の解体件数は、国土交通省の推計によれば今後増加し、令和 10 (2028) 年頃にピークを迎えるとされています。そのため、解体に伴うアスベスト飛散防止対策の更なる強化を進めています。
- 大気汚染、公共用水域や地下水等の水質汚濁及び土壌汚染を防止し、また、有害化学物質による環境汚染を防止することにより、府民の健康と生活環境を守るための施策は、環境行政の出発点であり、今後も搖るぎなく着実に取り組んでいく必要があります。

<sup>52</sup> ダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 年法律第 105 号）では、ポリ塩化ジベンゾフラン（P C D F）、ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン（P C D D）及びコプラナーポリ塩化ビフェニル（コプラナー P C B）をダイオキシン類と定義している。塩素の数や付く位置により P C D F は 135 種類、P C D D は 75 種類、コプラナー P C B は 12 種類と多くの異性体があり、毒性の強さはそれぞれ異なっている。主に廃棄物の焼却等で塩素を含む物質が不完全燃焼することにより非意図的に生成され、環境中に放出される。食物連鎖を通してプランクトンや魚介類に取り込まれていくことで、生物にも蓄積されていくと考えられている。

<sup>53</sup> 主に炭素とフッ素からなる化学物質で、ペルフルオロアルキル化合物及びポリフルオロアルキル化合物のことを指し、1 万種類以上の物質があるとされている。その中にははつ水・はつ油性、熱・化学的安定性等の物性を示すものがあり、溶剤、界面活性剤、繊維・革・紙・プラスチック等の表面処理剤、イオン交換膜、潤滑剤、泡消火薬剤、半導体原料、フッ素ポリマー加工助剤等、幅広い用途で使用されている。P F A S の 1 種である P F O S、P F O A 及び P F H x S は、それぞれ平成 22 (2010) 年、令和 3 (2021) 年、令和 6 (2024) 年に化審法により製造・輸入等が原則禁止された。

## ①環境モニタリングの状況

- 京都府内の大気環境は、PM2.5、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、二酸化硫黄及び一酸化炭素について全てのモニタリング局で環境基準<sup>54</sup>を達成できていますが、光化学オキシダン<sup>ト</sup><sup>55</sup>は全国の状況と同じく環境基準を達成していません。なお、健康被害が生じるおそれがあるときに発令する光化学スモッグ注意報の発令日数は、平成24（2012）年度以降年間0～3日で推移しています。
- 公共用水域の水質は、環境基準をほぼ達成していますが、日本海側の閉鎖性水域については、COD<sup>56</sup>、全窒素及び全燐の環境基準が達成できていない状態が続いています。京都府北部の阿蘇海については、地域住民や関係団体・自治体等の協働により、「里海」の考え方を取り入れた総合的な取組が進められています。また、府民参加型の水質調査として、身近な河川の生態系を調査することで水辺環境への関心を高め、主体的な環境保全の取組を広げる「身近な川の生物調査」を実施しており、府民参加の輪が広がっています。

## ②有害化学物質に関する発生源監視

- ダイオキシン類等の有害化学物質に関する環境リスク事案は、新たな汚染防止のためにも、引き続き発生源監視等の対策が必要です。
- 建築物等の解体等工事において適切な事前調査が行われるよう指導を強化する等、アスベストの環境中への飛散防止対策が必要です。

## ② 感覚公害の多様化への対応

- 騒音・振動・悪臭といったいわゆる感覚公害については、事業活動に起因するものから日常生活に起因するものまで多岐にわたるとともに、社会情勢の変化に応じて新たな課題も発生していることから、引き続き市町村等と連携した十分な対応が必要です。

## ④戦略的環境アセスメント制度の導入

- 平成25（2013）年12月に「戦略的環境アセスメント制度<sup>57</sup>」を導入し、事業の早期段階から地域住民の意見を取り入れるとともに、適正な環境配慮を求めています。しかし、近年においても、地域への十分な配慮がなされずに開発が計画されて社会問題となる事案は発生しており、引き続き事業者の環境配慮を促し、地域との調和を確保することが求められています。

---

<sup>54</sup> 環境基本法（平成5年法律第91号）で、「人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」と規定されており、大気、水質、土壤及び騒音について、公害防止に関する各種の施策を実施するに当たり、その行政上の目標として定められたもの（人の健康等を維持するための最低限度としてではなく、より積極的に維持されることが望ましい目標として、その確保を図っていこうとするもの）をいう。

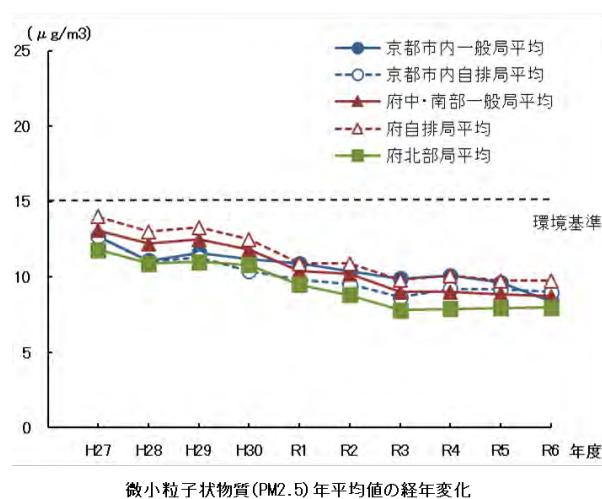
<sup>55</sup> 工場や自動車等から排出される窒素酸化物（NO<sub>x</sub>）や揮発性有機化合物（VOC）を主体とする一次汚染物質から太陽光線の照射を受けて生成（光化学反応）されるオゾン等の二次汚染物質の総称で、いわゆる光化学スモッグの原因となっている物質。強い酸化力を持ち、高濃度では眼や喉への刺激や呼吸器系への影響を及ぼす。

<sup>56</sup> Chemical Oxygen Demandの略。水中の有機物等を化学的に酸化するために必要な酸素の量。値が大きいほど汚濁の程度が大きいことを示す。

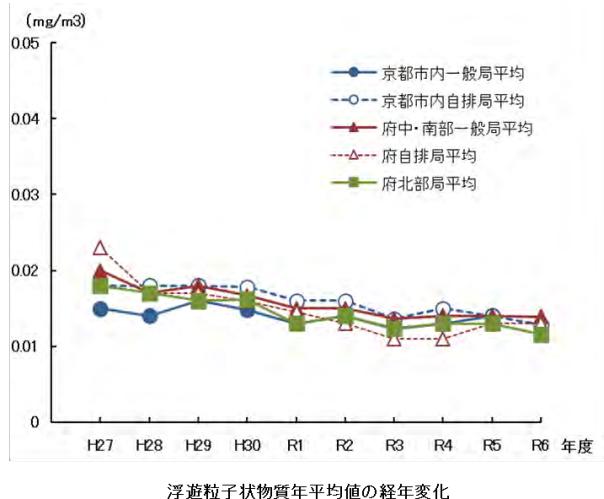
<sup>57</sup> 土地の形状変更や工作物の新設等といった事業の実施前に、事業者が事業による環境影響を調査、予測及び評価し、環境保全対策を検討するとともに、その過程を公開して住民や自治体から意見を聴くこと等を通じて、環境保全上より望ましい配慮が事業者自らにおいてなされることを目的とした制度を「環境影響評価制度（環境アセスメント制度）」という。また、事業の実施を前提とした段階で行われる従来の環境アセスメント制度に対して、より早期の事業計画段階等において環境配慮を組み込むための制度を「戦略的環境アセスメント制度」という。

### 〈 今後の施策展開における課題 〉

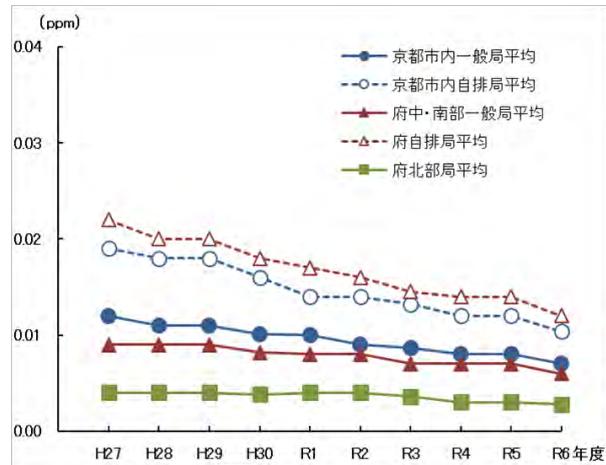
- 環境リスクを管理し、府民の安心・安全を支えるため、引き続き、工場・事業所へ計画的な立入検査を実施する等、発生源に対する指導監督を行うとともに、今後増加する解体工事を見据えたアスベスト飛散防止対策の強化等、環境リスクの高い有害物質による環境影響の回避・低減を図ること、また、環境モニタリング（P F A S等の未規制物質を含む。）の適切な実施やその結果を府民に分かりやすく発信していくことが必要です。
- 一部の地域で局地的に比較的高濃度のP F O S 及びP F O Aが検出される等、関心が高まっているP F A Sを始めとして、健康影響等に係る科学的知見が十分でない物質等についての最新の知見を分かりやすく発信していくことが必要です。



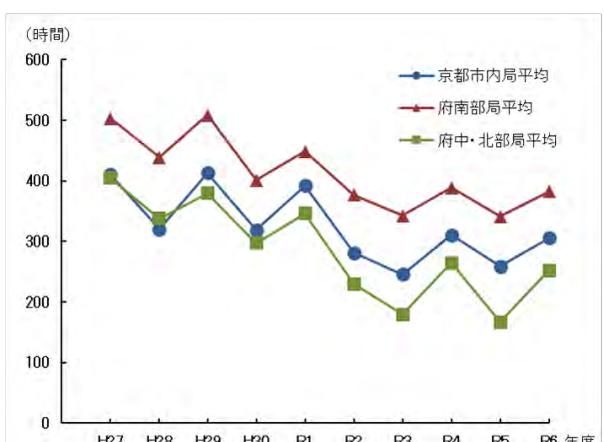
微小粒子状物質(PM2.5)年平均値の経年変化



浮遊粒子状物質年平均値の経年変化

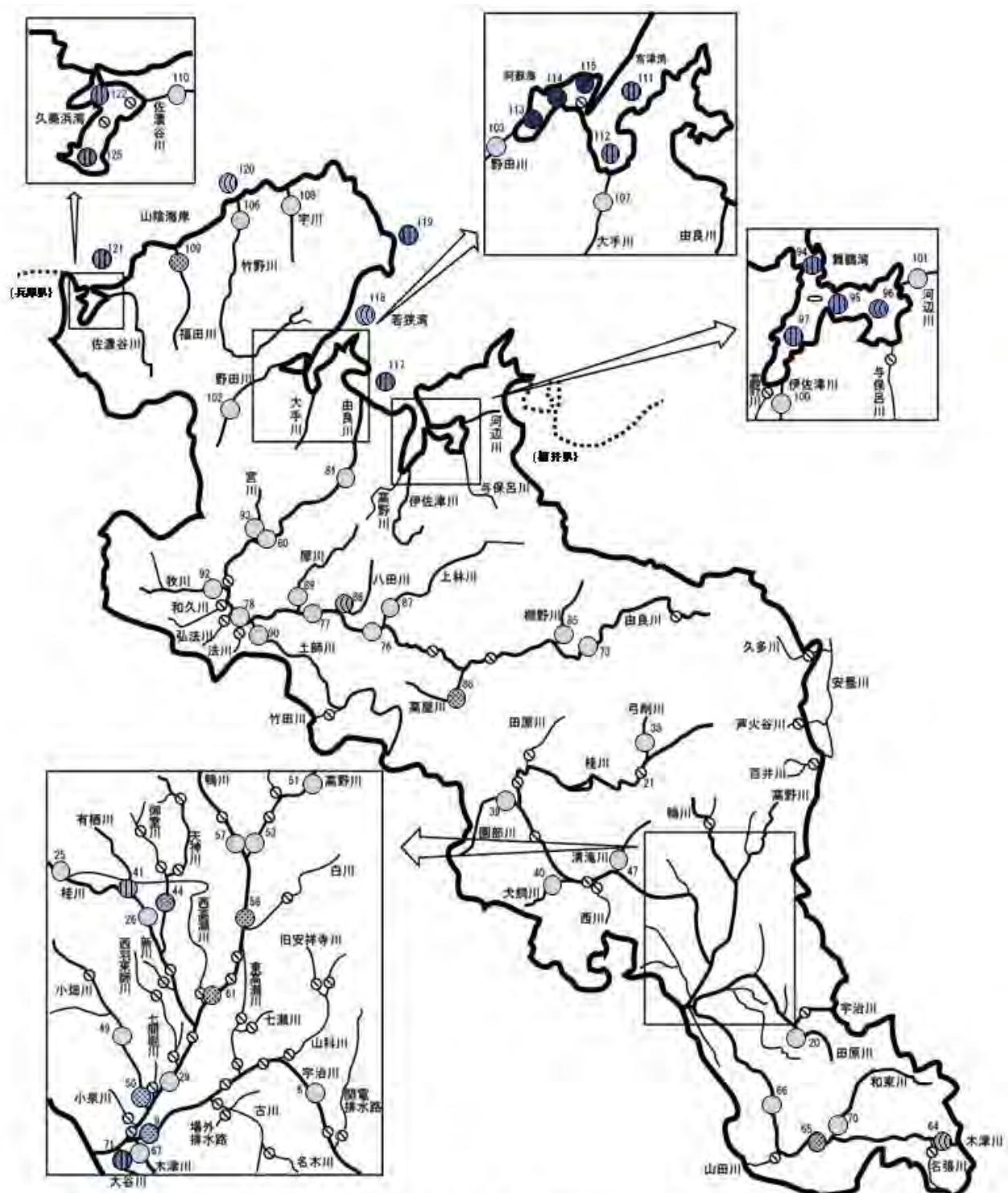


二酸化窒素年平均値の経年変化



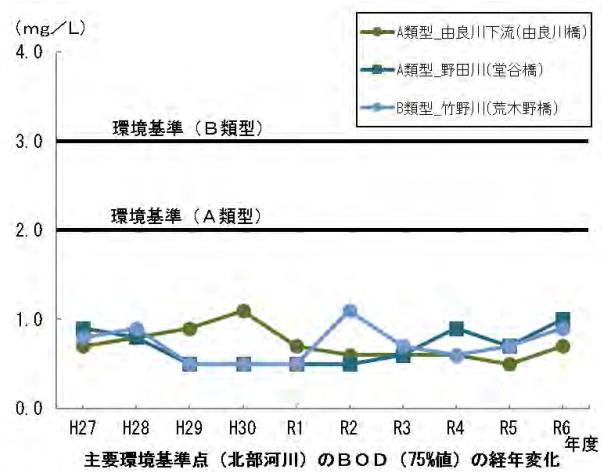
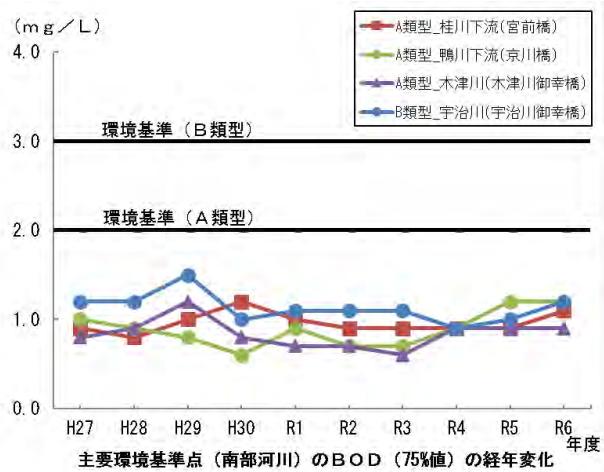
光化学オキシダント環境基準(0.06ppm)超過時間数の経年変化

### 大気環境モニタリングの状況



○測定地点(○環境基準点以外) *地図上の数値は地点番号	
凡 例	河川(BOD)又は海域(COD)の75%水質値(mg/L) (75%水質値: BOD又はCODの環境基準の達成状況の年間評価に用いる値)

令和6（2024）年度水質環境モニタリングの状況



主要環境基準点のBOD<sup>58</sup>の経年変化（左：南部河川、右：北部河川）

<sup>58</sup> Biochemical Oxygen Demandの略。微生物が水中の汚濁質を分解するために必要とする酸素の量。値が大きいほど汚濁の程度が大きいことを示す。

## 第3章 京都府の将来像

京都府の将来像（令和32（2050）年頃）

京都の「豊かさ」をはぐくむ脱炭素で持続可能な社会

～将来世代のために手を携え、環境・経済・社会の好循環を創出～

京都府には、面積の4分の3を占める森林を始め海や川、里地・里山等の豊かな自然があります。また、府内には13,000種以上の野生生物が確認されており、その豊かな生物多様性は、複雑な地理的条件や多彩な生態系が様々な形で関わり合うバランスの上に成り立っています。京都府では、長い歴史の中で、こうした自然の恵みと生活の営みの深いつながりが醸成され、地域の特性を活かした食文化、行催事等に見られるように、府内各地で個性豊かな地域文化をはぐくんできました。また、第2章でも示した、時代の変化に応じて文化や産業等新たな価値を生み出す強靭さやチャレンジ精神、学術研究機関の集積等を背景としたまちづくりを支える協働の力等、京都府が持つ豊かな「力（ポテンシャル）」を受け継いできています。

京都の伝統・文化・産業や人々の暮らしの礎であり魅力の源泉となってきた豊かな自然資本といった京都ならではの「力（ポテンシャル）」等、京都ではぐくまれてきた「豊かさ」を将来へ引き継いでいくことは私たちの使命です。

一方、地球温暖化に起因する気候変動の進行は、異常気象による自然災害、農林水産業や自然生態系への影響、生命に危険を及ぼす熱中症の増加等、私たちの暮らしに様々な望ましくない影響をもたらしています。また、少子高齢化や本格的な人口減少の進展により、地域コミュニティの弱体化や地域産業力の低下、地域を支える担い手不足が懸念されています。

環境分野においては、第2章で示したとおり、気候変動影響の危機的状況や国内外の情勢を踏まえ、

- ・温室効果ガス排出量実質ゼロ（脱炭素）に向けた温室効果ガスの一層の排出抑制や再生可能エネルギーの最大限の導入等の緩和策の推進、気候変動影響への適応策の充実
- ・健全な資源循環の推進に加え、災害廃棄物処理を含む適正処理体制の確保
- ・人間活動による環境負荷低減の維持や環境リスクの一層の低減
- ・豊かな自然との共生を基本とした自然環境の保全や適正利用等の推進及び生物多様性の保全等、環境への負荷を可能な限り低減し、自然と調和した新たなライフスタイルや社会の仕組みへの転換が重要な課題となっています。

このような難しい課題を解決していくためには、世代、組織、地域等を超えたあらゆる主体が、環境問題を「自分ごと」として捉え、力を結集し、府民一人一人、あるいは個々の事業者が行動を開始することが必要です。

環境を保全するために必要なことは、経済や社会全体で「がまん」することではなく、環境に優しい消費行動や交通手段の選択が一般化し、個人や企業の環境行動を当たり前のものとすることです。例えば、地域の自然資源を活用して再生可能エネルギーを増産し、それを地域内で消費する「地産地消型」のエネルギーシステムを構築することで、外部への資金流出を防ぎ、地域経済の活性化につなげることができます。太陽光、風力、中小水力、バイオマス等の分散型電源の導入は、地域のエネルギー自立を促進するとともに、設備の設置・運用・保守等を通じて新たな雇用を創出し、地域の持続可能な発展に寄与します。

こうした行動や取組は、環境を保全することにとどまらず、府民の健康水準や生活の質を高めるとともに、事業者の企業競争力を高めることにもつながります。さらには、地域における災害への対応力を大幅に高め、より魅力ある安心・安全な地域づくりにつながる社会の仕組みを構築し、環境・経済・社会の好循環を生み出していくきます。環境・経済・社会の好循環を促すことで、「ウェルビーイング＝府民が幸せを実感できる状態」を向上させ、持続可能な社会の構築を加速させていきます。

京都府では、多くの資金や資源の投入によって形成される首都圏の「豊かさ」とは本質的に異なり、京都の自然・文化・歴史に根ざした京都ならではの豊かな「力（ポテンシャル）」や地域資源が存在していることを強みとして捉えています。これらを最大限に活用し、脱炭素の時代を切り拓くイノベーションを創出するとともに、脱炭素への挑戦を通じて、さらに京都の「豊かさ」を発展させ、「豊かさ」の価値を再創造し、はぐくみ続けていく持続可能な社会の構築を目指します。

このような考え方に基づき、京都府では、長期的な視点に立って、21世紀半ば（令和32（2050）年頃）の京都府社会が目指す将来像（長期目標）を上記のとおり掲げ、本計画を推進します。

#### ※京都府のウェルビーイング

本計画では、ウェルビーイングを「府民が幸せを実感できる状態」の意味で用いる。具体的には、府民が身体的、精神的、社会的に満たされ、多様な価値観に応じた“幸せ”を実感できる状態を表し、これには、環境保全の取組を通じてその状態を高めていくことも含まれる（以下「ウェルビーイング＝府民が幸せを実感できる状態」とする。）。

## 第4章 計画の基本となる考え方

第4章では、第3章に掲げる将来像の実現に向けた施策展開の基本となる考え方を示します。

持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goalsの略）のウェディングケーリモデル<sup>59</sup>にも象徴されるように、経済・社会活動は、環境という基盤の上に成立し、環境保全と経済・社会の発展のどちらか一方を追い求めるのではなく、双方の充実や発展を図ることが、社会全体の好循環につながります。

京都府では、第3章でも記載したとおり、環境・経済・社会の好循環を生み出し、さらにその循環を促進することで、「ウェルビーイング＝府民が幸せを実感できる状態」を向上させ、脱炭素で持続可能な社会を目指していきます。

この目指すべき社会の実現に向けては、次の3つの視点を根幹として、施策を展開していきます。

### ○環境価値の創出

#### ～スタートアップ等、将来性のある企業の集積による長期的な経済成長や先進技術の発展による安心・安全で快適な暮らしの実現～

脱炭素テクノロジー分野で世界的な技術や競争力を有する企業が集積していることや、「大学のまち・京都」ならではの「知の集積」を活かし、京都発の将来性のあるスタートアップ企業等の集積や、脱炭素テクノロジーの実装を推進していきます。また、エネルギーの地産地消等の地域における産業振興等を通じ、長期的な視点での経済成長や先進技術の発展を図っていきます。

DX技術の活用や行動科学の知見に基づくナッジ理論<sup>60</sup>の活用により、脱炭素なライフスタイルへの自発的な変革を促し、企業や府民等が自然に取り組むことができる脱炭素行動変容を推進していきます。

これらの取組により生み出される科学技術・イノベーション等により、安心・安全で快適な暮らしを実現し、「ウェルビーイング＝府民が幸せを実感できる状態」につながる社会を実現していきます。

### ○京都ならではの豊かさ

#### ～京都ならではの豊かさ（自然資本、人的資本、歴史・伝統・文化）の活用と保全～

府内のそれぞれの地域では、人口減少、少子高齢化等に起因する課題が顕在化している一方、多様な自然資本、大学生等の多様な人材やコミュニティといった人的資本、これまで京都の長い歴史の中で生き抜いてきた優れた技術等を有する府内企業や地域に根付く歴史・伝統・文化等、京都ならではの豊かさを有しています。

地域の多様性の源泉となるそれぞれの地域が持つ豊かさの維持・質の向上を図るとともに、それぞれの地域間の連携も図りながら、持続可能な形で最大限に活用することで、ネイチャーポジティブ等の環境保全・創造や地域振興の促進等の施策を展開していきます。

さらに、自然資本の充実により良好な環境を創出して持続可能な形で活用する等、京都ならではの豊かさを充実させることで、「ウェルビーイング＝府民が幸せを実感できる状態」を最大限引き上げ、魅力ある地域づくりを進めています。

<sup>59</sup> SDGs（持続可能な開発目標）の17の目標を「生物圏」・「社会圏」・「経済圏」の3層に分類し、それらの相互関係を示した構造モデル

<sup>60</sup> 経済的なインセンティブを大きく変えたり、罰則・ルールで行動を強制したりすることなく、行動科学に基づいた小さなきっかけで人々の意思決定に影響を与え、行動変容を促す手法・戦略

## ○協働

### ～府民や企業と府外の関係者一人一人の個性を活かし、連携し、自ら行動していく地域社会の実現～

環境施策の展開に当たっては、行政だけでなく、事業者や民間団体、府民等の社会を構成するあらゆる主体が環境に対する自らの責任を自覚し、それぞれの立場に応じた公平な役割分担の下で、環境負荷を可能な限り低減していくことを目指す必要があります。一方、環境問題に対する課題意識は、個人差があるという状況を認識し、それぞれの立場に応じた環境保全を通じてそれぞれの「ウェルビーイング＝府民が幸せを実感できる状態」が向上するよう、きめ細やかな支援策等を展開していくことで、自分ごととして行動していく地域社会の実現を図っていきます。

また、多様な環境問題を解決し、持続可能な社会を構築するには、国や自治体、事業者や地域の団体、N P O、学術研究機関等、多様な主体が連携・協働していくことが不可欠です。

「学生のまち・京都」の強みである大学生等の若者や、京都を応援する府外にいる関係者（旅行者や京都府出身者等）等、多様な人材を包摂的に巻き込み、連携・協働の輪を広げ、関係者の「ウェルビーイング＝府民が幸せを実感できる状態」の向上を図っていきことで、人口減少・少子高齢化社会に直面する京都府の課題解決も併せて実現していきます。

本計画に掲げる施策の着実な実施、とりわけ第5章に掲げる分野横断的施策の実施には、「京都府地球温暖化防止活動推進センター<sup>61</sup>」、「京都気候変動適応センター」及び「きょうと生物多様性センター」といった各分野の専門的知識を有する団体が連携し、一体となつた中間支援組織が府民や市町村等の活動をサポートする体制づくり、産業部門においてオール京都で創設された「一般社団法人京都知恵産業創造の森」等による産学公連携ネットワークづくり等、多様な主体間のパートナーシップの強化が不可欠です。

「京都議定書誕生の地」である京都府で、C O P 3をきっかけに培われてきたパートナーシップや中間支援組織の存在は「京都の宝」といえます。これらを未来への財産として引き継いでいくためにも、京都府は、コーディネート機能を発揮し、より一層の充実・活性化を

図るとともに、それぞれが持つ知見や発信力等を活かしながら、施策を展開していきます。

環境問題には、我々一人一人が取り組む必要がありますが、多岐にわたる問題に的確に対応していくには、問題の本質や取組の方法を自ら考え、解決する能力を身に付け、自ら進んで環境問題に取り組む人材を育てていくことが不可欠です。

このような人材には、強い意欲、探究心、コミュニケーション能力、リーダーシップ等の資質が求められることから、専門的・実践的な学習に加え、参加・体験型の学習機会の提供が重要です。

環境教育等促進法では、学校教育における環境教育の充実、環境教育教材の開発等の環境教育等の基盤強化、体験的に学ぶことができる機会の促進、多様な主体による協働取組の推進等が求められています。

京都府では、府内の教育機関や環境団体、企業等の多様な主体と連携し、参加・体験型の普及啓発イベントの開催、自然環境の体験・フィールドワーク、子どもを中心とした環境学習等、小学校、中学校、高校、大学といった子ども、若者たちの学びの段階に応じた環境教育の推進により、人材育成につながる施策を積極的に展開していきます。

このような府外関係者も含めた様々な主体による協働により、地域やコミュニティの成長や互いの信頼関係の構築や共通理解といった協働プロセスから生み出される「ウェルビーイング＝府民が幸せを実感できる状態」の向上を図っていきます。

<sup>61</sup> 京都議定書の採択を受けて制定された地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）に基づき、平成15（2003）年10月に、府域における地球温暖化対策推進の中核的支援組織として知事が指定。啓発・広報活動、民間団体の支援、相談・助言活動、調査活動等を実施している。

## 第5章 分野横断的施策の展開方向

第5章では、第3章に掲げる京都府の将来像を実現するため、第4章の計画の基本となる考え方を踏まえ、環境分野だけでなく、経済・社会の好循環を実現し、複数分野の課題を統合的に解決していくこと（マルチベネフィット）を目指し、おおむね令和22（2040）年までを目途とした分野横断的な施策の展開方向を提示します。なお、次の5つの展開方向は、相互に重なり合う部分があり、また、第6章の環境課題の分野ごとの取組と併せて推進する内容となっています。

### 1 GXによる地域経済活性化と府民の脱炭素行動促進による府民の生活の質向上の実現

#### 施策の展開方向

グリーントランスフォーメーション（GX）による産業振興を図るとともに、府内企業が連携し、脱炭素経営が評価される仕組みづくりやESG投資の推進による地域経済活性化、府民の脱炭素行動変容を促すことにより、府民の生活の質の向上（これによる、「ウェルビーイング＝府民が幸せを実感できる状態」の向上）を図りながら環境負荷の低減と経済の好循環を生み出す長期的な視点に立った取組を展開していきます。

#### (1) 環境配慮型ビジネスへの評価向上とGX<sup>62</sup>による産業振興

環境に配慮した企業経営や環境配慮商品を選択するといった脱炭素行動への誘導策の推進が「ウェルビーイング＝府民が幸せを実感できる状態」につながる府民意識の醸成を促し、脱炭素関連スタートアップ等の新たな産業創出を軸にした長期的な成長戦略へと結びつけます。具体的には、地域の再生可能エネルギー資源の活用等による新たな価値創出（GX）や伝統産業との融合による府内企業の価値向上を図るとともに、循環経済（サーキュラーエコノミー）への転換を推進します。

#### (2) 京都府独自のネットワークを活用した気候変動影響への適応ビジネスやサービス等の創出・促進

中小企業への脱炭素化支援融資において協働している金融機関に、府内に多数存在する大学を加えた産学公金連携により、気候変動に適応するための製品やサービスを展開する適応ビジネスを育成するとともに、府民や企業等による適応に関する取組の促進を図ります。

#### (3) 企業と連携したSDGs経営・ESG投資の促進

地域にネットワークを有する金融機関と連携し、府内中小企業による環境に配慮した取組やSDGsを取り込んだ経営を支援するとともに、地域の持続可能性の向上や地域循環共生圏の創出に資するESG投資を促し、企業・金融機関等多様な主体が参画して、脱炭素経営に取り組む企業を後押しする協働の場の創設を図ります。

#### (4) 農林水産業の推進

気候変動に適応するスマート農林水産業<sup>63</sup>を促進するとともに、化学肥料や化学合成農薬の使用量の低減や、CO<sub>2</sub>、メタン等の温室効果ガス排出量の削減に資する栽培技術の普及、耕畜連携による畜産堆肥と飼料作物等の地域資源の循環利用といった環境保全型農業<sup>64</sup>を

<sup>62</sup> Green Transformationの略語。化石燃料をできるだけ使わず、クリーンなエネルギーを活用していくための変革やその実現に向けた活動のこと。

<sup>63</sup> ロボット、AI、IoT等、先端技術を活用する農林水産業のこと。

<sup>64</sup> 農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和等に留意しつつ、土づくり等を通じて化学

積極的に推進することにより、里地・里山等、生態系ネットワーク形成を推進します。

農業用プラスチック類等の廃棄物の排出を削減する取組を進め、環境保全や生態系との調和等に配慮した環境に優しい農林水産業を推進します。

学校給食での地元食材の活用や「京都府産木材認証制度」の普及拡大に努めることを通じて、地域活性化につながる農林水産物や木材等の地産地消を促進します。

森林管理に必要となる財源を確保するため、森林由来のJ一クレジット<sup>65</sup>の活用を促進し、適正に管理された森林の増加を図るとともに、地域振興につながるブルーカーボン<sup>66</sup>やその他の吸収源に関する取組を推進します。

---

#### 肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業

<sup>65</sup> 省エネルギー・再生可能エネルギー設備の導入や森林管理等による温室効果ガスの排出削減・吸収量をクレジットとして認証する制度であり、平成25（2013）年度から国内クレジット制度とJ-V E R制度を一本化し、経済産業省・環境省・農林水産省が運営。削減・吸収活動は、プロジェクト単位で制度に登録され、クレジット認証される。本制度により、中小企業・自治体等の省エネルギー・低炭素投資等を促進し、クレジットの活用による国内での資金循環を促すことで環境と経済の両立を目指す。

<sup>66</sup> 沿岸・海洋生態系が光合成によりCO<sub>2</sub>を取り込み、その後海底や深海に蓄積される炭素のこと。平成21（2009）年に公表された国連環境計画（UN E P）の報告書「Blue Carbon」において紹介され、吸収源対策の新しい選択肢として世界的に注目が集まるようになった。ブルーカーボンの主要な吸収源としては、藻場（海草・海藻）や塩性湿地・干潟、マングローブ林が挙げられ、これらは「ブルーカーボン生態系」と呼ばれている。

## 2 安心・安全の実感につながる環境と調和のとれた強くしなやかな社会の実現

### 施策の展開方向

「京都気候変動適応センター」の研究結果等を熱中症対策や様々な分野の事前予測や予防措置に活用するとともに、環境と調和のとれた持続可能なグリーンインフラ等を活用した地域の防災・減災力の強化や、再生可能エネルギー等の自立電源の災害時における地域開放体制の構築等、環境保全と防災機能の向上を同時に図り、府民の安心・安全の実感（これによる「ウェルビーイング＝府民が幸せを実感できる状態」の向上）につながる取組を展開していきます。

#### (1) 京都府の地域特性に応じた気候変動適応策の推進

気候変動影響に係る情報収集及び調査・研究結果を共有することにより、人の命と環境を守るための基盤整備を図り、防災、健康、自然生態系、農林水産業等の各分野の取組に活用します。

また、南北に長い京都府の特性（特産物等に加え、景観や伝統文化等の非市場的価値を有する京都の豊かさ）に配慮した気候変動適応策を推進するとともに、指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）の整備・運用や熱中症対策の取組等、市町村と連携した気候変動適応策を推進します。

#### (2) 持続可能なグリーンインフラを活用した安心・安全な地域社会の形成

自然環境が有する多様な生態系サービス（生物の生息・生育の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制、土砂流出防止等）を積極的に活用する「グリーンインフラ」の取組を、環境と調和のとれた持続可能なものとして推進し、地域における防災・減災や地域振興、生活環境の質の向上に貢献し、府民が安心・安全を実感できる地域づくりを進めます。

また、生物多様性の保全、地球温暖化防止等の森林の有する多面的機能を持続的に發揮させていくため、森林の整備・保全に係る取組を推進し、適切に管理され、循環利用される森林を拡大します。

#### (3) 災害に強い自立分散型エネルギー・システムの活用体制の構築

再生可能エネルギー、蓄電池、電気自動車（EV）等の導入を促進するとともに、非常時に発電・蓄電した電力を府民へ開放する仕組みの構築等に取り組みます。

また、水素燃料電池やガスコーチェネレーションシステムの導入、需要側も含むエネルギー・マネジメントの高度化等を促進し、温室効果ガスの削減と同時に、災害時のエネルギー確保を推進します。

#### (4) 災害から立ち直る力の強化

市町村の災害廃棄物処理計画の策定・改定を支援するとともに、定期的な訓練・研修等を実施することで、地域における被災対応能力の向上を図り、府民の生活基盤再建につなげます。

### 3 京都ならではの豊かな自然資本を始めとする地域資源を活用した持続可能で魅力ある地域づくりの推進

#### 施策の展開方向

京都ならではの生物多様性保全の活動を通じた地域ネットワークの構築や、豊かな自然資本を守り活かす事業活動の実践によるネイチャーポジティブの実現等、人的資本、社会関係資本、自然資本等（地域資源）を持続可能な形で利用し、活力ある地域づくりに資する取組を展開していきます。

#### (1) 多様な主体の協働による環境保全活動を通じた地域活性化と「ウェルビーイング＝府民が幸せを実感できる状態」の同時実現

府民や事業者、府外の関係者（関係人口・交流人口）等、多様な主体の協働による環境保全活動を通じた地域社会の活性化や、京都の伝統・文化・産業や人々の暮らしの礎であり京都の魅力の源泉となってきた豊かな自然環境を享受することによる「ウェルビーイング＝府民が幸せを実感できる状態」の向上を目指します。

#### (2) 豊かな自然や資源を育む森の保全と利活用による地域振興

京都の文化を支えてきた森が育む豊かな自然環境を守り育てることにより、生態系の健全性の回復を図ります。山陰海岸ジオパークや自然公園等をめぐるガイドツアー、トレイル等の取組を通じて、自然豊かな環境を活用した地域振興を推進し、自然豊かな森と親しみ、共に暮らす場所づくりや、自然体験の充実等による森林の利活用を進めます。また、府民ぐるみで森林を守り育み、健全な状態で次世代に引き継いでいくため、京都モデルフォレスト運動等により、地域の特色を生かしながら里山の整備や木材の利用等、人と森をつなぐ取組を推進します。

#### (3) 京都発の技術やイノベーション創出による産業振興と環境に配慮したまちづくりの推進

脱炭素テクノロジー関連スタートアップ企業等の集積や、次世代型太陽電池、ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）やネット・ゼロ・エネルギー・ビル（ZEB）といった技術のまちづくりへの導入促進等により、京都発の先進技術やイノベーション創出による産業振興を推進します。

また、次世代型の交通・社会インフラ整備を図る等、環境に配慮しながら暮らしの利便性の向上や地域の活性化を目指す「スマートシティ<sup>67</sup>」の実現に取り組みます。

#### (4) 交流人口や関係人口を巻き込んだ魅力的な地域づくりの推進

観光客等の交流人口や府外在住の京都府出身者等、京都府ゆかりの人々（関係人口）に、京都ならではの地域資源の魅力を実感していただくことにより、環境保全活動等の担い手の確保を図ります。

<sup>67</sup> 都市の抱える諸課題に対して、ICT等の技術を活用しつつ、マネジメント（計画、整備、管理・運営等）が行われ、全体最適化が図られる持続可能な都市又は地区のこと。

## 4 「ウェルビーイング＝府民が幸せを実感できる状態」の向上につながる持続可能なライフスタイルへの転換

### 施策の展開方向

ナッジ理論の活用やインセンティブ付与等、様々な手法を用いて、府民や事業者の環境保全に対する関心や、属性（年齢や居住地）その他の特性に合わせて、「ウェルビーイング＝府民が幸せを実感できる状態」の向上につながるライフスタイルへの転換を促す取組を展開していきます。

#### (1) 脱炭素行動変容と生活の質の向上

高機能・高効率機器への買換えを促進し、省エネルギーを推進すると同時に、ランニングコストの低減や健康、快適性の向上を図ります。

また、インターネット販売（E C）等の利用拡大による宅配便の増加が見込まれるため、オープン型宅配ボックスの効果的な活用、職場における受取等、受取方法の更なる多様化を促進し、物流の2030年問題対策やCO<sub>2</sub>排出削減につながる再配達防止の取組を促進します。

公共交通や自転車、歩行による移動等、移動手段のエコ化に伴うCO<sub>2</sub>排出削減量を可視化し、健康増進やポイント受領等といったインセンティブ付与により、「ウェルビーイング＝府民が幸せを実感できる状態」の向上につながる取組を推進します。

#### (2) 脱炭素で健康かつ快適な住まいの普及

健康で快適な高い生活の質を実感できるネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）やネット・ゼロ・エネルギー・ビル（ZEB）の普及、既存住宅の断熱窓への交換や断熱改修による省エネルギー化及び再生可能エネルギー設備設置を促進します。

#### (3) 環境に優しい消費行動の標準化

府民の脱炭素意識の向上を図ることで、地産地消の促進や食品ロス削減のための行動等、環境に優しい消費行動が「あたりまえ」になる社会を推進します。エコラベル制度等の周知により、環境行動を促進することで、府民の充実感や幸福感を高め、「ウェルビーイング＝府民が幸せを実感できる状態」を向上させることにより、環境への負荷の少ない物品やサービス（環境配慮商品）の利用・購入を促進します。

#### (4) 行動変容の促進

国のデコ活（脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動）の推進やナッジ理論を始めとする行動科学の知見の活用等により、府民が日常生活の中で環境に配慮した行動を自然に選べる仕組みづくりを進め、自発的な脱炭素行動変容を促進します。

さらに、中間支援組織等と連携し、省エネルギー・再生可能エネルギーの取組支援や、経済性・快適性等のメリットの情報発信に加え、エネルギー使用量の「見える化」や行動変容を支援するデジタルツールの導入等、複数の手段を通じて府民の意識醸成と行動変容を後押しし、「ウェルビーイング＝府民が幸せを実感できる状態」の向上につながるライフスタイルへの転換を促していきます。

## 5 持続可能な社会づくりを支える人づくりと協働の推進

### 施策の展開方向

地球温暖化防止や生物多様性保全等、地球環境保全につながる活動を行う団体や環境ボランティア、「大学・学生のまち京都」の強みである多くの優秀な研究者や大学生等と連携し、世代や地域等に応じた幅広い環境教育を展開するとともに、京都府が連携の起点となって市町村の実情に応じた支援や協働の場づくりを進め、「オール京都」体制で環境問題を自分ごととして捉え、京都府の豊かな環境を未来に引き継ぐ取組を展開していきます。

#### (1) 子どもたちへのきめ細かい環境教育

「京都府地球温暖化防止活動推進センター」や「京都気候変動適応センター」、「きょうと生物多様性センター」、教育機関等と連携した環境学習プログラムを実施します。

体験型の農林水産業や公共施設の脱炭素化を活用したプログラム等、多様な体験を通じて、子どもたちが自然や生物多様性を大切にする心を育むとともに、気候変動問題への理解を深め、自分たちにできることを考えるきっかけにします。こうした体験により、子どもたちが持続可能な社会づくりに自分も貢献できるという実感を得ることで、自己効力感を育み、地域の自然や風土、歴史、文化への理解を促し、地域への愛着を育んでいきます。

府内の小・中学校、高校等の教育関係者や家庭、地域とも連携しながら、子どもたちの年齢、興味のある分野、理解度などの個性に対応する幅広くきめ細やかな環境教育を推進します。

#### (2) 環境活動を通じた社会関係資本の構築

京都府内の各センターとボランティアとの連携により、府内各地で、気候変動対策、循環型社会の形成、生物多様性の保全を始めとする今日私たちが直面している環境課題に対し、自発的に取り組める人材を育成するため、体験やコミュニケーションを通じた学びの場を提供していきます。

気候変動等から地域固有の歴史・伝統、祭り等の文化を守る地域ネットワークの維持・活性化を促進します。

大学の出前授業や企業による環境講座等、関係者と連携し、様々なフィールドにおいて環境学習の機会を充実させます。

地域でのごみ拾い活動や希少種の保全活動、京都モデルフォレスト運動等、環境と関わりの深い府民活動と体験型環境学習・教育の連携を深め、学習と実践の一体的展開を図り、持続可能な地域づくりを担う人材を育成します。

#### (3) 地域特性に応じた環境課題解決に向けた市町村支援と連携・協働の促進

地球温暖化対策を始め、生物多様性の保全や資源循環、気候変動への適応等、幅広い環境課題に対応するため、市町村の意見を踏まえ実情に応じた支援や連携強化を図り、それぞれの地域特性に応じた施策展開を進めていきます。

また、中間支援組織と連携し、市町村の取組を支える支援体制の充実にも努めます。

さらに、互いに課題を共有し協働して解決に取り組む「協働の場」を創設することにより、市町村との連携にとどまらず、市町村間のネットワークの拡充や、府民・企業・団体等の多様な主体との相互連携を強化することで、実効性の高い取組を推進します。

#### (4) 持続可能な社会の変革を担う人材や中間支援組織等による協働取組の推進

京都府地球温暖化防止活動推進員や京都再エネコンシェルジュ等、地域で活動する専門的人材の成り手の裾野を広げるため、地域で活動する意欲や行動力がある人材を養成し、働く場の創出を含めその活動を支援します。

また、若者が持続可能な社会づくりの変革の担い手として、主体的に課題を発信・共有

し、対話や協働を通じて社会変革へ参画する機会を創出するため、各地域の学校や企業等、多様な場での学びや実践を支える中間支援組織等の様々な主体との連携を強化し、そのネットワークを活かして、幅広い環境保全活動や人づくりを推進します。

大学生等の若者の参画を始め多様な主体が連携・協働する機会の充実を図るとともに、連携・協働して行う環境保全活動等の促進を図ります。

## 第6章 環境課題の分野ごとの重点取組の推進

第6章では、第5章の分野横断的施策の展開方向を踏まえて取り組む、あるいはそれらを支える基本となる環境施策について、令和22（2040）年までを目途とした展開方向を分野ごとに提示しています。そのため、第5章と内容が重なり合う施策もあります。

環境行政は、公害対策に端を発し、廃棄物対策、生物多様性対策、気候変動対策等へと広がり、各分野で個別計画等を策定し対策を進めてきました。今後も、第4章の考え方を基本としながら、第3章で掲げた京都府の将来像の実現を目指して、新たな課題への対応を強化するとともに、各取組を搖るぎなく着実に推進していきます。

### 1 脱炭素社会と持続可能な経済成長の同時実現に向けた取組の加速化

#### 施策の展開方向

令和32（2050）年温室効果ガス排出量実質ゼロに向けて、徹底した省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの最大限の導入等、脱炭素化を進めるとともに、持続可能な経済成長の同時実現を目指します。

#### （1）徹底した省エネルギーの推進

- 家庭や業務部門における温室効果ガスの排出量を削減するため、エネルギー使用効率が低い家電や業務用機器等の高効率機器への更新を促進するとともに、建築物の脱炭素化に向け、既存住宅の断熱化や、ネット・ゼロ・エネルギー・ビル（ZEB）やネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）の普及促進等、創エネ・省エネ・蓄エネを総合的に推進します。
- 産業部門においては、AI・IoTやロボット技術等も活用し、生産性及びエネルギー効率を向上させるとともに、脱炭素テクノロジー関連スタートアップ企業等の集積や、まちづくりへの技術導入等の促進を図ります。また、事業者の競争力強化・地域産業振興に資する脱炭素経営・GX経営を促進します。
- 中小事業者に対する技術面の助言や省エネルギー機器等への設備投資等の支援、大規模事業者に対する温室効果ガス排出量削減計画書制度の充実を図るとともに、サプライチェーン全体での排出量削減に向けた取組を促進します。
- 環境保全や生態系との調和に配慮した農林水産業を推進するとともに、農林水産物や木材等の地産地消を促進します。
- 運輸部門においては、府民の脱炭素行動変容を促進するため、公共交通や自転車、徒歩による移動を促進し、自動車利用からの交通手段の転換（モーダルシフト）を図ります。併せて、サイクルシェア、カーシェアリング等移動手段の共有（ムーブシェア）やエコドライブ（環境に優しい運転）の取組を推進します。
- 電気自動車（EV）等の次世代自動車については、公共施設や道の駅などの交通拠点、一戸建て住宅だけでなく、マンション等の集合住宅での急速充電器等の充電インフラの整備を促進するとともに、CO<sub>2</sub>排出削減効果と併せて停電発生時の非常用電源としての有用性の周知を行うを通じて、一層の普及拡大を推進します。
- オープン型宅配ボックスの効果的な活用や職場における受取等、宅配便の受取方法の多様化による再配達の削減や、AI・IoT等の先端技術の活用、共同輸配送・物流車両等へのEV導入の促進によって、物流システムの効率化を推進します。
- AI技術の活用によるエネルギー需給の最適化や効果的・効率的な省エネルギーサービスの導入促進に加え、新たな技術による環境に優しい商品開発や販路開拓等により、CO<sub>2</sub>排出量を削減するとともに、地域経済の活性化を促進します。
- 「京都府地球温暖化防止活動推進センター」と連携し、あらゆる主体、世代を巻き込んだ府民の脱炭素行動変容を促進します。
- 京都府自らが、公共施設等への再生可能エネルギー・省エネルギー設備・EVの導入や環境に配慮した電力調達、府有施設のネット・ゼロ・エネルギー・ビル（ZEB）化等に率先して取り組むことにより、CO<sub>2</sub>削減を推進します。

## (2) 再生可能エネルギーの主力電源化に向けた取組

- ・ P P A モデル等の初期投資ゼロモデルによる建築物等における省エネルギーと一体となった自家消費型の再生可能エネルギーの導入支援、風力・中小水力・バイオマス等の多様な再生可能エネルギーの導入支援に加え、自然と調和し、地域に理解される再生可能エネルギー導入事業の促進や災害時に避難施設として活用できる施設等への太陽光発電設備等の導入等、地域振興や地域のレジリエンス向上に資する取組により、地域共生・環境調和とエネルギーの地産地消を図りながら府内への再生可能エネルギーの最大限の導入を目指します。
- ・ 府内企業を始めとした需要家や小売電気事業者向けに、サプライチェーン全体での再生可能エネルギーの調達を促す取組を推進し、再生可能エネルギー由来の電力・熱の利用促進を図ります。
- ・ 既存の再生可能エネルギーの電源設備を長期安定的に活用することができるよう、太陽光パネルの長寿命化や資源循環、太陽光発電設備の保守点検等を推進します。
- ・ 次世代型太陽電池<sup>68</sup>等の普及促進により、再生可能エネルギー関連産業の基盤構築等を推進し、経済と環境の好循環を図ります。
- ・ 水素エネルギーは、再生可能エネルギーの主力電源化を支えるエネルギー貯蔵能力だけでなく、物流の高度化や防災・減災力強化等の効果も期待されるため、水素社会の実現に向け、水素の安全性や利便性等に対する府民の正しい理解の醸成や府内の水素需要の拡大に資する検討を行います。

## (3) フロン<sup>69</sup>対策の推進

- ・ 業務や家庭で使用されるフロン使用機器からの漏洩防止措置の徹底や機器廃棄時におけるフロン回収率の向上、ノンフロン型機器の利用の促進等、フロンのライフサイクル全体にわたる排出抑制に向けた取組を進めます。

## (4) 温室効果ガス吸収源対策・施策

- ・ 森林によるCO<sub>2</sub>吸収を促進するため、森林施業に情報通信技術（I C T）等の先端技術を活用すること等により、適切に管理され、循環利用される森林の拡大を図ります。
- ・ 京都モデルフォレスト運動等の企業や府民、N P O 等が協働した取組により、森林の保全・整備や木材利用等の取組を推進します。
- ・ 森林管理に必要となる財源を確保するため、森林由来のJ一クレジットの活用を促進し、適正に管理された森林の増加を図ります。
- ・ 地域振興につながるブルーカーボンやその他の吸収源に関する取組を推進します。

<sup>68</sup> ペロブスカイト太陽電池を想定

<sup>69</sup> フルオロカーボン（炭素とフッ素の化合物）のこと。主にエアコンや冷凍機等のヒートポンプ機器の冷媒に使われる物質。オゾン層破壊物質であるクロロフルオロカーボン（C F C）やハイドロクロロフルオロカーボン（H C F C）からオゾン層を破壊しない代替フロン（ハイドロフルオロカーボン（H F C））への転換が進められたが、代替フロンにはCO<sub>2</sub>の数十倍から1万倍超の温室効果があり、地球温暖化の要因として問題となっている。

## 2 循環型社会を目指した循環経済への移行の促進

### 施策の展開方向

環境負荷のより少ない物品・サービスの選択が当たり前になるとともに、プラスチックごみを始めとする廃棄物の3R・資源循環がより進む循環経済（サーキュラー・エコノミー）が構築され、廃棄物が限りなく削減された循環型社会の実現を促進します。

#### (1) 3R・資源循環の促進

- ・ シェアリング・エコノミー等、循環型社会の形成に資するビジネスの育成を支援します。
- ・ 国際競争力や経済安全保障の強化にも資する、循環資源の再使用・再生利用を拡大する取組を推進します。
- ・ 産業廃棄物の排出事業者や処理業者等に対する財政支援、技術支援、人材育成等を通じ、AI・IOTを活用した技術の開発、実用化、普及を促進し、産業廃棄物の効率的な2Rを推進します。
- ・ 産業界、廃棄物処理業界、研究機関、京都府及び京都市の連携による産業廃棄物の3Rのワンストップサービス拠点である「一般社団法人京都府産業廃棄物3R支援センター」において、最新の資源循環・適正処理情報の集約化機能を強化するとともに、これまで育んできた関係者間の連携を基盤に構築した産業廃棄物対策のプラットフォームを活用する等、新しい施策の展開を図ります。

#### (2) 消費者の意識啓発

- ・ 市町村や関連団体と連携し、「もったいない」の精神や環境に優しい消費行動の理念の普及を図り、環境価値の高い商品の優先購入等の取組を進めます。
- ・ 府民の脱炭素行動変容を促進し、環境価値の高い商品の購入や選択が「あたりまえ」になる社会に向けた取組を進めます。
- ・ 環境への負荷の少ない物品やサービス（環境配慮商品）の普及を図るため、京都府としてグリーン調達を一層推進するとともに、環境配慮企業から物品等を優先的に調達することにより、企業等の環境保全活動を促進します。

#### (3) プラスチックごみの削減

- ・ 市町村によるプラスチックの一括回収の実施や府民の行動変容を促す先進的なビジネスモデルの導入支援等、市町村と連携して、プラスチックごみの削減を推進します。
- ・ 代替プラスチック製品の開発・販売促進等に取り組む事業者を支援します。
- ・ 大規模排出事業所から排出される廃プラスチック類やその焼却処理による温室効果ガスを削減するための取組等を推進します。

#### (4) 食品ロスの発生抑制

- ・ 消費者の環境に優しい消費行動に向けた啓発や事業者の食品ロス発生抑制の取組への支援等、サプライチェーン全体の食品ロス削減に向けた意識を醸成し、発生抑制を促進します。また、家庭で使いきれず余った食品等を集め、こども食堂等の必要とする方へ寄付する取組であるフードドライブの拡大等、地域のあたたかい活動にもつながる未利用食品の有効活用の取組を促進します。

#### (5) 環境保全型農業の推進

- ・ 化学肥料や化学合成農薬の使用量の低減や、CO<sub>2</sub>・メタン等の温室効果ガス排出量の削減に資する栽培技術の普及、耕畜連携による畜産堆肥と飼料作物等の地域資源の循環利用等の推進を図ることにより、環境保全型農業を積極的に推進します。
- ・ 農業用プラスチック類等の廃棄物の排出を削減する取組を進めます。

## (6) 流域一帯で取り組む海岸漂着物対策

- ・ 市町、漁業者等と連携して海岸漂着物等の回収・処理を実施します。
- ・ スポーツの要素を盛り込み、楽しみながら海岸漂着物等を回収するspoGOMI<sup>70</sup>の実施等、多くの方に参加いただき、プラスチックごみ問題への意識を醸成する取組を実施します。
- ・ 内陸域を含めた市町村、企業等と連携し、流域が一帯となって発生抑制の取組を実施する等、海岸漂着物対策を一層推進します。

---

<sup>70</sup> 企業や団体が取り組む従来型のごみ拾いに、スポーツのエッセンスを加え、今までの社会奉仕活動を「競技」へと変換させた日本発祥の全く新しいスポーツ

### 3 安心・安全な暮らしを支える生活環境の保全と向上

#### 施策の展開方向

環境基準の達成に向けて人間活動による環境負荷の低減を進めるとともに、環境モニタリングの実施と情報発信及び新たな環境リスクに備える体制の強化と気候変動による影響や災害に備えた環境対策を推進することにより、快適な環境を維持し、安心・安全な暮らしを支えます。

#### (1) 府民の安心・安全を支える環境モニタリングの実施と情報発信

- ・ 大気や水質等の環境モニタリングを適切に実施し、その結果を府民に対し分かりやすく効果的に情報発信するとともに、モニタリング技術の向上を見据えた調査研究や機器整備等、新たなリスクの発生に備える体制を強化することで、府民の安心・安全を支えます。
- ・ P F A S を始めとする未規制の物質についても、環境モニタリングを適切に実施し、府民に対し、その結果や最新の健康影響等に係る科学的知見等を分かりやすく情報発信します。

#### (2) 環境影響評価制度の総合的な取組の展開

- ・ 政策・計画等を策定する段階から環境配慮の組み込みを図るとともに、環境影響評価制度によって、事業における適正な環境配慮を確保することにより、健全で恵み豊かな環境の保全を図ります。また、環境影響評価の実施後においても、事後調査報告書により点検を行います。さらに、より適正な環境配慮を確保するための制度の在り方に係る国・検討を踏まえ、必要な対応を進めます。

#### (3) 環境リスクの高い有害化学物質等による環境影響の防止

- ・ 環境中への有害化学物質（ダイオキシン類、重金属等）の排出削減や解体工事に伴うアスベストの飛散防止のため、関係機関と連携し、工場・事業所・建物解体現場に対し計画的に立入検査等を実施する等、環境リスクの高い有害化学物質等の適正管理を推進します。

#### (4) 京都府の地域特性に応じた気候変動適応策の推進

- ・ 気候変動の影響は多岐にわたり、かつ、地域の自然状況や社会特性によって異なることから、京都府各地域の特性に応じた適応策の展開が必要です。時間的・空間的な広がりを考慮し、既に起こり始めている気温上昇や大雨の頻度の増加等に対応するとともに、将来起こりうるリスク等について、幅広い主体への影響を想定した適応策を推進します。
- ・ 京都市や総合地球環境学研究所と連携して設置した「地域気候変動適応センター」において、気候変動影響に係る情報収集及び調査・研究による科学的知見の集積を図り、防災、健康、自然生態系、農林水産業等の各分野の取組に活用します。
- ・ 産学公連携により、気候変動に適応するための製品やサービスを展開する適応ビジネス・産学イノベーション創出を支援します。

#### (5) 災害時に地域で電力供給できる再生可能エネルギーの導入促進

- ・ 停電時にも自立的な電力供給が可能となるよう、住宅や事業所における太陽光発電設備や蓄電池等を組み合わせた自家消費型システム等の導入を支援します。
- ・ 災害時等の非常時に、再エネ設備等の電気を「地域活用電源」として活用する取組を通じて、地域に密着した長期安定的な再生可能エネルギー事業の運営を支援します。
- ・ 再生可能エネルギーを地域で効率的に活用するため、今後幅広い分野での活用が期待され、令和32（2050）年カーボンニュートラル実現に向けた鍵となる水素等（水素・アンモニア・合成燃料・合成メタン）も活用したエネルギー・マネジメントの高度化を目指します。

## (6) 災害時の廃棄物処理体制の強化

- ・ 災害廃棄物の収集・処理を適正かつ迅速に実施するため、市町村の災害廃棄物処理計画の策定・改定を支援するとともに、近隣府県との連携・協力、継続的な訓練や研修の実施等により広域的・技術的な体制の確立を図り、平時から災害時までの廃棄物処理システムの強靭化を推進します。

## (7) 不法投棄等の監視指導の強化等による未然防止

- ・ 廃棄物の不法投棄や土砂等による不適正な土地の埋立て等を撲滅するため、産業廃棄物不法投棄等監視指導員（警察官OB）による休日も含めた監視指導体制の強化やドローン等のデジタル機器の導入等により、早期発見・未然防止に努めるとともに、広域的な不法投棄に対応するため、関係府県とのネットワークを構築します。

## 4 自然と生活・文化が共生する地域社会の継承

### 施策の展開方向

従来の生態系維持・回復対策に加え、多様な主体が積極的に関わる共生型の生物多様性の保全と利活用を進めることにより、ネイチャーポジティブの実現を目指し、生態系と生活や文化が共存共栄する社会を持続可能なものとして将来に引き継いでいきます。

#### (1) 森里川海のつながりの回復による多様な生態系の保全

- 企業や保全団体、地域等、多様な主体の連携と協力を促しながら、「30by30目標」の達成に向けた地域生物多様性増進活動の拡大を図る取組等を通じて、森・里・川・海における生物の生息・生育空間のつながりや配置を確保しつつ、それぞれのエリアにおいては、原生的な生息環境の保全とともに、二次的自然の適切な維持管理を進めます。

#### (2) 人の積極的な関与による里地・里山の再生

- 里山林や耕作放棄地の再生、自然体験・利活用、野生鳥獣の個体数管理等を通じて、里地域に積極的に関与していくことで、いにしえから受け継がれてきた京都の伝統文化や暮らしを始めとした自然利用の文化の再興や、人と野生鳥獣が適切な住み分けにより共存できる環境の実現を目指すとともに、農山漁村の再生、魅力的な地域づくりにもつなげていきます。
- 集落機能の低下に伴い、深刻化する有害鳥獣による被害を低減するため、ＩＣＴ技術を活用した効率的な捕獲や生息域把握等、総合的な対策を講じることにより、野生鳥獣の適切な個体数管理につなげます。
- 府民ぐるみで森林を守り育み、健全な状態で次世代に引き継いでいくため、京都モデルフォレスト運動等により、地域の特色を生かしながら里山整備や木材利用等、人と森をつなぐ取組を推進します。

#### (3) 豊かな農林水産資源の保全・利活用

- 地域資源を活用した農山漁村体験の機会（農家民宿・農家レストラン・農泊等）の拡大、「食」を目的とした観光誘客等を通じて、体験型の学習や観光、都市と農村との交流を促進し、地域の魅力向上や活性化を推進します。
- 適切に管理され、循環利用される森林を拡大するとともに、府内で発生する未利用材の木質バイオマス利用施設の燃料としての活用を促進することや、「京都府産木材認証制度」の普及拡大に努めることを通じて、木材の地産地消を推進します。
- 閉鎖性水域の環境を保全するとともに、生物多様性・生物生産性が確保された「豊かな京都の里海」を実現し、水産業等の産業振興や地域活性化につなげます。

#### (4) 生物多様性を未来に受け継ぐための知見の集積、人材育成

- 「きょうと生物多様性センター」と連携しながら、府内の生物多様性に関する情報を正確かつ継続的に把握し、データベース化するとともに、収集された知見を基に様々な主体の連携・協力関係を構築し、生物多様性の効果的な保全と利活用等を推進します。
- 幅広い府民が身近な自然と触れ合い、生物多様性を実感できるよう、保全団体や京都府立植物園を始めとする関連施設や教育機関等と連携しながら、自然体験活動や環境学習を充実するとともに、地域の生物多様性情報や資料の保全を推進し、社会の生物多様性の保全に係る機運の醸成を図ります。
- 子どもたちが自然や生物多様性を大切にする心を育むことができるよう、府内の小・中学校、高校等の教育関係者や家庭、地域とも連携しながら、きめ細やかな環境教育を推進します。また、大学・学生のまち京都の強みを生かし、大学生に対する環境問題への意識の普及と活動への参画を促進します。

## (5) 外来生物による生態系等への影響に対する早期対策

- ・ 侵略性が高く、特に生態系への影響や人の生命・身体、農林水産業への被害が著しい外来生物について、積極的なモニタリングや防除により侵入、定着、拡大を防ぎ、在来の生態系への影響の抑止、暮らしの安全の確保及び農林水産業や文化財への被害の軽減を図ります。
- ・ 地域の魅力ある自然や生物多様性を守るため、市町村や地域住民等と連携・協力しながら、外来生物による生態系への影響等に係る普及啓発や防除講習会等を実施します。

## 第7章 計画の推進

### 1 計画の効果的実施

- 本計画に基づく施策の実施に当たっては、計画の進捗状況の点検・評価を行い、国内外の社会経済情勢の変化や施策の検討・進捗状況に適切に対応できるよう、新たな科学的知見及びAI・IOT等の新たな技術やそれらを活用したサービス等も柔軟に取り入れるとともに、本計画に記載した施策の展開の方向に基づき、機動的に個別条例や個別計画を策定・改定する等、必要に応じて改善を図り、弾力的に対応していくこととします。

### 2 計画の進捗状況の点検等

- この計画に基づく施策の進捗状況の点検・評価に当たっては、それぞれの分野の個別計画等において、施策・取組の達成状況を示す指標を設けるとともに、可能な限り数値目標を掲げ、定期的に進捗状況を点検します。  
また、その点検結果や各施策の実施状況、府民の意識調査等も参考しながら、課題等を整理して総合的に評価を行い、その評価の結果については京都府環境審議会で検証します。  
このような徹底したP D C Aサイクルにより、進捗管理を行います。
- また、点検・評価の実施結果等については、環境白書やホームページ等を通じて広く公表します。

### 3 計画の見直し

- この計画では、様々な環境課題に対する施策展開の指針として、令和32（2050）年頃の京都府の将来像を掲げるとともに、本計画の基本となる考え方に基づき、令和22（2040）年までを目途とした分野横断的な施策の展開方向及び環境課題の分野ごとの重点取組を示しました。
- 本計画は、令和22（2040）年のあるべき姿を見据えつつ、おおむね5年ごとに計画内容の見直しを行うこととします。  
なお、新たな環境問題の発生や科学的知見の変化等、社会経済情勢が変化し、本計画の基本となる部分に大きな変更が生じた場合は、的確かつ柔軟に対応するため、必要に応じて計画内容の見直しを行うこととします。

## 参考 個別計画等の代表的な指標例

指標名称	単位	基準値	目標数値	目標設定の考え方
温室効果ガス排出量削減率	%	2013年度比 46%以上 <sup>※1</sup> (2030年度) 60% <sup>※1</sup> (2035年度) 73% <sup>※1</sup> (2040年度) ※1 中間案の目標数値	京都府地球温暖化対策推進計画 <sup>※2</sup> で目標設定予定 ※2 2026年度からの計画について見直し中	
府内総電力需要量に占める再エネ電力使用量の割合	%	20.7 (2023年度)	36~38 <sup>※3</sup> (2030年度) 40~50 <sup>※3</sup> (2040年度) ※3 中間案の目標数値	再生可能エネルギーの導入等促進プラン(第3期 <sup>※4</sup> )で目標設定予定 ※4 2026年度からの計画について見直し中
1人1日当たり一般廃棄物排出量	g/人・日	836 (2019年度)	760 <sup>※5</sup> (2030年度) ※5 現行計画の数値。令和8(2026)年度改定予定	京都府循環型社会形成計画(第3期)で目標設定 (2030年度に760g/人・日とする)
産業廃棄物最終処分量	万t	10.7 (2019年度)	7.0 <sup>※6</sup> (2030年度) ※6 現行計画の数値。令和8(2026)年度改定予定	京都府循環型社会形成計画(第3期)で目標設定 (2030年度に7.0万tとする)
二酸化窒素(NO <sub>2</sub> )の環境基準達成率	%	100 (2019年度)	100 (2030年度)	国告示(昭和53年環境庁告示第38号)に基づき目標設定
微小粒子状物質(PM2.5)の環境基準達成率	%	100 (2019年度)	100 (2030年度)	国告示(平成21年環境省告示第33号)に基づき目標設定
条例 <sup>※7</sup> に基づく生息地等保全地区の指定数	地区	1 (2017年)	5 (2022年)	京都府生物多様性地域戦略で目標設定
京都府レッドデータブック掲載種の絶滅の危険度のランクを下げた種数	種	7 (2022年度)	15 (2027年度)	京都府生物多様性地域戦略で目標設定

<sup>※7</sup> 京都府絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する条例

## 参考 京都府民の意識調査 令和7(2025)年度調査

京都府が実施する継続的な意識調査であり、下表は環境関連の主な項目を抜粋しています。

質問項目	令和7年度
持続可能で魅力ある地域づくりに向け、個人や企業、市民団体など多様な主体が環境保全活動に取り組んでいると思う人の割合	41%
節電や公共交通機関の優先利用、環境負荷の少ない商品の優先購入といったエコな暮らし方を実践している人の割合	61%
省エネの取組や太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入が暮らしやすさに繋がると思う人の割合	68%

府内在住の5,000人(満18歳以上)を住民基本台帳から無作為抽出し、郵送及びwebで回答をいただき(有効回収率48.0%)、「そう思う」・「どちらかというとそう思う」等京都府が目指す社会の姿に近い回答をした人の割合を算出しています。

# 第17号議案

## 京都府公立大学法人の中期目標を定める件

令和7年12月

総合政策環境部

### 1 趣旨について

中期目標は、地方独立行政法人法に基づき、京都府公立大学法人の設置団体の長である京都府知事が、同法人の達成すべき業務運営の目標を定め、これを同法人に対して指示するものであり、令和元年度に策定した第三期中期目標が今年度で終了するため、次期中期目標を策定するもの

### 2 パブリックコメントの結果

#### （1）募集期間

令和7年10月3日～10月24日

#### （2）提出件数

13件（6人）

#### （3）主な意見

- ・国や京都府、市が強力に進めるスタートアップ政策に関連して、インキュベーション機能の充実を加筆してほしい
- ・海外の優秀な研究者や留学生獲得のため、世界レベルに合わせた待遇や研究機材施設の整備などに取り組んで欲しい。

### 2 中間案以降の主な修正内容

パブリックコメントを踏まえた修正

- ・インキュベーション機能の拡充について追記
- ・世界につながる知の拠点を目指すべく文言を追記

## 「京都府公立大学法人第四期中期目標(中間案)」に対する意見募集結果

1 募集期間 令和7年10月3日（金）～10月24日（金）

2 寄せられた意見 6名から13件の御意見をいただきました。

3 御意見の趣旨及びそれに対する府の考え方

	意見の要旨	府の考え方
1	▶大学名等の固有名詞が出ているため、系属校となる京都府立農芸高校と北桑田高校についても盛り込み、わかりやすくするべき。	▶本目標は今後6年間を見据えており、京都府立農芸高校と北桑田高校に加えて、幅広く様々な高校との連携が行われるよう、法人での取組を促してまいります。
2	▶他府県の同様の計画にもあるような評価指標を記載すべき。	▶設置者としては法人に対して中期目標を指示し、法人はその指示を受けて中期計画を策定することとされており、評価指標については、中期目標が策定された後に、法人が策定する中期計画に記載される予定です。
3	▶国や京都府市が強力に進めるスタートアップ政策に関連して、インキュベーション機能の充実などを加筆してほしい。	▶御意見を踏まえ、大学間連携・产学公連携の推進の項目において、「インキュベーション機能の拡充」を追記します。
4	▶海外の優秀な研究者や留学生獲得のため、世界レベルに合わせた待遇や研究機材施設の整備などに取り組んでほしい。	▶御意見を踏まえ、「世界につながる知の拠点」について明記します。
5	▶政府が大学の研究力を支援する事業や基金を実施しているため、積極的な応募をすべき。補助金や寄付の獲得など外部資金の受け入れに関しても、海外の事例も参考にした積極的な取り組みをすべき。	▶政府の事業も含めた外部資金の獲得することは重要であると認識しており、引き続き、法人での取組を促してまいります。 ▶海外の事例については、引き続き、調査・検討し、参考にしてまいります。

6	<p>政府の審議会等では、教育の質向上として、学生への厳格な成績評価や卒業認定の実施、外国人留学生や社会人など多様な人材の受け入れ推進、大学と自治体の連携の重要性が取り上げられているため、その点も目標にしっかりと盛り込み、取り組むべき。</p>	<p>▶教育の質の向上に当たって、適正な学生への成績評価や卒業認定は重要であると認識しており、法人において教育内容の第三者評価や学生アンケートによるカリキュラムの検証などの教育の質の向上に向けた取組が行われており、引き続き法人での取組を促してまいります。</p> <p>▶優秀な人材を育成していくためには、キャンパスの国際化やリカレント教育の充実を通じて、国際社会で活躍できるコミュニケーション力や多様な価値観を持つ外国人留学生や社会人の受入が重要であると認識しており、引き続き、法人での取組を促してまいります。</p> <p>▶地域に貢献していくためには、自治体との連携を深め、大学がシンクタンクとして行政課題の解決に取り組んでいくことが重要であると認識しており、引き続き、法人での取組を促してまいります。</p>
7	<p>▶大学の国際化は非常に重要で、優秀な外国人留学生や教員の受け入れを推進するべき。</p>	<p>▶優秀な人材を育成していくためには、キャンパスの国際化を通じて、国際社会で活躍できるコミュニケーション力や多様な価値観を持つ外国人留学生の受入が重要であると認識しており、引き続き、法人での取組を促してまいります。</p>
8	<p>▶大学の国際化は非常に重要で、優秀な外国人留学生や教員の受け入れを推進するとともに、受け入れ態勢の充実として、学内の多言語表示や外国語開講授業の増加を目指すべき。</p>	<p>▶国際化に向けては受入態勢の充実が重要であると認識しており、府立医科大学では英語での授業を20%以上実施しているほか、法人内の国際センターで協定大学の新規開拓を行うなど、受入態勢の充実に向けて取り組まれており、引き続き、法人での取組を促してまいります。</p> <p>▶世界トップレベルの教育、研究水準を目指していくためには、スタートアップや国際化が重要で、政府の事業も含めた外部資金の獲得が必要であると認識しており、引き続き、法人での取組を促してまいります。</p>

9	<p>▶資金獲得を強力に進めるとともに経営改革を進めるべき。</p>	<p>▶研究力を向上するに当たっては、外部資金を獲得していくことが重要であると認識しており、引き続き、法人での取組を促してまいります。</p> <p>▶経営改革を進めるためには、外部人材の参画やセグメント別収支管理の徹底など開かれたマネジメント体制を通じた戦略的・計画的な法人経営が重要であると認識しており、引き続き、法人での取組を促してまいります。</p>
10	<p>▶時代の要求に合わせた学部学科の新設廃止を進めるべき。</p>	<p>▶学部学科の新設については、府立大学において公共政策学部を社会科学部に刷新されるなど、時代のニーズに合わせて見直しが行われており、引き続き、法人において適切な見直しが実施されていく予定です。</p>
11	<p>▶宇宙、ディープテック、AI に力を入れるべき。</p>	<p>▶DX が急速に進んでいる現代社会においては、AI への適応が急務であり、AI をはじめとする最先端のデジタル技術を使いこなす人材の育成が重要であると認識しており、引き続き、法人での取組を促してまいります。</p> <p>▶宇宙やディープテックについては、今後の検討の際に参考とさせて頂きます。</p>
12	<p>▶法人の目標期間が 6 年は長くないか。医療環境を巡る情勢がめまぐるしく変わることや、経営状況の管理という意味では期間を 3 年とし、かつ毎年見直すべき。</p>	<p>▶公立大学法人の中期目標の期間については、地方独立行政法人法第 25 条 1 項及び第 78 条第 1 項により 6 年間と定められています。</p> <p>なお、急速に変化し続ける社会情勢や環境に対して臨機応変に対応することが重要であると認識しており、引き続き、法人での取組を促してまいります。</p> <p>▶経営状況の管理については、毎年、設置者として財務諸表を承認し、経営状況を把握しているところであり、引き続き経営状況のモニタリングを通じて、法人の適切な経営を求めてまいります。</p>

13	<p>►10月19日の読売新聞によると「府公立大学法人赤字最大」で、その要因は大学の附属病院の赤字が大きいとのことです。この中間案を読む限り、そのことに対する危機意識が伝わってこない。京都市立病院では、職員の給与を抑制するほか、対策を講じてきているが、京都府や大学法人は何をしてきたのか。</p> <p>京都府の財政状況は黄信号だとも読売新聞にありましたので、そんな余裕はないのか。</p> <p>この中間案と読売新聞を併せ読む限り、大学法人の赤字が改善するとは思えない。</p>	<p>►府としても、国の交付金等を最大限活用し、運営交付金による追加支援を行ってきたところです。府立医科大学附属病院としても、この間、あらゆる経営改善に取り組んできたところがありますが、公的病院は不採算部門における診療を担っているほか、人件費や物価高騰の影響もあり、全国的にも厳しい経営状況にあります。</p> <p>本来は診療報酬や地方交付税で必要な経費が措置されるべきと考えており、設置者としては、国に対して制度改革を強く求めることとしております。</p> <p>京都府域における地域医療を守るために、府立医科大学附属病院の健全経営は不可避であり、引き続き、経営の健全化に取り組みます。</p>
----	--	---

令和7年12月京都府議会定例会議案別冊

京都府公立大学法人第四期中期目標

京 都 府

# 目 次

はじめに	• • • • 1
<b>I 中期目標の期間及び教育研究上の基本組織</b>	• • • • 1
1 中期目標の期間	• • • • 1
2 教育研究上の基本組織	• • • • 1
<b>II 教育・研究・地域貢献・医療の質の向上に関する重要事項</b>	• • • • 1
1 教育に関する目標	• • • • 1
2 研究に関する目標	• • • • 2
3 地域貢献に関する目標	• • • • 3
4 医科大学附属病院及び附属北部医療センターに関する目標	• • • • 3
<b>III 業務運営の改善等に関する事項</b>	• • • • 4
1 業務運営に関する目標	• • • • 4
2 人事管理に関する目標	• • • • 4
3 効率的経営の推進に関する目標	• • • • 4
<b>IV 財務内容の改善に関する事項</b>	• • • • 4
1 収入・経費等に関する目標	• • • • 5
<b>V 教育研究及び組織運営の状況の自己点検・評価並びに当該 状況に係る情報の提供に関する事項</b>	• • • • 5
1 自己点検・評価及び業務運営への反映等に関する目標	• • • • 5
<b>VI その他運営に関する重要事項</b>	• • • • 5
1 教育研究・診療施設の計画的整備に関する目標	• • • • 5
2 コンプライアンスの徹底に関する目標	• • • • 5
3 人権に関する目標	• • • • 5
4 危機管理体制の確保に関する目標	• • • • 5
5 環境への配慮に関する目標	• • • • 5
6 大学支援組織の形成・拡充等に関する目標	• • • • 5
<b>別表</b>	• • • • 6

# 京都府公立大学法人第四期中期目標

## はじめに

京都府が京都府立医科大学（以下「医科大学」という。）・京都府立大学（以下「府立大学」という。）を設置・管理する京都府公立大学法人を設立する目的は、京都府における世界につながる知の拠点として、両大学の特色を活かした質の高い教育研究活動を通して、豊かな知性と幅広い教養、高い専門能力と倫理感を持った人材を育成するとともに、世界トップレベルの医療の提供や教育・研究の成果を府民や地域に還元し、府民の健康増進、福祉の向上、京都文化の発信や産業振興など、府民生活の向上、地域社会や国内外の発展に貢献することにある。

したがって、常に教育・研究・医療が社会に与える効果を検証しながら、府民の期待に応えていくことが公立大学としての存在意義であり、その役割である。

平成20年度に京都府公立大学法人が設立されてから17年という年月が経過したが、その間、人口減少や少子高齢化、働き方改革などが大きく進んだことにより、地方では医療をはじめとする様々な専門分野の人材不足が顕著になっているところであり、これから京都を更なる発展に導いていくためには、その原動力となる、より優れた人材の育成が求められるところである。

こうした中、京都府公立大学法人が、これまでの中期目標期間の成果を礎として、幅広い教養と豊かな人間性・倫理観と高い専門性、コミュニケーション力や実践力を兼ね備え、地域社会から国際社会までにおいて幅広く活躍し、A I をはじめとするデジタル等の最先端技術を使いこなすことができる人材、そして、この京都、日本、ひいては世界を切り拓いていく志を持った人材を育成するとともに、理事長のトップマネジメントの下、多様なステークホルダーと協働し、急速に変化し続ける社会情勢や環境に対して臨機応変に対応できる大学運営に取り組むため、第四期中期目標を次のとおり定める。

## I 中期目標の期間及び教育研究上の基本組織

### 1 中期目標の期間

令和8年4月1日から令和14年3月31日まで

### 2 教育研究上の基本組織

別表に記載する大学、学部、大学院等を置く。

## II 教育・研究・地域貢献・医療の質の向上に関する重要事項

### 1 教育に関する目標

#### (1) 入学者選抜

大学の理念や人材育成方針に沿った優秀で多様な学生を受け入れるため、多面的な評価による入学者選抜や系属高校をはじめとする府内の高校との連携強化に取り組む。

#### (2) 教育の内容

少子高齢化という構造的な課題に加え、グローバル化の一層の進展など、目まぐるしく変化する社会経済情勢に臨機応変に対応するためには、幅広い知見と高い教養を備え、さらには、自ら考え、主体的に探求を進めることができる人材が求められており、次の観点で人材育成に取り組む。

### ア 倫理観を備えた高度専門人材の育成

倫理観を備えた高度専門人材を育成するため、入学から卒業まで一貫した生命・医療をはじめとする倫理教育を充実させるとともに、最先端の各専門分野の知識や技術を備え、社会実装や横断的・学際的な教育研究に対応する応用力・実践力を身に付けるための教育を行う。

### イ DX等に対応できる人材の育成

AIをはじめとするデジタル技術の発展やグローバル化がかつてないスピードで進む中で、高度情報化の進展に対応する情報活用能力を有し、国際社会で活躍するためのコミュニケーション力や多様な価値観を有する人材を育成するとともに、学生の留学支援や海外からの留学生・教員の受入促進などキャンパスの国際化を図る。

### ウ 地域に貢献する人材の育成

地域における実習や体験学習などの充実を図り、豊かな医療マインド・リサーチマインドを備えた地域の医療を支える医療人材、農業や林業を担う人材など、地域の課題解決のための実践力を有し、地域の発展に貢献する人材を育成する。

### エ 教養教育

幅広い視野、倫理観、豊かな人間性、新たな価値を生み出す創造性や協調性、主体性を涵養するため、医科大学・府立大学・京都工芸繊維大学による教養教育の共同化を推進するなど、教養教育の一層の充実を図る。

### オ 社会人教育

人生100年時代を迎える中、社会人の学び直しを支援し、キャリアアップや職業上必要な専門知識・技術を習得するための環境を整備するとともに、府民が生涯を通じて学び、活躍することができるよう、リカレント教育の充実を図る。

## (3) 繙続的な教育システムの見直し

18歳人口の減少に伴い大学間競争が激しくなる中、両大学をより魅力ある大学にするため、自己点検や外部評価等による授業内容の改善・充実や教員の教育力向上、カリキュラムの検証・改善を図るなど、継続的に教育システムの見直しを行う。

## (4) 学生への支援

多様なニーズを有する学生の受入れが進む中、学生が健康で充実した学生生活を送ることができるようにするため、障がい者や社会人、留学生等を含む多様な学生のニーズに応じた学修・生活支援、経済支援を行うとともに、学生同士が協働して主体的に学ぶことのできる開かれた空間づくりなど、教育・学修環境の充実を図る。

また、キャリア教育やきめ細やかな就職・進学などの進路指導を行い、卒業生の就職を支援する。

## 2 研究に関する目標

### (1) 戰略的な研究の推進

世界水準の革新的・先端的な研究開発や、地域の課題解決やグローバルな視点に立つ

た先進的な研究を推進するとともに、分野横断的な研究や両大学、京都工芸繊維大学及び京都薬科大学との連携による共同研究を推進する。

## (2) 研究実施・支援体制の充実

大学に求められるニーズが、社会への人材供給に加え、研究成果の還元にも広がる中で、外部資金の獲得、研究成果の社会実装や起業への支援を進めるとともに、研究設備や機器の共同利用や計画的な更新により研究への支援を図る。

また、グローバル化が進展する中で、国内外の大学、医療機関、試験研究機関等との連携によるオープンな研究体制と研究環境の整備を図る。

## 3 地域貢献に関する目標

### (1) 府や府内市町村、地域との連携

行政課題の解決や、地域振興・教育・文化・保健・福祉等の事業の推進に貢献するため、医科大学及び府立大学がシンクタンクとして、地域課題に関する調査・研究・提言や共同研究を実施する。

また、府内地域の活性化や行政活動に貢献できる人材の育成、高大連携の推進、学生による地域貢献活動等の支援を行い、卒業生の府内での就職を促進する。

### (2) 文化庁等との連携

暮らしの中に息付く伝統文化・生活文化を継承・発展・振興するため、京都に移転した文化庁や他の大学等関係機関と連携して共同研究を行い、研究成果を地域に還元し、京都の文化を担う人材を育成することで、地域における文化活動・産業の振興に貢献する。

### (3) 大学間連携・产学公連携の推進

地域や産業を支える人材育成や大学で創出された研究成果の社会や地域への還元を進めるため、府内の大学や企業等と連携した教育・研究やインキュベーション機能の拡充、和食文化等を活用した地域の産業の振興や活性化への支援を行う。

### (4) 地域医療への貢献

人口構造等の変化や慢性疾患増加といった疾病構造の変化など、地域医療を取り巻く環境が変化する中、がん対策や周産期医療など、府の政策医療との連携を図る。

また、京都府における医療水準の向上に貢献するため、病病連携・病診連携の強化や医師確保が困難な地域への医師の配置や養成を行うとともに、ドナルド・マクドナルド・ハウス京都との連携を密にして小児療養環境の充実を図る。

### (5) 生涯学習の推進

人生100年時代を迎える中、府民に多様な学びを提供するため、府民の生涯教育の充実を図るとともに、府民に開かれた大学として、大学施設の府民への開放や地域との交流などを推進する。

## 4 医科大学附属病院及び附属北部医療センターに関する目標

### (1) 高度先端・救急災害医療の提供

がん患者の遺伝子情報を調べ、患者に応じた最適な治療に活かすがんゲノム医療をはじめ、予防から治療まで一貫したがん医療提供体制を構築するなど、患者本位の質の

高い先端医療や、救命救急センター及び災害拠点病院として、重篤な患者や災害時の患者の受け入れなど、府民の安心と安全を守るための救急・災害医療を提供する。

#### (2) 地域医療との連携・地域医療人材の育成

府民の生命と健康を守るために、中核的医療機関として、地域における医療、保健、介護及び福祉の向上、災害時の対応に貢献するとともに、北部キャンパスでの教育研究体制の拡充などを通じて地域の医療従事者の資質の向上やキャリアアップの支援を行う。

#### (3) 安定的な病院経営と運営体制の改善

病院長によるガバナンスを強化し、今後の医療構造の大きな変化に対応していくために、最適な教育及び診療体制の構築を進めていくとともに、一人ひとりが経営マインドを持ち、全職員が一体感を持って、経営改善の取組みを進めていく。

#### (4) 安心・安全で患者視点に立った医療サービスの向上

安心で安全な医療を提供するため、患者の視点やニーズに応じた医療サービスの向上や療養環境の整備、医療安全体制の充実を推進する。

#### (5) 進展する国際化への対応

訪日外国人旅行者や在留外国人の増加を背景として、外国人患者の増加に対応する診療体制の整備や、医師・看護師等の医療従事者の海外派遣や海外からの受入促進を図る。

### III 業務運営の改善等に関する事項

#### 1 業務運営に関する目標

学内外の専門的知見を有する者の法人経営への参画の推進等により、理事長を中心とした強靭なガバナンス体制を構築し、戦略的かつ中長期的な法人・大学の運営に取り組むとともに、両大学の情報発信の強化やブランド力の向上、社会情勢の変化や地域のニーズ等に対応した教育研究体制の構築を図る。

#### 2 人事管理に関する目標

法人のメリットを活かし、雇用形態、勤務形態、給与形態等において、柔軟性に富んだ人事制度を運用し、多様で優秀な人材の確保・育成や効果的な人員配置を行うとともに、職員が出産、育児、介護などライフステージに応じた生活を安心して送ることができるよう、長時間労働の是正、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）等の働き方改革を進め、一人ひとりが働く意欲を高め、能力を存分に発揮することができる職場環境を実現する。

#### 3 効率的経営の推進に関する目標

1 法人 2 大学の特性を最大限に活かし、共通する事務部門の共同化、デジタル技術の活用等による効率的な事務処理を推進し、効果的な法人運営を図るとともに、業務内容の見直しを行い、業務の効率化・簡素化を進める。

### IV 財務内容の改善に関する事項

理事長のリーダーシップの下、戦略的・計画的な法人経営を行うため、外部人材の参画や

セグメント別収支管理の徹底など、より開かれたマネジメント体制を整備し、財務内容の改善を図る。

## 1 収入・経費等に関する目標

法人全体として、大学及び病院部門ごとの収支を可視化し、経営の透明性と効率性の向上を図り、大学部門については授業料等の定期的な見直しなど自主財源の涵養に、病院部門についてはより戦略的な診療報酬の確保に取り組むとともに、運営経費の継続的な見直しと効果的な執行、法人資産の有効な活用や保全に取り組む。

## V 教育研究及び組織運営の状況の自己点検・評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する事項

### 1 自己点検・評価及び業務運営への反映等に関する目標

教育研究活動や業務運営等に関する自己点検・自己評価や、京都府公立大学法人評価委員会・認証評価機関等の第三者評価により、課題や改善状況を明確にするとともに、評価結果を教育研究活動及び法人運営の改善に反映させ、その内容を迅速かつ積極的に公表する。

## VI その他運営に関する重要事項

### 1 教育研究・診療施設の計画的整備に関する目標

府と協働し、耐震化・老朽化対策、人口減少や医療需要の変化を踏まえた対応などの両大学、附属病院、附属北部医療センターの中・長期的視点による整備計画の策定を進めるとともに、順次整備を行い、安心・安全で快適な教育・研究・診療環境を確保する。

### 2 コンプライアンスの徹底に関する目標

監査機能の強化や教職員・学生の倫理意識の向上等による法令や社会的規範の遵守を図るとともに、研究の不正防止や情報セキュリティ・管理の強化などリスクマネジメントを強化する。

### 3 人権に関する目標

教育研究活動におけるハラスメント等の人権侵害の防止や業務遂行における人権尊重を徹底するとともに、人権や倫理に配慮した教育の充実を図る。

### 4 危機管理体制の確保に関する目標

学生や教職員の健康や教育研究活動での安全の確保を図るとともに、事故や事件、災害等の緊急時に適切かつ迅速に対応する体制の構築を図る。

### 5 環境への配慮に関する目標

地球温暖化対策、省エネルギー対策、適切な廃棄物処理等、環境に配慮した運営を行うとともに、環境問題に対する教職員・学生の意識啓発を行う。

### 6 大学支援組織の形成・拡大等に関する目標

卒業生、同窓会組織等との連携を強化し、ふるさと納税の活用による寄附の募集等を通じて、両大学への支援者を幅広く確保する。

## 別表

京都府立医科大学	学部	医学部
		医学研究科
		保健看護学研究科
	附属施設	附属病院
		附属北部医療センター
		最先端がん治療研究センター
		小児医療センター
		附属脳・血管系老化研究センター
		医療センター
	学部	文学部
		社会科学部
		農学食科学部
		生命理工情報学部
		環境科学部
京都府立大学	大学院	文学研究科
		社会科学研究科
		生命環境科学研究科
		食の文化学位プログラム
	附属施設	附属農場
		附属演習林

令和 7 年 12 月 京都府議会定例会

予算特別委員会 政策環境建設分科会

## 審査依頼議案

総合政策環境部

第 30 号議案 令和 7 年度京都府一般会計補正予算（第 7 号）中、

所管分

## 第30号議案 令和7年度京都府一般会計補正予算（第7号）

### ◇部所管予算の概要

<一般会計>

(単位：千円)

款	現計予算額 (第4号まで)	12月補正予算			計
		第5号	第6号	第7号	
総務費	8,607,270	0	58,335	0	8,665,605
衛生費	2,657,502	0	10,414	0	2,667,916
土木費	109,580	0	389	9,000	118,969
教育費	12,760,055	0	1,098	0	12,761,153
計	24,134,407	0	70,236	9,000	24,213,643

### ◇令和7年度12月補正予算案主要事項【総合政策環境部】

(単位：千円)

事項	予算額	財源内訳		事業の概要
		特定財源	一般財源	
生活・交通基盤整備事業費	9,000	国 9,000	—	国の「第1次国土強靭化実施中期計画」を活用し、山陰海岸国立公園の箱石湊宮線歩道を再整備

### ■繰越明許費

<一般会計>

(単位：千円)

款	現計金額 (第4号まで)	追加金額 (第7号)	計
土木費	0	9,000	9,000
計	0	9,000	9,000

令和7年12月京都府議会定例会

政策環境建設常任委員会  
付託議案

建設交通部

第 5号議案 京都府港湾施設の管理及び使用に関する条例一部改正の件

第 7号議案 京都府府営住宅城南団地建設工事請負契約締結の件

## 第5号議案 京都府港湾施設の管理及び使用に関する条例一部改正の件

### 1 改正趣旨

舞鶴港等の利用区分の適正化等を図るため、所要の改正を行うもの

### 2 改正内容

#### (1) 岸壁及び桟橋

【舞鶴港】	2時間未満	2~12時間	12~24時間	24時間超
現行		4.66円/t/回	4.66円/t/24時間	
改正後	2.33円/t/回		6.19円/t/回	3.10円/t/12時間

【その他の港湾】	2時間未満	2~12時間	12~24時間	24時間超
現行		3.14円/t/回	3.14円/t/24時間	
改正後	1.57円/t/回		4.17円/t/回	2.09円/t/12時間

#### (2) 管理棟

【舞鶴港】	一般使用（1日）	専用使用（1月）
現行	—	
改正後	78.42円/m <sup>2</sup>	2,330円/m <sup>2</sup>

#### (3) 占用（工事用施設及び工事用材料の置場としての使用）

【舞鶴港】	「荷さばき地」・「野積場及び港湾施設用地」（1月）
改正後 ※新設	舗装部分：243.85円/m <sup>2</sup> 未舗装部分：206.71円/m <sup>2</sup>

【その他の港湾】	「荷さばき地」・「野積場及び港湾施設用地」（1月）
改正後 ※新設	舗装部分：243.85円/m <sup>2</sup> 未舗装部分：196.23円/m <sup>2</sup>

#### (4) その他規定整備

### 3 施行期日

令和8年4月1日

■第7号議案 京都府府営住宅城南団地建設工事請負契約締結の件

工 事 名	京都府府営住宅城南団地建設工事（第1工区）
契 約 金 額	797,280,000 円
契約の相手方	宇治市菟道中筋14番地の7 株式会社 下岡建設 代表取締役 下岡 智也
契 約 の 方 法	地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の規定による一般競争入札
契約履行場所	城陽市寺田林ノ口、寺田深谷、寺田宮ノ谷
契 約 期 間	議会の議決を得た日から令和9年3月19日まで

令和 7 年 1 2 月 京都府議会定例

予算特別委員会 政策環境建設分科会  
審査依頼議案

建設交通部

第 30 号議案 令和 7 年度京都府一般会計補正予算（第 7 号）

中、所管分

第 31 号議案 令和 7 年度京都府水道事業会計補正予算  
(第 2 号)

第 32 号議案 令和 7 年度京都府流域下水道事業会計補正予算  
(第 2 号)

第30号議案 令和7年度京都府一般会計補正予算（第7号）

第31号議案 令和7年度京都府水道事業会計補正予算（第2号）

第32号議案 令和7年度京都府流域下水道事業会計補正予算（第2号）

◇部所管予算の概要

<一般会計>

(単位:千円)

款	現計予算額 (第4号まで)	12月補正予算			計
		第5号	第6号	第7号	
総務費	1,378,299	0	3,446	0	1,381,745
衛生費	139,173	0	1,507	0	140,680
農林水産業費	372,866	0	442	0	373,308
土木費	71,515,066	0	173,365	19,777,000	91,465,431
災害復旧費	1,121,411	0	1,418	0	1,122,829
諸支出金	366,273	0	0	0	366,273
計	74,893,088	0	180,178	19,777,000	94,850,266

<水道事業会計>

(単位:千円)

会計	現計予算額	12月補正予算		計
		1号	2号	
水道事業	10,689,493	12,399	109,000	10,810,892

<流域下水道事業会計>

(単位:千円)

会計	現計予算額	12月補正予算		計
		1号	2号	
流域下水道事業	23,515,335	13,115	1,316,000	24,844,450

## ◇令和7年度12月補正予算案主要事項【建設交通部】

(単位：千円)

事項	予算額	財源内訳		事業の概要
		特定 財源	一般 財源	
公共事業費	21,202,000	国 9,102,000 起 11,705,000 他 395,000	0	国の「第1次国土強靭化実施中期計画」を活用し、防災・減災対策や、成長・交流・暮らしの基盤づくりに資する事業効果の早期発現を図る。

## 繰越明許費

<一般会計>

(単位：千円)

款	現計金額 (第4号まで)	追加金額 (第7号)	計
土木費	11,119,000	16,765,000	27,884,000